

令和3年10月・11月閉会中 決算特別委員会の概要

日時	令和3年10月21日(木)	開会	午前10時	2分
		散会	午後3時	8分
	令和3年10月22日(金)	開会	午前10時	
		散会	午後3時	7分
	令和3年10月25日(月)	開会	午前10時	
		散会	午後3時	8分
	令和3年10月27日(水)	開会	午前10時	
		散会	午後3時	
	令和3年10月29日(金)	開会	午前10時	
		散会	午後2時25分	
	令和3年11月1日(月)	開会	午前10時	
		散会	午後2時23分	
	令和3年11月2日(火)	開会	午前10時	
		散会	午後3時11分	
	令和3年11月11日(木)	開会	午前10時	
		閉会	午後2時58分	

場所 第4委員会室

出席委員 齊藤邦明委員長  
浅井明副委員長  
高橋稔裕委員、渡辺大委員、松井弘委員、関根信明委員、松澤正委員、  
新井一徳委員、高橋政雄委員、宮崎栄治郎委員、松坂喜浩委員、  
並木正年委員、石川忠義委員、町田皇介委員、山本正乃委員、萩原一寿委員、  
西山淳次委員、守屋裕子委員

欠席委員 なし

説明者 「決算特別委員会における説明者、発言」のとおり

会議に付した事件

議案

議案番号	件名
第119号	令和2年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について
第120号	令和2年度埼玉県公営企業会計決算の認定について

## 令和3年度 決算特別委員会 審査日程

月 日	内 容
10月21日(木)	総括の事項審査 企画財政部(含 出納、監査事務局)関係審査
10月22日(金)	総務部(含 秘書課、人事委員会)関係審査 保健医療部関係審査
10月25日(月)	都市整備部関係審査 福祉部関係審査
10月27日(水)	農林部関係審査 教育局関係審査
10月29日(金)	環境部関係審査 県土整備部(含 収用委員会)関係審査
11月 1日(月)	県民生活部関係審査 警察本部関係審査
11月 2日(火)	危機管理防災部関係審査 産業労働部(含 労働委員会)関係審査
11月11日(木)	病院局関係審査 企業局関係審査 下水道局関係審査

## 【説明者】

宍戸佳子会計管理者、横内ゆり出納総務課長、吉田圭二会計管理課長  
都丸久財政課長  
若林裕樹参事兼税務課長、岩崎正史個人県民税対策課長

## 【発言】

### 関根委員

- 1 資料4「行政報告書」の3ページ、歳入歳出予算の説明があったが、新型コロナウイルス感染症関係の歳入歳出について、概算でよいので詳細を伺う。また、一般会計の新型コロナウイルス感染症以外の歳入歳出について伺う。
- 2 県財政の健全化並びに硬直化について令和2年度はどのような状況だったのか、財政力指数等も含めて伺う。
- 3 資料4「行政報告書」の11ページ、基金の状況について、33基金全体の合計残高は前年度末と比べて増加しているが、その主な要因は何か。また、日本銀行によるマイナス金利政策の長期化の影響で、運用環境は厳しかったと考えるが、令和2年度の運用状況はどうであったか。
- 4 実質収支額について、令和元年度を大幅に上回る271億円の黒字となっているが、その要因は何か。また、単年度収支額が220億円となっているが、これをどのように捉えているのか。
- 5 財源調整のための基金の年度末残高の推移について、令和2年度は前年度と比較して52億円増加している。昨年度は財政調整基金の積み増しのほか、公共施設長寿命化等推進基金に45億円の積立ても行っていたと思うが、財政状況に余裕が出てきたということか。

### 会計管理課長

- 1 令和2年度決算のうちコロナ対策関連経費は3,030億円で、歳出全体の13.8%となっている。主な支出は、医療機関等への補助金、医療従事者等への慰労金などで1,215億円、生活に困っている人への生活資金の貸付として571億円、飲食店等への感染防止対策協力金として498億円、雇用の維持と事業継続のための中小企業・個人事業主等への支援金で158億円、介護サービスを提供するための支援などで147億円などとなっている。なお、3,030億円の財源は、2,842億円、約94%が国庫支出金となっている。一方、コロナ関連分を除いた一般会計の支出は1兆8,988億円で、前年度比685億円の増加となっている。主な増加理由は、本県の高齢化が高いスピードで進んでおり、社会保障関連経費が増加しているためで、前年度比758億円増の4,667億円となっている。また、令和元年9月台風への対応として災害復旧費の増加も要因の一つとなっている。
- 3 基金全体の合計残高は前年度末と比べて約576億円増加している。主な増加要因は、県債管理基金が約357億円の増で、満期一括償還方式による県債発行が増加傾向にあることから、これに伴う償還財源分などの積立が増加したことなどによるものである。また、令和2年度に設置された新型コロナウイルス感染症対策推進基金が約132億円の増加、財政調整基金が約50億円の増加となっている。また、令和2年度の運用実績

については、33全ての基金を一括運用し、長期運用が可能な資金は地方債などの債券で、その他の資金は定期預金などによる金融機関への預入れで、安全性を第一に確保した上で効率性も考慮して運用した。マイナス金利政策が継続しているため預金・債券ともに金利が大変低い状況にあり、令和2年度の運用利回りは0.34%、運用益は32億8,300万円となり、前年度と比べて約3億6,600万円減少した。

## 財政課長

- 2 財政力指数については、令和2年度の速報値ベースでは0.77となっており、全国第6位となっている。財政の硬直化を測る指標として経常収支比率がある。これは、税や地方交付税などの経常的な収入に対して人件費や公債費といった経常的な経費の割合を示したものであり、数字が高いほど硬直化しているということを示している。令和2年度速報値ベースだと本県の経常収支比率は全国第21位となっている。数値としては、94.7%、昨年度からは大幅に3.0ポイント改善している。他団体は、例えば愛知県や大阪府は100%を超えている。都市部ほど硬直化しやすい傾向がある。近県では、千葉県が第43位の98.2%、神奈川県は第45位の98.4%となっており、こうした団体よりも良い数値であった。
- 4 実質収支額が271億円であり、令和元年度の51億円と比べると大幅に増加している。これは、特に新型コロナウイルス感染症関係の要因が主であり、歳入では医療関係の補助金である緊急包括支援交付金において、年度末まで入院協力金などの経費が多額に生じると見込んでいたが、3月末までの決算値を見るとこれが余り、国庫返還金が令和3年度に生じることとなっている。この補助金は令和2年度に概算で受け入れているため、見かけ上、黒字幅が広がっている。この国庫返還金が108億円分ある。また、景気の低迷により法人関係税の減収に対応した国の制度改正により、特例的に減収補填債の対象税目が7項目拡大されたことによる180億円の発行増、税の徴収猶予に対応した猶予特例債が新設されたことにより55億円を発行しており、これらが黒字要因となっている。歳出面では、特に医療関係の受診控えが新型コロナウイルス感染症の影響で生じていると考えられ、医療関係の社会保障費が0.1%減少しており、例年にない一時的な傾向により黒字が増えた。他県の状況は、神奈川県は720億円の実質収支黒字、千葉県は559億円の実質収支黒字となっており、全国的な新型コロナウイルス感染症による影響だと総務省からも聞いている。単年度収支は、実質収支の271億円から昨年度の実質収支51億円を差し引いたものであり、これが220億円である。増加した理由は、先ほど申し上げたものと同様である。
- 5 昨年度の2月定例会における補正予算において、財政調整基金に52億円、公共施設長寿命化等推進基金に45億円の積立てを行ったが決して財政的に余裕が生じたわけではなく、減収補填債の発行などで一時的に歳入が確保できたということで、この機を逃さず、財政調整基金や今後必要な長寿命化のための基金に積立てを行った。地方財政法上も「決算の剰余金のうち二分の一を下らない金額を翌々年度までに積み立てなければならない」とされており、それにも合致したものと考えている。

## 関根委員

- 1 県の財政状況について、財政力指数が全国第6位、経常収支比率が全国第21位ということだが、本県はおおよそ健全であると理解してよいか。
- 2 基金のうち債券についてはどのような運用であったのか詳細を伺う。また、株式等の運用もしているのか。

- 3 基金への積み増しができたのは新型コロナウイルス感染症の関係で一時的なものとの説明があったが、仮にその影響がなかったら基金はどのような状況だったのか。

### 財政課長

- 1 健全化判断比率の中に、実質公債費比率と将来負担比率という指標がある。実質公債費比率は、分母の標準的な財政規模に対して、分子は借金の償還分がどれくらい占めているかを示す指標であるが、こちらは、速報値で全国第25位、中位に位置している。将来負担比率は、分母の標準的な財政規模に対して、退職手当相当分など将来的に負担するものがどれくらい占めているのかを示す指標であるが、こちらも全国第21位で中位に位置している。国が示す健全化の基準はいずれも満たしており、健全化は維持できていると考えている。ただし、他県の状況も見ながら、歳入の確保や歳出の見直しを引き続き取り組む必要があると認識している。
- 3 昨年は歳入が一時的に確保できたので積み立てた。新型コロナウイルス感染症がなかった場合は、令和元年度末で基金の残高が600億円、令和2年度末は652億円に復元したが、令和3年度当初予算で517億円活用しており、今現在の残高137億円まで目減りしている。基金の例年の運用としては、年度内に歳出の削減努力を更に行い、歳入の確保等も進めて、基金を取り崩さずに復元し、何とか翌年度につなぐということとしている。基金の残高としては1,000億円を超える金額は確保したいと考えており、そうすると最低でも2年分の当初予算を組めるようになると思うので、財政改革を引き続き行い少しでも積み増しできるように努力していきたい。

### 会計管理課長

- 2 地方自治法において基金は確実かつ効率的に運用しなければならないと規定されており、元本を棄損してはならない。株式は元本割れを起こすおそれがあるため運用しておらず、国債や地方債により運用している。

### 山本委員

- 1 資料4「行政報告書」の(2)歳入歳出決算の概況について、歳入額のうち新型コロナウイルス感染症対策として受け入れた国庫支出金はどの程度あるのか。また、国庫支出金を受けるに当たって、県では国にどのような要望をしてきたのかと、今後の課題について伺う。
- 2 資料4の(3)「県税の概要」のうち「イ 令和2年度の取組」において、適正な課税事務を進めるため、法人調査や不動産取得税調査などに取り組んだとあるが、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり調査実施は非常に難しかったと思う。実際どのように取り組んだのか。また、取組の結果、どのような成果があったのか。
- 3 歳出が最大規模ということであるが、今までと違う状況の中で資金繰り、歳計現金の資金状況にはどのような影響があったか。

### 会計管理課長

- 1 令和2年度決算のうち新型コロナ対策関連費は、先ほど申し上げたとおり、3,030億円となっている。これに係る歳入のうち国庫支出金は2,842億円で、主な内訳は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が882億円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が1,317億円となっている。なお、緊急包括支援交付金については1,499億円を収入しており、支出した1,317億円との差額18

3億円は令和3年度中に国庫に返還することになっている。

- 3 県の資金繰りである歳計現金の状況は、令和2年度はコロナ対策関連経費の支払いが発生し、主な財源となる国庫支出金は入金タイミングによっては資金不足の可能性も見込んで管理をしていたところである。特に昨年末から飲食店等へ協力金の支給が始まったが、これに係る国庫支出金の入金が支出より後になるということで、3月下旬から4月上旬にかけて資金不足を想定していたところであるが、関係課所と調整を行った結果、最終的に資金不足は発生しなかった。

### 参事兼税務課長

- 2 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、人流抑制や飛沫感染の防止の対策を取りながら調査を行う必要があった。調査は、通常、直接出向いて行うが、県税事務所の体制としても保健所支援など新型コロナ業務の従事などで人間的にも厳しい状況であった。このように調査の実施が困難な状況であったため、例えば法人調査では、インターネットを使った法人情報の調査や、電話での聞き取り調査などの机上調査を徹底した。現地確認が必要な場合でも、効率的に行うためにポイントを絞り、チェックリストを作成するなどできるだけ短時間で調査を行った。取組の成果であるが、目標として16億2,000万円を掲げていたところ、法人二税では2億6,998万円、不動産取得税では25億2,659万円の合計27億9,657万円の成果を上げることができた。

### 財政課長

- 1 国に対して、本県独自、1都3県知事会議、全国知事会などあらゆる機会を通じて、当時の西村康稔経済再生担当大臣や加藤勝信厚生労働大臣に対して複数回要望している。この要望の成果もあり、令和2年度においては全国ベースで地方創生臨時交付金は総額4.5兆円、緊急包括支援交付金は総額3.7兆円が地方に配分された。今後の課題としては、地方創生臨時交付金の特に地方単独事業分の現在残高がなくなっており、今後経済回復に向けたステージにおいて単独事業を打ち込んでいく財源がない状態である。今後、国でも大型の補正予算が組まれるという報道もあるので、しっかり要望して財源等を獲得していく。

### 山本委員

コロナ禍で困難な中でも、課税調査を行い、成果を上げてもらっている。もし手元になればよいが、インターネット調査や電話調査などはどの程度の件数を実施しているか。

### 参事兼税務課長

インターネットや電話での個々の調査件数は手元にないが、昨年度の調査件数についてお答えする。例えば、通常、法人が事務所等を設置した場合は届出をしてもらい、所得等に応じて納税をしていただくが、届出をしていないいわゆる「未届法人」に対する調査を行っている。令和2年度は、9,232件の調査を行い、208件の課税を行った。また、申告のない法人に対しては、6,383件の調査を行い、2,231件の課税を行った。

### 渡辺委員

- 1 基金の運用について、長期のものとそれ以外のものの比率を伺う。
- 2 利回りの高い米国債などの運用を検討したことはあるか。

## 会計管理課長

- 1 債券運用の割合は約76%であり、残りが預金による運用である。
- 2 これまでは公金管理アドバイザーの助言をいただきながら、国内の地方債や国債による運用を行っており、外国債等については現時点で購入についての検討には至っていない。一方、地方自治法で効率的な運用が求められていることもあり、今後どのような運用が最適なのかどうか、引き続き検討する余地があると考えている。

## 渡辺委員

地方自治法では米国債を運用の対象とすることが禁止されているか。

## 会計管理課長

法において禁止されているかどうかは直ちにはお答えいたしかねるが、地方自治法に従い確実に効率的な運用をしていることから、今後アドバイザーに可能かどうかも含めて相談し、検討していきたい。

## 守屋委員

- 1 行政報告書14ページの「令和2年度の取組」の中で、「新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難になった方に対しては、県税の申告期限延長や徴収猶予の特例措置を講じる」とある。申告期限が4月まで延長されたことは事業者の方は助かっていたが、問題は特例措置である。どのくらいの事業者が活用され対応したのか。
- 2 行政報告書15ページについて、厳しい状況の事業者が増加する中で、令和2年度の県税の納税率が税務統計上の最高記録を維持したとあるが、この理由について伺う。
- 3 行政報告書の17ページのグラフと資料から県債残高の推移を見ると、令和2年度に特例債が増加しているが、これは新型コロナウイルス感染症の影響による増加ということでのよいのか。

## 参事兼税務課長

- 1 徴収猶予の特例制度の適用状況については、令和2年度決算時点で、県が直接徴収している法人事業税や自動車税などは、調定ベースの件数で3,311件、税額は約33億円であった。
- 2 令和2年度の県税全体の納税率は98.4%と令和元年度と同率であった。個人県民税以外の税目については新型コロナウイルス感染症の影響もあり0.3ポイントのマイナスであったが、一方で、個人県民税では0.5ポイントのプラスであり、トータルでは前年度と同率を維持できた。法人二税の特例猶予の適用が多かったこともあり、県が直接徴収する税目については納税率が低下した。一方で、市町村が賦課徴収している個人県民税では徴収猶予の特例措置の適用の件数は比較的少なかったと聞いている。コロナ禍でも市町村が県と一丸となって取り組んだ成果だと考えている。

## 財政課長

- 3 新型コロナウイルス感染症の影響による増加である。主な理由としては、新型コロナウイルス感染症の影響により特例的に減収補填債の対象税目が従来の4税目に7税目が追加され、総額で456億円発行したためである。また、猶予特例債を55億円

発行している。

#### **守屋委員**

徴収猶予の件について、まだ周知が徹底されていないのではないかと思います。例えば、県のホームページのトップページ等に税金の納税猶予・減免について載せればより周知できるのではないかと考えるがどうか。

#### **参事兼税務課長**

特例猶予の制度については制度ができた際は、県のトップページの注目情報などで、県税の取扱いを案内した。また、ホームページでのお知らせのほか、彩の国だよりでも幅広く周知を行った。さらに、個人事業税の納税通知書にリーフレットを入れるなど、丁寧に周知を行ったところである。特例猶予の制度は終了しているが、納税することが困難な場合の案内や各種制度について、引き続きホームページ等で幅広く周知を図っていく。

#### **松澤委員**

令和2年度埼玉県歳入歳出決算の概要、資料6の8ページ、「エ 翌年度繰越額」について、前年は772億円であったが、令和2年度は1,958億円となった。繰越額が大きくなった主な要因を伺う。

#### **会計管理課長**

翌年度繰越額の内訳をみると、継続費繰越が令和元年度53億円から、令和2年度は10億円と43億円減少となった。一方で繰越明許費は非常に大きくなっていて、令和元年度の711億円から令和2年度は1,914億円で、プラス1,203億円となっている。事故繰越については令和元年度から令和2年度はプラス25億円の増加となっており、トータルで見ると前年度比でプラス1,186億円の増加ということになっている。主な繰越案件を見ると、非常に大きい繰越明許費を申し上げると、新型コロナウイルス感染症対策関連経費が大きく増加している。具体的には、商工業費の958億円。これは前年度比プラス955億円となっている。こちらはコロナ関連対策の協力金支給事業の956億円が主な理由となっている。それから公衆衛生費について79億円で、前年度比プラス77億円という内容になっている。その他コロナ関係以外については土木費が非常に大きくなっていて、道路橋りょう費で278億円、河川費で319億円、都市計画費で130億円ということで、これらが大きな理由となっている。

## 【説明者】

堀光敦史企画財政部長、中山貴洋政策・財務局長、三須康男行政・デジタル改革局長、西村朗地域経営局長、島村克己企画総務課長、竹内康樹計画調整課長、都丸久財政課長、山口達也行政・デジタル改革課長、三橋亨情報システム戦略課長、北聡子地域政策課長、梶一之市町村課長、石川護土地水政策課長、浪江治交通政策課長  
穴戸佳子会計管理者、横内ゆり出納総務課長、吉田圭二会計管理課長  
矢島謙司監査事務局長、関口修宏副事務局長兼監査第一課長、豊野和美監査第二課長

## 【発言】

### 関根委員

- 1 行政報告書23ページの「1(1)総合計画の推進」のうち、県民満足度調査は、5,000人を対象として実施し、満足度は14項目平均で55.3%となっているが、この数値をどのように捉えているのか。
- 2 「埼玉版SDGsの推進」について、取組が始まったばかりであると思うが、令和2年度の実績、課題は何か。
- 3 行財政改革行動計画では、「日本一暮らしやすい埼玉を実現するため不断の行財政改革を推進する」としているが、この日本一暮らしやすい埼玉の実現とは、あくまでもキャッチフレーズなのか、それとも埼玉が日本一になるための数値目標を示して行っているのか。
- 4 実際に令和2年度の「日本一暮らしやすい埼玉」の実績の概略について伺う。
- 5 行政報告書36ページの「7 市町村行財政運営の支援」のところで、15団体に財政運営の支援を令和2年度に行ったとあるが、具体的にどのような取組を行ったのか。

### 計画調整課長

- 1 今回の県民満足度は55%を超えており、ここ数年の調査の結果を見ても6割近くの県民から満足という回答をいただいていることから、県の取組に対する一定の評価をいただいていると考えている。満足度については社会情勢の影響を大きく受けることも考えられることから、何%といった数値目標を設定することはなじまず、5か年計画を着実に推進していく中で、結果として満足度の数値が改善していくことが好ましいと考える。
- 2 県が重点的に取り組むテーマを設定する、官民協働で全県的な推進体制を構築する、更にプレイヤーを増やしてワンチーム埼玉でSDGsの達成に取り組むという3点を考慮して実施してきた。令和2年度は4月に庁内推進本部を設置し、全庁一丸となって取り組む体制を整え、更に官民連携プラットフォーム、パートナー登録制度を創設し、官民連携の協調体制を整えてきた。課題は、埼玉版SDGsを全県に普及させる観点から、企業・団体を中心とした活動を県民レベルまで浸透させて意識を高めることを考えている。県民の認知度が高まると、SDGsに取り組む意義が高まり、企業・団体も更に積極的に取り組むという効果も期待できると考えている。具体的にはスマートフォンアプリによる情報発信・参加促進、学校における環境教育、イベントにおけるパネル展示などを行うことでSDGsを広く県民に浸透させていきたいと考えている。

### 行政・デジタル改革課長

- 3 行動計画では全部で62の取組を計上しているが、そのうち35の取組で数値目標を定めている。
- 4 特に県庁のICT化に取り組んできた。企画財政部ではモデル的にペーパーレス化に取り組む、その成果を令和3年度に全庁展開している。

### 市町村課長

- 5 具体的な取組としては、「公共施設アセットマネジメントの推進」、「財政分析」、「公営企業の経営改革」など合計8テーマについて助言を行った。助言に当たっては、市町村の規模や行財政運営の状況を考慮した上で、職員が市町村に赴いてヒアリングを行い、課題を整理して対応策を提案するなど、伴走的な支援を実施した。

### 関根委員

- 1 満足度が6割近くというのが高い方というのは疑問である。例えば、さいたま市では、アンケートの項目数が少ないが、「これからも住みたいと思うか」というテーマで調査を実施しており、約85%が満足という結果になっていたと思う。日本一を目指すのに、なぜ数値目標を設定しないのか。
- 2 令和2年度の取組により192者が参加したとのことだが、中小企業数は40,000社近くあり、全体の数を考えると非常に少ない。中小企業が参加するための考えについて伺う。
- 3 政策を掲げる上では目標数値を決めて、その費用対効果を出していく必要があると考える。「日本一暮らしやすい」というのは、フレーズはいいと思うが、一体何なのか、もう少し具体的に分かるようにしていくべきと思うがどうか。
- 4 15団体に助言、アドバイスをして、成果はどのようなものがあったのか。

### 計画調整課長

- 1 数値目標については、例えば、新型コロナウイルス感染症の影響により県民の意識が変化し、調査結果に反映されることもある。そのため、「ここまで」などと線を引いてしまうと社会情勢の変化に対応できないこともあり得ることから、現在のところ目標値は設定していない。
- 2 SDGsの考え方を中小企業に浸透させることで、広めていくことは大事である。現在のところ商工会連合会などを通じて市町村単位の商工団体に入会・登録を依頼してきたが、今後は直接市町村、地元の商工会などに働き掛けてSDGsの考え方を浸透させていきたいと考えている。

### 行政・デジタル改革課長

- 3 数値目標を設定している35の取組以外にも年度ごとの取組内容を工程として示している。例えば、テレワークの推進という取組ではサテライトオフィスを令和2年度に整備するとしている。

### 市町村課長

- 4 具体的な成果としては、「公共施設アセットマネジメントの推進」の支援を行った4団

体については、4団体全てが令和2年度中に公共施設個別施設計画を策定した。また、「公営企業の経営改革」の支援をした1団体については、同じく令和2年度中に経営戦略を策定した。助言団体に対して実施したアンケート調査の結果では、約9割の団体から「参考になった」という回答を得ており、市町村の行財政に関する課題解決の一助となっているものと考えている。

### 関根委員

県民満足度の調査項目数が14項目と多いと思う。もう少しシンプルに三つくらいの項目で、県民に対し「埼玉県はいい県ですか」などと聞けば、良い数字が出てくると思うがどうか。

### 計画調整課長

現在の県民満足度調査では、5か年計画の基本目標ごとに、どう県民が考えているのか、その結果をどう施策に反映できるかという視点でアンケートを行っている。県政世論調査でも県民の意識調査を実施しているので、県政世論調査と連携しながら県民の意識をどう把握していくかを考えていきたい。

### 萩原委員

- 1 行政報告書41ページの「ウ 駅ホームの転落防止対策」で駅ごとの補助額にばらつきがあり、事業箇所の路線が絞られて行われているが、これらの理由は何か。
- 2 行政報告書43ページの「(5) 地域公共交通に対する支援」の「エ 地域公共交通の活性化促進」の「(ア) 再編促進事業」は、市町村に対してコミュニティバスなどの支援をしているとのことだが、その内容と効果はどのようなものか。
- 3 行政報告書44ページの「カ 新型コロナウイルス感染症対応」の「(ア) 運行継続支援事業」について、バス事業者も大変な打撃を受けている中、重要で緊急的な事業と思うが、この内容はどのようなものだったか。

### 交通政策課長

- 1 ホームドアの整備は複数年にわたって行われる事業である。また、事業者によって設計から工事の完了まで含めて事業を行っているため、複数年の中でいつ事業に着手していつ事業が終わるかという点と、県の補助をする年度のタイミングにより、各年度の補助額にばらつきが生じる。県の補助は市町と協力して実施しているが、ホーム1列当たり上限3,000万円という制限を設けている。また、事業箇所の路線が絞られている理由は、鉄道事業者が整備のしやすさなどを考慮してホームドアの整備計画を立てているためである。
- 2 令和2年度の再編促進事業としては2市2町に補助している。具体的には、熊谷市ゆうゆうバス再編事業、草加市のバス路線網整備推進事業で、いずれも新規のコミュニティバス路線導入事業に対する支援である。また、ときがわ町でのデマンド交通の導入事業に支援をし、上里町での「こむぎっち号」の再編事業への支援を行った。
- 3 事業内容は、県内に本社を置く地域鉄道として秩父鉄道、県内に本社又は営業所を置く路線バス事業者、タクシー事業者を支援対象とした事業である。感染防止対策として、彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店プラス等に基づく取組を実施するなどの要件

を課した上で、運行を継続している事業者に対して支援金を給付した。支援金額は地域鉄道が200万円、路線バス事業者が100万円に対象車両1台当たり10,000円、法人タクシー事業者が100,000円に対象車両1台当たり7,000円である。支給対象の全事業者に対し、支援金を合計約9,600万円支給した。

### 萩原委員

- 1 ホームドアについて、鉄道事業者が計画を立てているという話があった。県内ではJR京浜東北線や東武伊勢崎線はかなり整備が進んでいると思うが、他の路線についてはまだこれからのように思う。鉄道会社が計画を立てていなければ一向に進まないのではないか。県はどのように関わり、市町村と連携を図りながら進めていくのか。
- 2 再編促進事業の効果について答弁がなかったので再度伺う。

### 交通政策課長

- 1 鉄道事業者の中には、令和4年度以降を含めた整備計画を記者発表などにより明らかにしているところもあるが、全ての鉄道駅の記載があるわけではない。県としては、鉄道事業者に対し、整備計画がある鉄道駅については早期の整備をしていただきたいということと、整備計画がない鉄道駅については整備計画を策定していただきたいという2点を要望をしている。また、市町村との連携については、県が鉄道事業者に整備要望をする際は、市町村の要望も取りまとめて県から要望している。各市町村の個別のホームドアに関する要望も取りまとめた上で、併せて県から要望を行っている。
- 2 熊谷市、草加市でのコミュニティバス路線は本格導入に向けて運行されている。従前の課題があったところについての見直しが行われ再編が進んでいると考えている。

### 萩原委員

令和元年度に市町村を支援する再編促進事業が開始された。令和2年度は2年目だが、令和元年度に1年間事業を行って、それを踏まえてどういう方向性で予算を計上したのか。

### 交通政策課長

地域公共交通計画の策定を補助の要件としている。計画を踏まえて事業を展開していく中で、再編について後押しをして、持続ある地域の足を確保している。

### 萩原委員

支援を受けたいと思っている市町村がまだあると思うがどうか。

### 交通政策課長

県としても地域の足を守っていく、将来に向けて持続あるものとしてしっかり確保していくためには、地域で交通計画を定めてもらうことが重要と認識している。この事業を活用してしっかりと後押ししていきたい。

### 渡辺委員

行政報告書41ページの「ウ 駅ホームの転落防止対策」のホームドア設置促進事業について。資料17番でも出ているが、ホームドアが設置されているところがまだ少ないという状況において、乗降客数が多くても未整備の駅がある。そうした乗降客数が多く優先

度が高い駅が整備されていない状況についてどう考えているか。

### 交通政策課長

JR大宮駅を例に挙げると、さいたま市が取り組んでいるグランドセントラルステーション化構想など、駅自体の改善が行われるところについては、事業者としても整備を進めづらいという状況があるようである。相互乗り入れを行っている路線では、運行している列車の扉の位置が列車ごとに違うなどの理由で整備を進めることが難しいと聞いている。一般的な話として、ホームドアの整備は多額の費用がかかるため、事業者として個々に判断をして整備計画を立てて進めていると伺っている。

### 町田委員

- 1 主な取組として県は企業・団体が積極的にSDGsに取り組めるよう官民連携プラットフォームやパートナー制度を創設しており、それぞれ会員数が439者、192者となっているが、内訳はどうなっているのか。また、目標数があったのか、あったとしたらその目標に達しているのか。
- 2 ふるさと創造資金について、市町村の主体的で計画的な地域づくり等の取組77件を支援したとあるが、具体的にどのような事業に支援を行ったのか。
- 3 県重点政策連動事業の対象となるのは具体的にどのような事業か。

### 計画調整課長

- 1 官民連携プラットフォーム会員439者のうち、企業等294者、市町村は全63団体、団体・NPO等が80者、国の機関2者であった。団体・NPOの内数として商工団体は5者である。目標は定めなかったが、見込みとしては令和2年度末で400者としていた。パートナーは企業価値を高め、SDGsに取り組んでいる証として県が登録するものであるため、市町村は対象としていなかった。内訳は企業等173者、団体・NPO等が19者となっている。パートナーの目標については令和2年度末までに100者としていた。

### 地域政策課長

- 2 令和2年度の支援実績の例として、深谷市の「大河ドラマ放映を契機とした渋沢栄一記念館魅力向上プロジェクト」事業がある。これは交付確定額2,017万円の事業である。この事業は、今年1月から始まった大河ドラマ「青天を衝け」を契機として、渋沢栄一記念館への大型モニターや観覧席の設置、駐車場の拡張整備等を図ることで、同館の集客力の強化を図るものである。実績としては、令和2、3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、休館や来館予約の停止を余儀なくされたが、令和2年度94,000人程度だった来館者数が、令和3年4月から8月までの5か月間で、前年度1年間を超える106,810人となる実績だった。
- 3 県重点政策連動事業は、市町村の地域づくりに加え、埼玉県5か年計画の推進に資することを目的として、平成25年度に創設した補助事業である。県と市町村が政策的に連動した事業を実施することで相乗効果を期待するものである。対象事業は、埼玉県5か年計画に基づく県の主要政策の推進に資する事業であって、市町村が創意工夫し地域づくりと親和性の高い事業のうち、本資金の趣旨に合致する事業としている。例えば、5か年計画の政策4「生涯を通じた健康の確保」に資する事業や、施策46「川の再生」

に関係する事業などがある。健康の確保に関する事業では、久喜市による「健康寿命N o. 1を目指す市民主体の健幸・スポーツ都市づくり事業」に支援を行った。この事業は、市民に健康に関する知識や運動習慣を身に付けてもらい、生活習慣病の予防につなげることを目的に、オンラインスポーツイベントの開催や健康づくり関連動画の作成・公開などを内容とするものである。

#### 町田委員

- 1 商工団体が5者とは非常に少ないと感じた。中小企業や小規模事業者に対しSDGsの取組を促していくことは重要だと思う。まずは商工団体にプラットフォームに参加していただき、その地域の商工会議所や商工会ごとに地域の企業にアプローチをしていく、あるいは市町村から企業や団体に働き掛けていくことが全県的なSDGsの取組の広がりにつながっていくと思うが、これまでこうした対応はしていなかったのか。
- 2 他の市町村にふるさと創造資金活用事業の好事例の周知などを図っているのか。

#### 計画調整課長

- 1 これまでは、商工会議所連合会、商工会連合会などを通じて市町村単位の商工団体の入会を依頼し、そこを通じて地元の中小企業に働き掛けてもらうことを念頭に活動してきた。委員御指摘のとおり、中小企業の参加の余地があるため、まず市町村、商工会議所、商工会に入会登録をしていただき、そこから中小企業に対して参加していただくよう普及啓発をしていきたいと考えている。

#### 地域政策課長

- 2 毎年度、市町村の移住担当者を集め、ふるさと創造資金の移住関連補助を活用した先進的な取組を、他の市町村にも参考にしてもらうなど共有を図っている。また、令和3年度からは移住施策に加え、ふるさと創造資金を活用したシティプロモーションなど、地域の魅力発信や愛着心の醸成につながる事業について、会議の場で市町村に発表してもらい、他の市町村と情報共有を図っている。

#### 高橋（稔）委員

- 1 行政報告書18ページ、「部局別の主な見直しの内容」の「電子県庁推進事業費」については、IT発注力を高める等も含めた事業費となっていたと思う。合理化したのはよいが、これまでと同様の事業効果を担保できているのか。
- 2 行政報告書26ページの「DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進」においては、要求資料27でも確認したが、RPA、音声テキスト化、AIチャットボットについて、当初見込んだ事業効果は達成できているか。また、令和2年度における課題は何か。

#### 情報システム戦略課長

- 1 この事業の内容は、一つはCIOへの助言、もう一つは庁内情報システムに関するライフサイクルコストの削減、システム品質向上等を図るため「企画・予算化」「調達」「開発・導入」「運用・保守」「再利用・廃止」のライフサイクルの各フェーズにおいて適切な指導を受けることである。この中で知見をいただく部分で重なる部分があり、これを合理化し一つの事業に再編し、費用を圧縮したもので、決して質を落としているわけ

ではない。

### 行政・デジタル改革課長

2 RPAについては、行財政改革行動計画において、令和2年度の目標は50業務と設定している。実績は、令和2年度末で51業務であった。効果は、導入してから一定期間を置かないと分からないが、平成30年度までに導入した10業務では、年間約18,000時間の業務時間削減となっている。課題は、制度が変わることによりメンテナンスが必要になる点と導入に着手してもうまくいかない場合がある点である。音声テキスト化の目標は、同じ行財政改革行動計画において、令和2年度で200会議としている。実績は、約490会議であった。その効果として、標準的な一つの会議で約2時間の業務時間の削減ができると考えており、全体で約980時間の削減効果があったものと思っている。課題は、録音状況によってはうまく変換できず、手動での修正が増えてしまう点である。県民向けのAIチャットボットの目標は、令和2年度でアクセス数20,000件と設定している。実績は、約33,000件となり達成している。効果として、チャットによる一問一答の問合せについて、電話対応であれば1件当たり2分かかると仮定すると、約1,100時間の業務時間が削減されたと認識している。課題は、業務が増えるとQAデータを整理する必要がある点である。

### 高橋（稔）委員

- 1 費用が削減できるのであれば、オーナーシップを持って事業に取り組むような人を雇用するという方向に見直しをする可能性はなかったか。
- 2 RPA、音声テキスト化、AIチャットボットの効果について、現場の負担は本当に軽減されているか。

### 情報システム戦略課長

- 1 専門技術者に近い方を雇用するというのも一つの選択肢だと考えている。ただ、一度採用すると雇用し続けなければならないといった問題もある。一方、専門的なコンサルタントに委託することで多くの高度な専門家に相談でき、トータルでプラスになる部分もある。そのため、今すぐ専門家を直接雇用するということは考えていない。

### 行政・デジタル改革課長

- 2 三つとも現場のフォローを行っている。単純作業を機械化することで、企画業務など職員にしかできない業務を実施できるようになったという声を聞いている。また、会議録作成作業のスピードアップが図られたという声も届いている。

### 守屋委員

- 1 行政報告書41ページの「イ 駅のバリアフリー化の促進」について、3市町に対して経費の一部を助成したとあるが、実際にはどの程度の自治体からの要望があったのか。
- 2 地域の未来を考える政策プロジェクト会議について、令和2年度に26回の会議を行い、例えば東部地域でSDGsの意見交換、川越地域の新型コロナウイルス感染症が収束した後の川越経済圏が目指すべき方向性について話し合ったとあるが、その概要を伺う。

## 交通政策課長

- 1 令和2年度については3市町から要望があった。具体的には久喜市、鶴ヶ島市、小川町から「みんなに親しまれる駅づくり事業」の補助要望があり、要望どおり補助金の交付を行い、バリアフリー化が図られたものである。

## 地域政策課長

- 2 川越地域の詳細が手元にないため秩父地域の例を紹介したい。秩父地域では若者の流出が地域課題になっているため、この会議の場でUIJターンなど若年層の地域定着について議論した。高校生と保護者向けに企業見学会を開催し100人以上の参加があった。参加者からは「地元で優良な企業があることが分かり良かった」とのアンケート結果が得られるなど、参加者にとって有意義なものとなった。

## 守屋委員

バリアフリー化の促進は、まだ整備が足りない印象である。令和2年度は手上げ方式で3市町に対して一部を助成したとなっているが、実際には、危険箇所はもっとあると思う。それらはどのように捉えて対応していくのか。

## 交通政策課長

駅のバリアフリー化については、まずは地元の自治体にしっかりと考えていただいた上で、我々としても後押しをしていきたいと考えている。バリアフリー化についてもしっかりと市町村と話を促すよう努めていきたい。

## 松坂委員

- 1 移住総合支援事業の実施により実際に移住に結び付いた移住者数は把握しているか。
- 2 国土調査の推進について、全県の進捗率が32.3%、市町村ごとの進捗率もばらつきがあるが、進捗率を高めるためには何が必要と考えているか。また、進捗の遅れの影響はどのように出ているか。

## 地域政策課長

- 1 現在の人口動態統計の仕組み上、移住政策の個々の事業について直接的な移住数を把握することは難しい。国による移住者の定義付けもなく、人口移動の理由を把握した統計もないことから、移住者数の正確な把握は困難となっている。このため、人口移動理由等の把握について、プライバシーに配慮した上で、全国的な要因分析ができる仕組みづくりを、全国知事会を通じて国に要望している。また、自治体独自の取組として、窓口に来た移住相談者を追跡調査するアイデアも考えられるが、窓口を通さない移住者の把握ができないというデメリットがある。こうした事情を踏まえ、移住者数の把握は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の成果指標にある都道府県間の社会増減数が、直接的ではないが最も客観的な数字であると考えている。なお、窓口を通さない移住者が把握できないため、部分的な数字になるが、移住相談の窓口がある7市町が把握している移住者数は、令和2年度で195人となっており、前年度の約1.7倍となっている。

## 土地水政策課長

- 2 調査を行っていない、又は中止している市町が調査を開始することが重要と考え、市

町を訪問し、調査の着手や事業の再開をお願いした。また、調査を実施できない理由として財源と人手の不足を挙げる市町が多いことから、財源については国庫補助があること、人手については作業のかなりの部分の外部委託が可能であること等を丁寧に説明した。進捗の遅れの影響については、定量的に考えることは困難だが、近年多発している災害発生後の復旧について、遅延・阻害する要因の一つになったと考えている。

#### 松坂委員

移住総合支援事業について、農林部の「農ある暮らし」との連携や市町村の支援をしていくべきであり、そのような中で移住者数を把握し、事業展開していくことが必要ではないか。

#### 地域政策課長

農林部など他部局との連携を図っていきたい。市町村についても、移住者数を把握していないところもあるが、これは通常の窓口業務が多忙であり、それに加え移住者追跡を行うことが負担だと聞いている。市町村に移住事業の効果を測ることの重要性を理解いただき、少しずつできるところから取組を始めてもらうよう議論したい。

#### 委員長

暫時休憩する。再開は午後2時30分とする。 (14:25)

( 休 憩 )

#### 委員長

委員会を再開する。 (14:31)  
ほかに発言はあるか。

#### 石川委員

- 1 行財政改革の中で、AI-OCRや音声テキスト化システムの利用促進で目標を上回る実績を既に得たと報告があったが、この成果を上げた経緯について伺う。
- 2 行政報告書41ページの「ア 鉄道事業者に対する要望」について、遮断機の安全確保に関してはこれまでも本会議の一般質問や予算特別委員会で取り上げてきたが、令和2年度の要望では遮断機の上げ下ろしのタイミングの安全確保についてどのように要望したのか。

#### 行政・デジタル改革課長

- 1 具体的には、それぞれの利便性等の案内を行うことや、実際にシステムを利用してもらうといった取組を行ってきた。例えば、AI-OCRであれば、アンケート調査をする際に、紙で配布し、紙で返ってくる業務に対して、回収した紙からテキストに変換するところまでをサポートするなどの支援を行った。音声テキスト化についても同様に、実際にシステムを利用するよう働き掛けを行うことや、テキスト化する場所を1か所に集約し、そこで集中的にテキスト変換するなどの取組を行った。

## 交通政策課長

- 2 久喜市の踏切について、具体的には、JR東日本に対しては「宇都宮線第三岩槻踏切の遮断時間制御の適切化」という内容で、東武鉄道に対しては「伊勢崎線第173号踏切の遮断時間制御の適切化」という内容で要望している。各鉄道事業者に対する要望については、県で市町村の要望も取りまとめて県から要望している。

## 石川委員

- 1 担当課がどう取り組んで実績を上げたかということを知りたい。最初の目標自体が低かったのかとも思えるので、そうではなくて担当課が各課にどのように促して、令和2年度の実績につながったかという点を伺う。
- 2 具体的にはいつどのように要望したのか。

## 行政・デジタル改革課長

- 1 具体的には、まず全庁に「このような機能があるが使えるか」といった照会を行った。また、照会だけでは反応がないようなこともあるため、想定される所属に個別にヒアリングを行うなど、受け身ではなく能動的に働き掛けをすることで開拓を行った。

## 交通政策課長

- 2 JR東日本本社に対しては、コロナの影響により例年より遅くなったが、令和3年3月29日に直接訪問して文書により要望を行った。東武鉄道は直接訪問することができなかったため、郵送により2月下旬に要望を行った。

## 並木委員

- 1 「国の施策に対する提案・要望」について、ここ数年実現していないような要望もあるが、実現可能性が低い要望については、切り口をどのように変えて国に要望していくのか。
- 2 移住のPR動画等の広報について、媒体はSNSや電車の中吊り広告などいろいろあると思うが、併せて移住の条件について緩和するべきではないか。
- 3 上里町は条件不利地域に該当しないが、そのような地域も移住施策の対象とすべきではないか。

## 企画総務課長

- 1 警察官の増員や周産期医療体制の充実など実現していない要望もあるが、一方で、本県に必要な要望については、関東共通の課題であれば関東地方知事会で提案することや、全国的な課題であれば全国知事会で要望していくなど、粘り強くあらゆる機会を捉えて要望していくことが基本だと考えている。

## 地域政策課長

- 2 本県への移住のPR手法については、単に20代から40代向けというだけでなく、移住を具体的に考えている方に届くように「子育て」や「テレワーク」など具体的なテーマを絞ってターゲティング広告を行った。また、令和3年度は、移住の一つ手前の関係人口の創出に力を入れており、取組企業等の社員に本県でテレワークをしてもらいながら、地域活動にも参加いただく取組を行う。この取組の様子を動画で撮影・広報する

ことで、本県でテレワークをしながら地域とつながれるというイメージを持ってもらうような企画をしている。

- 3 県が主体の移住施策については対象地域を絞る考えはないが、国の移住支援金などは、山村振興法等により対象が条件不利地域に限定されているものがある。これについては実態を踏まえて対象を拡大するよう国に要望している。

## 西山委員

- 1 行政報告書43ページの「ア バス路線の維持・確保」において、市町村等に対して助成したとあるが、助成した金額や対象の市町村など具体的な内容を伺う。
- 2 行政報告書43ページの「エ 地域公共交通の活性化促進の（ア）再編促進事業」に関して資料請求し、資料の38に再編促進事業として熊谷市、草加市、ときがわ市、上里市の2市2町の事業が載っている。例えば熊谷市、草加市は新規コミバスの導入とあり、補助額が載っているが、具体的に何に使うために補助したのか。

## 交通政策課長

- 1 7市町と2事業者に助成している。2事業者は国際興業に約235万円、イーグルバスに2路線分として、一つに200万円、もう一つに約158万円を助成している。7市町は秩父市、皆野町、横瀬町、小鹿野町、ときがわ町、熊谷市、神川町である。例えば、秩父市は5路線に対し約2,014万円を助成している。
- 2 熊谷市のバス再編では車両の購入費、バスマップの印刷費、放送案内の修正費などに助成し、草加市ではバス乗務員の待機所の改修費に助成している。

## 西山委員

バス路線の維持・確保としては、路線を維持するために運行経費を補助して地域住民の足を確保しているという趣旨だと思われる。県北の交通過疎のような地域に助成しているが、都市部でも車に乗らず駅までの足がない高齢者が増えつつあり、生活の足としてコミュニティバスなど新たな公共交通の形態が必要になってきていると考えているが、再編促進事業では補助額の上限や決まりごとはあるのか。

## 交通政策課長

県北、県南でも従前とは違った形で地域の足が必要な方が増えてきているというのも重大な問題と認識している。補助の上限額は500万円である。将来に向けて地域の足を確保していくことが大事だと考えている。再編促進事業は、地域の交通計画を地域の関係者が集まって地域の状況に応じて議論し、再編して持続あるものを作っていただくことについて、導入の初期費用を充てる事業となっている。

## 西山委員

支援が弱い印象である。地元の所沢市ではコミュニティバスを再編してワゴン車で回る形に変えたが、公共交通計画ができていないため補助は受けられない。全部をまとめて行うのは難しいため柔軟に考えていただきたいがどうか。

## 交通政策課長

別の利用促進モデル事業では、他市のモデルになるような取組に対して補助するメニュー

一もある。バス路線維持、再編促進、利用促進、それぞれの中で効果的な取組をしたい。

#### 新井委員

資料4「行政報告書」46ページ、「公金収納のキャッシュレス化」について、「県民の利便性向上と事務の効率化を図るため、電子マネー導入施設等での情報収集や効果検証を行うとともに、各種支援を行った」とあるが、具体的にどういった情報収集、支援、どういった効果検証を行ったのか。

#### 出納総務課長

県立の美術館等でキャッシュレスの取組を実施し情報収集を行った。また、キャッシュレスの専門家に導入を希望する事業課向けのアドバイスをいただいた。効果検証については、利用の実例が実際には10%前後という状況である。

#### 新井委員

キャッシュレス化はこれから必要不可欠だと思うので進めるべきと思うが、本県の手数料については、まだ収入証紙による納付を行っている。資料1「歳入歳出決算書」18ページ、証紙特別会計を見ると、調定額が約125億円と、相当数の方が証紙を買っている。証紙は許認可の申請や、県立学校の入試に使うが、コンビニや市役所などにわざわざ買いに行く必要があり、大変面倒だと思う。証紙の利用を続けている理由を伺う。

#### 出納総務課長

高校の卒業証明書のように、電子申請・電子収納に対応している手数料もあるが、手数料収納の9割が証紙で納入されている。現在利用できる制度を進めつつ、キャッシュレスについても併用可能な制度を作って、庁内に働き掛けることを検討していきたい。

#### 新井委員

例えば東京など3都県は証紙を廃止し、これから廃止する予定のところも3府県ある。令和2年度に、証紙を廃止した自治体に効果や課題について調査を行ったか。

#### 出納総務課長

正式な調査という形ではなく、担当者が電話で聞き取る形で行った。令和3年度は全国的に検討状況を調査している。既に証紙を廃止している自治体については、もともと現金収納の窓口のシステムがあったため、証紙を廃止しても県民の方が窓口に来て現金を収納できるため事務的に容易に廃止できたと聞いている。証紙廃止を検討している自治体では、キャッシュレスに移行する場合に対応できない方をどうするかという課題があると伺っており、本県も同じ認識である。

#### 新井委員

DXの観点から考えれば、証紙はとにかく廃止するべきと思うが、具体的に昨年度廃止ということを議論したか。

#### 出納総務課長

具体的に廃止に向けての議論は行っていない。

## 【説明者】

小野寺亘総務部長、廣川達郎税務局長、堀光美知子人財政策局長、田中勉契約局長、若林裕樹参事兼税務課長、片桐徹也人事課長、岩崎正史個人県民税対策課長、松澤純一学事課長、鶴見恒管財課長、谷戸典子職員健康支援課長、須田茂利文書課長、丸山正太郎行政監察幹、吉田雄一統計課長、森田克枝総務事務センター所長、小川裕嗣入札課長、吉村正則入札審査課長兼技術評価幹、渡邊和貴県営競技事務所長

岡精一秘書課長

阿部隆人事委員会事務局長、田口修人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、山岸盛三任用審査課長

## 【発言】

### 関根委員

- 1 行政報告書14ページ「(3) 県税の概要」の「(イ) 令和2年度の取組」において、個人県民税対策として収入未済額の多い市へのチーム型派遣などによる税込確保に取り組んだとあるが、令和2年度は具体的にどのような取組を行い、どのような成果があったのか。
- 2 行政報告書51ページ「(1) 職員の採用」について、324名採用とあるが定数に対して人材は確保できたのか。また、辞退者の状況はどうだったのか。
- 3 行政報告書56ページの情報公開事務について、年々情報公開が増えていると思われるが、令和2年度の状況は前年度と比較してどうだったのか。また、職員は情報公開にどのくらいの時間を割いているか。情報公開請求を大量に行う方、頻繁に請求される方がいて厳しい状況はないか。
- 4 行政報告書58ページの「(2) 私立学校に対する助成」について、不用額が大きい、これは私立学校の生徒が少ないからか。また、父母会や私立学校関係の団体から毎年要望が出されていると思うが、令和2年度に対応した点があれば伺う。

### 個人県民税対策課長

- 1 チーム型派遣とは、県が税務職員を1人又は2人、市に派遣し、市役所の職員と一緒にチームを編成して、高額滞納整理等を行うものである。令和2年度は、収入未済額の多い川口市など5市に対して、チーム型派遣を行った。こうした取組の結果、令和2年度の5市合計の納税率は96.3%となり、令和元年度の95.6%より0.7ポイント上昇という成果が出た。収入未済額についても約3億9,000万円圧縮という成果を得た。

### 人事課長

- 2 令和3年4月1日現在の欠員は67名であり、要因としては、法改正により福祉職の児童相談所に配置する職員の枠が増えたことが大きい。その他採用が困難な土木系の職種等については、新しい試験を採用するなど工夫を行っているところである。辞退率に

については、令和2年度は上級試験で36.2%、試験全体で33.5%であった。

### 文書課長

3 令和2年度の請求受付件数は4,622件で、令和元年度の6,930件に対し約33.3%の減であった。また、開示等の処理件数の合計は4,597件で、令和元年度の6,918件に対し約33.6%の減であった。令和元年度は保健医療部で大量請求があったが、令和2年度はそのような大量の請求がなかったことが減少の大きな要因である。開示請求の処理については、公文書を保有する各課所において、通常の業務と並行して行っており、開示請求の処理時間のみを把握することまではできていない。処理に要する時間は、対象文書の量や不開示情報の判断の難易によって異なるほか、開示請求が複数の課所を対象とするものであれば、各課所でそれぞれ対応するため処理に係る時間の総計が増加するといったこともあり、請求件数から処理時間の総計を推計することも難しい。参考ではあるが、開示決定等は、通常15日以内に行うところ、担当課所数ベースでの請求受付件数は524件あり、そのうち161件、約30%の決定期限を延長した。一番長く延長しているものは122日であった。頻繁に請求する方がいるかということについては、開示請求者ベースで211者のうち、複数回の請求があった方は58者、5回以上の請求があった方は15者であった。一番多い方は72回の開示請求を行った事例がある。

### 学事課長

4 私学助成は、運営費補助と父母負担軽減事業補助の2本柱で実施しており、この二つで大きく不用額が出ている。具体的には、運営費補助で約15億6,000万円、父母負担軽減事業補助で約48億3,000万円である。運営費補助では、幼稚園の園児数の積算が、見込みよりも実績が大きく下回ったためである。父母負担軽減事業補助では、高校分が一番多く、約32億3,000万円である。これは、令和2年度に国の就学支援金制度が大きく拡充され、その際に統計資料などを基に積算して県の父母負担軽減事業補助も拡充したが、大きく見込みを下回ってしまったためである。また、私学関係の団体や保護者の会の方々から、私学助成の振興を求める要望を受けている。対応としては、例えば運営費補助では、生徒1人当たり単価について、前年度を上回る予算を確保した。

### 関根委員

- 1 チーム型派遣はどのような形で編成しているのか。県からの依頼なのか、それとも市からの依頼なのか。また、毎年5、6市ほどで実施しているのか。
- 2 職員採用の辞退率が約36%ということだが、辞退者を減らす工夫としてどのようなことに取り組んでいるのか。

### 個人県民税対策課長

- 1 チーム型派遣については、収入未済額の多い市に対して県から働き掛けることもあり、市から要請を受けて支援することもある。令和2年度は5市、今年度は4市に派遣し、納税率の向上、収入未済額の圧縮に向けて取り組んでいる。

## 人事課長

- 2 意向聴取前に最終合格者の業務説明会を開催するとともに、職種別に内定者の集いを実施し、説明会を行うことで合格後のフォローを行っている。また、採用辞退防止のため、採用辞退者向けのアンケートを平成29年度に実施した。その結果、就職先を選ぶ決め手として「仕事のやりがい」や「執務環境」を重視する声が多かった。そのため、最終合格者向け業務説明会等で先輩職員の話聞く機会を多く設け、仕事のやりがいや職場の雰囲気伝えることで、業務の理解促進や入庁の機運醸成をしている。

## 守屋委員

- 1 会計年度任用職員の給与と処遇について伺う。
- 2 就職氷河期世代の支援で職員採用選考を実施したとあるが、何人の応募で何人が採用されたのか。また、令和2年度の採用選考方法を検証して今後どのように生かすのか。
- 3 追加資料11について、令和2年度の受給生徒数が増加しているにもかかわらず授業料に対する補助額が減少した理由を伺う。また、保護者からは学校の運営費の補助も実施してほしいという声がある。学校の運営費に補助がないと、それが保護者の負担となってくると考えられるが、これをどのように捉えているのか。

## 人事課長

- 1 会計年度任用職員の報酬の額は、常勤職員の給与との権衡を考慮した上で、職務の複雑性、困難度及び責任の度合いに応じて定められている。例えば、知事部局で最も多く任用されている報酬区分では、週29時間の勤務で、年収約230万円である。

## 任用審査課長

- 2 就職氷河期世代を対象とした職員採用選考は、採用予定者数5人程度のところ945人の方から応募があり、最終合格者が6人で、4人が採用となっている。今後、多様化する県民ニーズに対応していくためには、様々な経験あるいはスキルを持つ幅広い人材を確保することが必要と考えている。就職氷河期世代を対象とした選考は、令和2年度から3年間を予定しているが、本選考の実施方法等を検証し、他の採用試験等への活用を検討していきたい。

## 学事課長

- 3 授業料に対する補助額が減った理由は、国の就学支援金制度が大幅に拡充されたことに伴い、一般財源が押し出されたためである。しかしながら、同時に元々年収約609万円の世帯まで対象となっていた県の父母負担軽減事業補助を約720万円の世帯まで拡充したため、結果として全体の金額は約8億4,000万円増加しており、新たに実質無償化の対象となった生徒も約5,000人増えている。また、父母負担軽減事業補助と運営費補助との関係であるが、本県においては、平成15年の県議会の決議により、父母負担軽減事業補助を強化してきたという経緯がある。父母負担軽減事業補助と運営費補助を合わせた生徒1人当たり支援額では全国第8位であり、手厚い支援をさせていただいている。今後とも、私学助成の2本柱ということで、しっかり頑張っていきたい。

## 守屋委員

- 1 会計年度職員制度への移行により一時金を支給するということになったが、毎月の給与から一時金に相当する給与を引かれているということを知った。毎月の給与は生活するためのものであり、そこから引かれると困ると思うが、どのように捉えているのか。
- 2 氷河期選考に関し、945人の応募に対して4人の採用とのことだが、応募者は、適切な県職員の基準に対してどうだったのか。また、多くの応募に対し、採用人数は適切だったのか。

## 人事課長

- 1 制度移行により、会計年度任用職員に期末手当、一時金を支給できることとなった。旧制度と比べると、報酬月額は下がっているが、その一方で新たに期末手当が支給できることになったため、年収としては増額になっている。例えば、知事部局で最も人数の多い報酬区分の会計年度任用職員を旧制度と比較した場合、年収は約6.4%増えている。期末手当を支給できることとなったことに伴うものであり、給与制度全体としては適正なものと考えている。
- 2 氷河期世代で経験したことを生かしてもらうため、採用者は社会的弱者への生活支援などの業務に従事しており活躍している。採用人数については、就職氷河期世代の支援という側面と、県政を遂行していくための優秀な人材を確保するという面とのバランスを図る必要があると考えている。

## 松井委員

- 1 行政報告書65ページの「(1) 入札・契約制度の企画調整」の「ア 適正な公共調達の推進」について、建設業の働き方改革の推進に対する取組の進捗管理を行ったとのことだが、どのような取組を行い、どのような成果があったのか。
- 2 「イ 建設工事に係る入札・契約制度の改善」のうち、彩の国建設工事の入札及び契約事務適正化委員会を3回開催したとあるが、適正化に向けての方向性や内容はどのようなものだったのか。

## 入札課長

- 1 建設業は、労働時間が長く、休日が少なく、若年層をはじめとする担い手の確保や生産性の向上が課題となっている。総務部では三つの取組を行っている。一つ目は、施工時期の平準化として、これまで工事の稼働率が低かった4月から6月の工事を増やすことである。二つ目は、週休2日制モデル工事の推進として労務費などに経費を上乗せすることである。三つ目は、生産性向上に寄与するICT活用工事として3次元測量等を推進していることである。令和2年度の成果として、施工時期の平準化については、目標が11部局に対して全部局で実施した。週休2日制モデル工事は、目標が7部局191件に対して5部局183件で実施した。ICT活用工事については、目標が3部局118件に対して4部局135件で実施した。全ての取組について、目標はおおむね達成できたと考えており、引き続き推進していく。

## 入札審査課長

- 2 彩の国建設工事の入札及び契約事務適正化委員会は、大学教授や弁護士など6名の外部有識者で構成される委員会である。昨年度は、令和元年度に県が発注した建設工事の

入札手続が適正なものとなっているかについて審議した。1回目を7月に開催し、令和元年度発注工事の中から審議の対象となる工事を抽出した。2回目を11月に、3回目を1月に開催し、抽出された対象案件について、入札方法は適切か、入札参加条件は適切か、落札決定は適切に行われているかなどを審議した。全ての案件について、入札・契約手続は適正に行われていたとの意見を受けている。

#### 松井委員

週休2日制モデル工事について、実施できなかった部局があるが、その理由は何か。

#### 入札課長

予定していた工事発注ができなかったと聞いている。実施できなかった部局に対しては、今年度、実施していただくよう強力に働き掛けており、成果が上がるよう努める。

#### 委員長

暫時休憩とする。再開は午前11時5分とする。 (10:58)

( 休 憩 )

#### 委員長

委員会を再開する。 (11:05)  
ほかに発言はあるか。

#### 山本委員

- 1 障害者雇用について、追加資料19では、令和3年度は2.9%と高い水準となっている。県庁における障害者雇用を推進するため、どのような取組を行っているのか。また、定着率を上げるための取組はどのようなことを行っているのか。
- 2 行政報告書53ページの「ア 職員の給与等に関する報告、勧告及び意見」の「(イ) 特殊勤務手当の改正」について、意見の申出を行うに至った経緯及び特殊勤務手当がどのような場合に支給されるのか。

#### 人事課長

- 1 障害者を対象とした採用選考において、従来の身体障害者に加え、精神障害者、知的障害者を対象に加えたほか、年齢要件を引き上げるなど雇用拡大に努めてきたところである。また、令和2年度からは、庁内の定型業務を集約化し、ICTの活用等により効率的に事務を行うスマートステーション「flat」を開設し、そこで働く会計年度任用職員のうち、9名の障害のある方を採用し活躍いただいている。採用後も障害の状況や必要な配慮等を丁寧に確認し、特性に応じた合理的配慮を行うよう努めており、執務環境の改善、研修や相談体制の拡充など、障害者雇用の推進を図っているところである。定着率を上げる取組については、flatに障害者への対応について専門的なノウハウを持つアドバイザーを配置し、障害のある職員が在籍する所属からの相談にも対応している。また、障害者の方が障害の特性に応じて無理なく安定的に働けるよう、勤務時間や休憩時間を弾力的に割り振ることができる要綱を定めるなど工夫して定着を図っている。

## 副事務局長兼総務給与課長

2 国が令和2年3月に人事院規則を改正し、新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対する防疫等作業手当の特例を措置した。各都道府県に対しても国の改正の趣旨等を踏まえて適切に対応するよう通知があった。これを受け、本県においても、保健所職員が患者を搬送する業務など同等の業務が生じていることから、防疫業務手当について特例を措置することが適当であるとして意見の申出を行ったものである。支給対象となる業務は、具体的には、保健所における患者を自宅から病院等に搬送する業務や宿泊療養施設の療養者が滞在している区域において、食事の配布やごみの回収などのレッドゾーンで行う業務を想定している。また、行政報告書の括弧書きにある1日当たり4,000円の業務は、例えば、保健所での搬送において患者を抱え込むなどの患者の身体に直接接する業務を想定している。続いて、福祉保健業務手当の引上げについてであるが、児童相談所に勤務する児童福祉司等は、相談対応件数の増加等に伴い業務量が増加しており、業務の特殊性、困難性が增大している状況である。こうしたことから、職員の業務の肉体的、精神的な負担や、専門性を有する人材の確保等を考慮して、処遇改善に関する国の措置内容や他県の状況なども踏まえ、福祉保健業務手当を改正することが適当であるとして意見の申出を行ったものである。支給対象は、児童相談所に勤務する児童福祉司及び児童心理司である。

## 山本委員

障害のある職員の定着率に関し、令和2年の予算特別委員会において、障害者は雨の日に休むことが多いため、駐車場の屋根の設置について配慮するよう質問したが、昨年度、具体的に改善がなされたのか伺う。

## 管財課長

一部では2台分の駐車スペースを1台分にすることがある等の条件はあるものの、ほぼ設置可能との結論に至ったため、令和4年度に屋根の設置のための予算要求をする予定である。

## 渡辺委員

行政報告書53ページ、就職氷河期世代の支援であるが、先ほど945人の応募があり4人が合格との答弁があった。1次試験がエントリーシート、2次試験が適性試験、3次試験が面接試験となっていると思うが、3次試験の面接試験を受けた人数は何人か。

## 任用審査課長

3次試験の面接試験を受けたのは14人である。

## 渡辺委員

採用選考方法をこれから検証すると思うが、就職氷河期世代の職員は生活支援などの職種に携わることが多いとの説明があった。ソーシャルワーカーなどだと思うが、人物重視すなわち人間性が重要な部分になってくると思う。945人の応募で面接したのが14人という状況だが、今後面接についてどのような検証を考えているのか。

## 任用審査課長

人事委員会の採用試験では、これまで人物重視の観点から最終合格者の2倍程度の人数を面接している。面接による選抜を重視するならば面接受験者は多い方がいいという考え方もあろうかとは思いますが、一方で、多くの受験者に最終合格の期待を抱かせたまま合否発表までの期間を引き延ばすのはよくないという考え方や、事務の効率性の問題もある。これらを考慮し、採用予定者5人程度のところ、14人を面接したものである。

## 萩原委員

- 1 行政報告書54ページ、「高齢層職員の能力及び経験の活用」の考え方が記載されているが、令和2年度、具体的な取組を進めているのか。若手職員、特に技術職員への継承は重要と考えるがいかがか。
- 2 行政報告書61ページ、「公有財産の管理」に関し、追加資料24に未利用財産の一覧がある。未利用財産について、令和2年度はどのような考え方で対応したのか。また、売却をする、若しくは再利用するという考え方について伺う。

## 人事課長

- 1 高齢層職員がこれまで培ってきた技術や経験を公務内で最大限活用するということが重要と考えている。再任用制度を運用する中で、県政における課題を解決するためのグループ単位での配置や経験・能力がものをいう業務への配置を行っている。今後もこれまでの経験を若手職員に継承できるように人事配置を行っていきたい。

## 管財課長

- 2 未利用地については、公的利用を最優先して検討するという「未利用財産の利活用に係る基本方針」に基づき利活用を検討している。未利用地が出た場合、まず県として利活用できないか、県庁内の全課所に意向照会を行う。庁内で利活用の意向がない場合、土地の所在する市町村に照会し、市町村の利活用が見込める場合、市町村への売却手続を行う。県、市町村いずれも利活用が見込めない場合、県有資産マネジメント検討委員会に諮り、将来的な利活用を見据えて保全すべきか、売却処分すべきかを決定している。売却処分が決まった場合、県の財源として有効活用できるように一般競争入札を原則として、より高額での売却を図っている。

## 萩原委員

- 1 再任用になるまでそれなりのポジションで力を発揮してきた方が、再任用後に全く違う部署に配属されるということが市などではよく見られる。再任用に当たり決まりごとがあるのか。
- 2 川口市にも2か所の未利用財産がある。貴重な財産なので、県が利用できないのなら市に使ってほしい。様々なところで更新をしなければならない中で、必要とされるような財産は幾らでもあると思うので、再利用に向けて努力をお願いしたいが、どのように考えるか。

## 人事課長

- 1 再任用の配置については、知識や経験、技術が生かせることを優先的に考えている。

職員のこれまでの経歴を踏まえて配置を行っており、極力、全く関係のないところに配置が行われないようにしている。これまでの経験が生かせるよう、経歴などを重視して、本人がやりがいを感じる、又は配置された場所で技術が継承されるような配置を今後も行っていきたい。

### 管財課長

2 公共利用を最優先に考えており、市町村に「今は予算がないが使いたい」という意向が少しでもあれば、使い方や売却時期などに配慮している。未利用地26件のうち7件は市町村への売却予定だが、すぐには予算がないというものもあるので、御理解いただきたい。

### 萩原委員

再任用の配置先に関して県で決まりごとはあるのか。

### 人事課長

配置先については、その年々でポストが変わるため、必ずここにという決まりごとがあるわけではないが、先ほど申し上げた考え方で人事配置をしている。

### 並木委員

- 1 昨年も今年も新型コロナウイルス感染症の関係で職員の負担が非常に大きくなっており、職員の定数が少ないのではないかと考えている。休暇については、課長級以上の職員が率先して取得しないと、部下職員は取得しにくいのではないかと。令和2年度に休暇取得促進についてどのような取組を行ったのか。
- 2 県内企業の育成のため、中小企業振興基本条例に沿って入札や物品調達を行うとされているが、令和2年度はどのように取り組んだのか。

### 人事課長

1 ゴールデンウィークや年末年始等を「年次休暇取得促進期間」と位置付けて、全庁的に休暇取得の呼び掛けを行った。また、実績評価など上司と面談する機会に、年次休暇使用計画表や休暇取得予定シートを活用するなど、休暇取得の促進に取り組んできたところである。また、幹部職員から意識を変えていく必要があるのではないかと御指摘であるが、昨年度は副知事や各部長が「働きやすい職場づくり宣言」を行い、休暇に限らずワークライフバランスを考慮した働きやすい環境をつくるための取組を実施した。

### 入札課長

2 県では埼玉県公共事業等施行方針を定めて県内企業の受注機会の確保に努めている。令和2年度については、建設工事では件数ベースで約9割、契約額ベースで約8割、県内企業が受注している。受注機会確保の具体的な取組としては、分離・分割発注の推進、入札参加条件における地域要件の適切な設定、地域精通度や災害防止活動を評価する総合評価方式などを実施している。さらに、令和2年10月にはJVの施工実績に係る運用方針を策定し、JVのその他の構成員の施工実績を次の受注機会に生かせる仕組みを作った。物品調達については、令和2年度の県内中小企業の受注率は件数ベースで約9

4%、契約額ベースで約80%となっている。毎年、財務研修において、中小企業の受注機会の確保についても周知徹底を図っている。

### 並木委員

追加資料17について、男性の育児休業の取得が伸びているのは本当に良いことである。東京都では休暇が取りやすいような雰囲気があると聞く。令和元年と令和2年で取得率はどうか変わったのか。また、年次休暇についてはどうか。

### 人事課長

年次休暇については職員1人当たり平均で令和元年が13.1日、令和2年は12.4日で、0.7日減った。また、男性の育児休業の取得率については、令和元年度は27.4%であったが、令和2年度は46.2%と上昇している。

### 石川委員

追加資料24の未利用地について伺う。令和2年の当初予算の審査において、売却検討できる財産が23件あり、そのうちの3件を売却したと聞いている。残りの20件についてどのように精査したか。また、この23件以外についても各部局に照会をかけ精査するとの答弁だったが、どのように取り組んだのか。

### 管財課長

現在は未利用地26件となっており、そのうち10件は売却を予定、そのほかについて、5件は暫定利用、6件は用地測量や建物工作物の撤去など技術的な作業に入っている。5件は地元市町村と利活用の検討を行っている。ある程度整理はできており、今年度は10件のうち3件を売却する予定だが、市町村側の事情などで個々に見るとすぐに売却することが難しい。平成28年度からの5年間で31件、85.8ヘクタール、約105億円の売却を進めてきた。5年前と比較して、47件から26件と件数で45%減、面積で80%減となっており、売却の進んでいない26件は様々な理由で売却が困難なものが残っていると分析している。

### 石川委員

26件以外にも各部が所管している財産で未利用地になり得るものがあり、利活用の検討が可能なのではないか。どのように精査したのか。

### 管財課長

各部の所管しているものも含めて26件と整理し、売却等を検討している。

### 石川委員

総務部が把握しているもの以外にも未利用地があるのではないかと。少しでも財政に資するために、再度精査して未利用地にプラスするものがあるのではないかと。令和2年度においてどのように精査したのか。

## 管財課長

建築物の状態や健全性等について5年に1回、施設アセスメントという形でファシリテイマネジメントでの評価を行っている。公共施設は一定目的を実現する手段として県民の税金により建設されたものである。利用状況が低い施設については、まずは有効活用を進めるよう所管部局に働き掛け、それが見込めないものについては廃止や集約化も検討していく。

## 宮崎委員

行政報告書58ページの3の「(1) 私立学校の現況」で、幼稚園から各種学校の種別をトータルすると、670校(園)とあるが、60ページの「(3) 私立学校に対する検査指導等」では、幼稚園については2園数字が異なっており、全体では670校(園)から検査を実施した学校数が大幅に少ないが、この理由は何か。

## 学事課長

検査の対象は私立学校運営費補助を受けている学校法人である。検査の観点としては、例えば、理事会は適切に運営されているか、会計処理は適切か、園児の安全確保、健康診断をきちんと行っているかなどである。令和2年度は約1,400件程度指摘し、改善を指導している。これにより、およそ8割は改善されていて、改善に至らなかった法人については、改めて翌年度実地検査をしている。

## 宮崎委員

差となっている約70校については、検査報告に載せられなかったということか。

## 学事課長

約70校については、運営費補助を交付していないため、検査を実施していないということである。

## 西山委員

- 1 追加資料14の時間外勤務手当の支給実態について、支給最高額が813万5,454円、時間数が1,989時間と、通常の2倍働いている。体を壊しても全くおかしくないという状況だと思うが、この職員の業務内容を伺う。
- 2 追加資料17について、病気休暇のうち精神疾患が過去3年間で、72人、82人、96人と毎年度増えており、見過ごすことができない。精神疾患の職員はどのような部署に多いのか伺う。また、その対策について併せて伺う。
- 3 行政報告書59ページと追加資料11に私学助成の数字がある。行政報告書では、令和2年度の全日制の高校に対する父母負担軽減事業補助金は、交付人数が23,604人で、交付金額が約34億6,200万円となっている。一方、追加資料11では県内全日制の授業料等負担軽減事業補助の受給生徒数が18,024人、金額が29億9,825万2千円となっている。人数が約5,000人、金額が約5億円異なるが、その理由を伺う。
- 4 先ほど前年度より県の補助額が8億4,000万円増えたという答弁があった。追加資料11を見ると、令和元年度は約39億6,900万円、それが令和2年度は約29

- 億9,000万円ということで、約10億円減っているが、これはどういう意味か伺う。
- 5 不用額が約69億円あって、そのうち高等学校分が約32億円ということだが、決算額が30億円前後で、不用額が約30億円というのは、理解できない。分かりやすく説明してほしいがどうか。

### 人事課長

- 1 新型コロナウイルス感染症対策の業務に従事しており、入院調整やクラスター対策の業務を行っていた職員である。

### 職員健康支援課長

- 2 精神疾患で療養を要する職員が特定の部署に多いということはない。90日以上療養を要した長期療養者は、この3年間増加している。特に、30代までの若手職員が多くなっており心配している。対策としては、全庁的にメンタルヘルス対策について情報共有を図るとともに、産業医を中心に、健康管理部門・人事管理部門が連携し、対応に当たっている。また、若手職員、特に新規採用職員には職場とも連携して、きめ細かく対応している。

### 学事課長

- 3 まず、人数が異なる部分については、追加資料11の18,024人は受給している実人数で、行政報告書の23,604人は、施設費、授業料、入学金と3項目で重複してカウントしている。金額については、追加資料11の約29億9,000万円は、入学金に対する補助を除いている金額であり、行政報告書の約34億6,000万円は入学金に対する補助も含めて計上しているものである。
- 4 約10億円減っていることについては、父母負担軽減事業補助のうち、授業料等の補助に係る一般財源がこのように減っていることを示している。
- 5 高校の父母負担軽減事業補助の約32億円の不用額の内訳は、就学支援金の国庫部分が約18億2,000万円、一般財源部分が約14億2,000万円である。

### 西山委員

- 1 私学助成について、一般財源の10億円の差額が理由だということだが、なぜそうなるのか、もう少し詳しく伺う。
- 2 前年度と比べて令和2年度は県の補助額が8億4,000万円増えたという答弁について、説明してもらいたいがどうか。
- 3 就学支援金の不用額が約18億円で、残りの不用額は約14億円だということだが、なぜ不用額がそのように出るのか。見込み違いだという説明があったが、なぜそのような見込み違いが出るのか。
- 4 時間外勤務について、入院調整など昨年度はやむを得なかったと思うが、その職員は人事異動したのか。それともそのまま時間外勤務が2,000時間もあるような仕事をするポジションにいるのか。あるいは、体制を変えることでそうしないで済んでいるのか。この職員以外にも新型コロナウイルス感染症対策に関しては大変な残業があったと思うが、対策や配慮はできているのか。

## 学事課長

- 1 令和元年度の拡充前は、建物で例えると1階建て部分に就学支援金という国の制度があった。その上に、父母負担という県単独部分に乗って、2階建て構造になっていた。それが令和2年度に、就学支援金が拡充されたことによって、年収590万円未満の世帯については、1階建て部分も2階建て部分も、国の就学支援金が入ることとなった。このため、2階建て部分に入っていた一般財源が、2階から追い出される形になって、一般財源が減となった。一方で、就学支援金の拡充と合わせて、父母負担軽減事業補助の県単独部分について元々609万円までを支援していたところ、720万円まで拡充した。これは、2階建て部分から押し出された一般財源を充てているが、その差分が決算では、マイナス10億円という形で現れてきているということである。
- 2 一般財源の部分と国の就学支援金を合わせた父母負担軽減事業補助を受ける保護者側、生徒側から見た全体像として、差し引きでプラス8億4,000万円ということである。先ほど、一般財源は約10億円が決算で下がったと説明したが、就学支援金が拡充されたことによって、その10億円を穴埋めして、全体としては約8億4,000万円増になっているということである。
- 3 不用額が発生した理由であるが、令和2年度に、国の就学支援金が590万円未満世帯の2階建て部分まで拡充されたときに、新たに県の補助を720万円まで拡充することとしたので、その際に慎重に見積もりをして計上したものであるが、結果としてこのような不用額が出てしまった。また、予算積算時の見込み生徒数から2,300人程度生徒数が少なかったこともあり、このような不用額となった。

## 人事課長

- 4 現在のところ、同じ職場にいる。ただし、昨年度と比べ、昨年7月に立ち上がった感染症対策課については、随時、応援体制を強化しており、職員の負担軽減に最大限努めている。そのほか、民間企業からの出向社員を会計年度任用職員として採用したり、外部委託化を進めたりするなどして、時間外勤務の縮減に努めている。また、ほかにも新型コロナウイルス感染症対策に従事している職員の中で時間外勤務が多い職員がいる。時間外勤務の多い職員や健康面での配慮が必要な職員については、年度途中での異動も行っている。体制を維持しながら、随時、補強を行っている。

## 西山委員

- 1 今年も同じ職場にいるということで、非常に心配ではあるが、よく見ていただきたい。  
(意見)
- 2 就学支援金で590万円未満世帯までを国が見るということになり、県単独の負担が10億円くらい下がるため、その分で720万円まで拡充し、そこに大半を充てたと認識をしているが、10億円の差額というのは、そのことを表しているのか。そうであれば、この29億円に8億円プラスされると思うが、10億円国の就学支援金が上がったことによって、8億円くらい県単独を増やしたということであれば、マイナス2億円くらいにしかならないのではないかと思っていた、そのところがどうしても分からないので、もう一度説明願う。

## 学事課長

2 予算と決算で説明すると、予算を令和2年度に組むときに、就学支援金で追い出される一般財源がおよそ22億円と見込んでいた。そのうち県単独拡充分、先ほど720万円まで県単独を拡充したという部分に使う予定だった金額は約17億円である。22億円に対して17億円を拡充部分に充てたという形になっている。これが決算では、就学支援金の拡充で県単独が減る部分が約18億5,000万円、一方、県単独拡充分として増えた金額が約9億6,000万円である。18億5,000万円と9億6,000万円の差が、先ほどの一般財源の金額の大部分を占めているという形になっている。

## 西山委員

再確認だが、結局、県の単独負担としては、決算ベースでは約10億円下がっているという理解でよいか。

## 学事課長

そのとおりである。

## 西山委員

先ほど対前年度比で約約8億4,000万円増えていると答弁があったが、その詳細を伺う。

## 学事課長

これは、県単独部分の減があったけれども、就学支援金の増があって、その両方合わせた形で令和元年度から令和2年度にかけて、県単独部分と国の就学支援金の両方合わせた形で増になっているということである。

## 西山委員

結局、国の就学支援金が590万円未満世帯まで伸びたことによって、県の負担は減り、その分を720万円未満世帯まで引き上げるところに使い、大半がそこに使われ残りはないのかと思っていたが、決算ベースで見れば、令和2年度については、県の負担は10億円減った。その分、まだ、県単独分として、父母負担軽減に使える余地がある、そのような理解でよいか。

## 学事課長

そのとおりである。予算は毎年度のことなので、不用額を当事業に使えるかということについては、財政当局との合意が必要である。

## 松坂委員

工事を分離・分割して発注するとのことであるが、近接する工事の経費は合算しているのか。

## 入札課長

分割したものは、一つ一つの工事として各々経費を算出しており、合算していない。

**松坂委員**

合算しているものがあると聞いたことがあるが、把握しているか。

**入札課長**

把握していない。

## 【説明者】

関本建二保健医療部長、本多麻夫参事兼衛生研究所長、小松原誠保健医療部副部長、仲山良二保健医療部副部長、吉永光宏食品安全局長、金子直史地域包括ケア局長、縄田敬子保健医療政策課長、横内治感染症対策課長、川南勝彦感染症対策課感染症対策幹、川崎弘貴国保医療課長、坂行正医療整備課長、加藤孝之医療人材課長、黒澤万里子健康長寿課長、高橋司疾病対策課長、橋谷田元生活衛生課長、坂梨栄二食品安全課長、芦村達哉業務課長

## 【発言】

### 渡辺委員

- 1 行政報告書176ページにがん検診受診率の表があるが、胃がん検診では、男性46.4%、女性35.6%となっており、女性の受診率の方が低い。その原因と対策について伺う。
- 2 行政報告書177ページ、「埼玉県5か年計画」における指標「県内の感染症病床数」の目標値を85床とした根拠を伺う。
- 3 行政報告書177ページ、「医薬品などの適正使用と献血の推進」に医療費の増加が懸念されるとあるが、金額ベースでの先発品との差について検証しているのか伺う。
- 4 行政報告書189ページ「ウェルカムベイビープロジェクトの推進」中の「願うときに『こうのとりのこ』は来ますか?」の冊子について、高校2年生に配布したとのことだが、実際どの程度読まれているかなどの検証はしているのか。
- 5 行政報告書189ページ「予期せぬ妊娠救出プロジェクト」について、若者はLINEなどのSNSの使用が高いが、相談件数には電話やメール以外にLINEなどの相談件数も含まれているのか。
- 6 行政報告書191ページ「糖尿病性腎症重症化予防事業」について、4年間保健指導と継続支援を受けた人は医療費が下がり、そうでない人が上がってしまうとのことだが、事業参加するような人はそもそも健康への関心が高い方なので、保健指導を受けたから医療費が下がったのか、あるいは健康に関心が高い方だから保健指導を受けなくても医療費が下がった、という可能性もある。そういった検証は行っているのか。
- 7 行政報告書197ページ「LINEコロナお知らせシステム」について、新しい取組をチャレンジする姿勢は良いと思うが、陽性者がどれくらいいたのかなど、内容や実績について伺う。

### 疾病対策課長

- 1 胃がんをはじめがん検診は、男性は職場で特定健診とがん検診を同時に受診する機会が多い。一方、女性は主婦の方も多く、特定健診とがん検診の実施主体が別々になることがあり、同時に実施することがなかなか難しい。こうしたことが受診率に影響しているものと思われる。令和元年度に埼玉医科大学に「市町村のがん検診」について分析を委託したところ、特定健診との同時実施を進めるとがん検診の受診率が向上するという結果が得られた。そのため、市町村に特定健診とがん検診の同時実施を呼び掛けている。

## 感染症対策課長

- 2 県内の感染症病床数は現在75床を整備しており、国が定める配置基準である64床を上回っている状況である。国の配置基準は県全体として満たしているが、二次保健医療圏単位では人口規模からみると病床数がまだ不足しているエリアがある。このエリアの不足分を満たすため、更に10床整備することとして75床に10床を足して85床としている。
- 7 「LINEコロナお知らせシステム」の状況だが、10月22日現在で、QRコードの発行数は70,606件、システム利用者123,946人、QRコードの読み取り数が309,362件という状況である。陽性に基づく通知は、令和2年7月に導入したところだが、通知の実績は現在まで1件である。

## 薬務課長

- 3 ジェネリック医薬品の金額ベースについては、厚生労働省が発表している調剤医療費の動向で、薬剤料を年度ごとに確認している。この調剤医療費の動向によると埼玉県薬剤料の年度ごとの金額は平成27年度が2,984億円、平成28年度が2,840億円、平成29年度が2,958億円、平成30年度が2,822億円、令和元年度が2,941億円、令和2年度が2,894億円、1年ごとに2,900億円を境に上がったり下がったりしている。これは診療報酬の改訂が2年に1回行われており、同時に行われる薬価の引き下げによるものである。一方で、ジェネリック医薬品の薬剤料については、平成27年度が446億円、平成28年度が457億円、平成29年度が543億円、平成30年度が553億円、令和元年度が595億円、令和2年度が618億円と全体の薬剤料は上がったり下がったりしているが、ジェネリック医薬品の薬剤料については、年々増加している。このため使用割合が増加することで、医療費の削減効果は一定程度あるものと考えている。

## 健康長寿課長

- 4 冊子「願うときに『このとり』は来ますか？」は、若い世代への妊娠や不妊に関する知識を伝える目的で、教育部門と連携し、県内の高校2年生全員に配布しているほか、個別に学校や市町村等からの依頼による配布も行っている。高校2年生の保健の授業で活用されていると承知している。
- 5 相談者には若い世代の方が多く、SNSの活用は有用であるが、予期せぬ妊娠についての相談は、相談者の背景や相手との関係性、経済的な問題など、確認する情報が多岐にわたるといった性質があり、相談そのものをLINEなどのSNSで行うことは現状では難しいと考える。若い方にも窓口を知ってもらうため、相談の入口となる広報については、ホームページのほか、ツイッターも活用し、相談につながるようにしている。また、検索エンジンからも、キーワード検索で相談窓口につながるように工夫している。
- 6 糖尿病性腎症重症化予防対策事業の効果について、保健指導を受けた方の中で、健康意識が高い人とそうでない人を区分できれば、確かに検証結果に関して別の捉え方ができると考えている。ただ、現状は、事業参加者、非参加者ともに、健康に関する意識といったことまで細かく分類等はしておらず、多様な方々の集まり、群として分析をしている。一方で、保健指導参加者のアンケート結果からは、「自分の意思が弱いため、事業に参加しないと実行が難しい」、あるいは、「自分の現状に気づき、やる気にスイッチが入った」などの意見もいただいております。この事業によって行動の変容に向けた後押し

がされた面もあったと考えている。事業に参加する方のかかりつけ医も、64%の方が事業の効果があったとしており、「通常の診療では忙しくて指導できないのでこういった事業ありがたい」、あるいは「参加している方の生活習慣への関心が高まった、具体的な努力につながっている」といった声をいただいている。なお、今年度は、試みとして、健康意識が高いといった要素を排除するため、事業の対象でない方と、事業対象の方の比較の分析も行いたいと考えている。

#### 渡辺委員

- 1 先発医薬品とジェネリック医薬品の差額の総額は分からないのか。
- 2 「LINEコロナお知らせシステム」について、今回陽性通知が1件であったということで、あまり機能していないと思われる。今後の方針をどのように考えているのか。

#### 薬務課長

- 1 個別のジェネリック医薬品の量や総額などを含め、国からは示されていないため、把握していない。

#### 感染症対策課長

- 2 「LINEコロナお知らせシステム」は、LINEのパーソナルサポート機能の一部である。こちらは緊急事態宣言等の発令状況、感染防止対策の呼び掛け、新型コロナワクチン接種情報など最新情報を届けている。令和3年10月20日現在で、友だち登録者数は632,864人で、昨年度は新型コロナウイルス対策のメッセージ配信を30回以上行っており、非常によく使っていただいているシステムと考えている。通知が1回という指摘をいただいたが、通知の実績が1件もない県もあり、本県が調査をしっかり追えているという事実でもある。今後、上尾市での実証実験や広報啓発を高め、より浸透させ、活用を図っていきたい。

#### 委員長

暫時休憩する。再開は午後2時5分とする。 (13:56)

( 休 憩 )

#### 委員長

委員会を再開する。 (14:05)  
ほかに発言はあるか。

#### 萩原委員

- 1 行政報告書186ページの搬送困難事案受入医療機関について、令和2年度はコロナの状況下で救急搬送に影響がどの程度出ているのか、断らずに受入れができていたのか、令和2年は令和元年との比較で受入れができたのか伺う。
- 2 行政報告書187ページの小児救急電話相談について、令和2年度は相談件数が減少しているが、これは新型コロナウイルス感染症の影響なのか、原因について伺う。
- 3 行政報告書188ページの訪問看護職員の養成で、訪問看護職員の資質向上を図るために研修を15回行ったとあるが、その内容はどのようなものか。また、研修を3か所

で行ったとのことだが、西部地域で行っていない理由を伺う。

- 4 行政報告書194ページのがん患者の就労支援について、コロナの影響で対面が難しい状況であったが、相談件数48件についてどう捉えているのか。また、これまでどのように周知してきたのか。

#### 医療整備課長

- 1 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の関係で救急搬送は大きな影響を受けた。搬送困難事案受入医療機関は県内に13か所確保している。この13か所では通常の救急搬送を約52,000件受け入れているが、一定の照会回数以上に達した事案、いわゆる6号基準に達した事案を令和2年度は1,271件受け入れている。令和元年度は1,008件受け入れており、令和2年度の方がコロナ禍で大変な状況であったが、約1.3倍の受入れを行っている。
- 2 新型コロナウイルスの影響で通常の救急搬送件数は約1割減少しており、特に小児の救急搬送は1割を上回る件数の減少であり、恐らくそれに連動したのだろうと考えている。

#### 医療人材課長

- 3 人材育成の経験が豊富で大規模な訪問看護ステーションを教育ステーションと位置付け、主に地域の小規模な看護ステーションに対し、実際の訪問に同行するなどして実践的な内容の研修を実施した。研修内容は、看護の経験や知識、技術に応じたもので、例えば感染予防の方法、地域の医療機関と連携した入退院支援ルールの学習、患者宅に同行しての清拭、ベッド上洗髪、重度障害児への対応の学習などである。西部地域で行わなかった理由であるが、3か所で始めたのは、その地域に実力のあるステーションがあったことによるものである。効果を踏まえ広げていきたい。

#### 疾病対策課長

- 4 就労支援相談の周知の方法として、令和2年度は企業・団体に訪問して依頼した。また、チラシ・ポスターの事業所への郵送、彩の国だよりへの掲載や47市町での広報紙により周知を行った。

#### 萩原委員

- 1 搬送困難事案受入医療機関での受入れが令和元年と比べて増えているということでこれまでとは違うことが分かったが、実際に断らずに受け入れているのか。
- 2 がん患者の就労支援について、がんに罹ってから仕事を辞めようかどうか考えられている方が相当数いる。この事業は2年前に始まり昨年度はまだ途中段階であるが、県民にどの程度周知されているか。また、今の相談体制は電話相談となっているが、この点についてどのように受け止めているか。

#### 医療整備課長

- 1 令和2年度の1,271件、令和元年度の1,008件は断らずに受け入れた件数である。厳しい状況であったが、13病院にはしっかりと受けていただいた。

## 疾病対策課長

- 2 昨年度はがんワンストップ相談を新型コロナウイルス感染症の影響で、電話相談形式で開催してきたが、今後、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ対面形式を復活させていきたい。

## 萩原委員

医療分野だけでなく企業等にも連携を図り周知すべきと考える。その点についてどうか。

## 疾病対策課長

今後とも、より広く企業・事業所等に普及啓発を図っていきたい。

## 高橋（稔）委員

行政報告書191ページ、埼玉県コバトン健康マイレージ事業については、令和2年2月定例会において「目標参加人数である400,000人が大幅に達成できない状況は大きな問題である。今後も実現可能性が低いのであれば、予算の縮小も視野に入れて検討すること」と附帯決議が付されている。当該附帯決議を受けて、令和2年6月議会においては、スマートフォンアプリの新たな機能の追加や民間企業との連携強化等を図ることで、マイレージ参加者数120,000人をめざすとの行政報告があった。コバトン健康マイレージ事業の執行状況と事業効果について伺う。

## 健康長寿課長

附帯決議を受け、コバトン健康マイレージ事業においては、参加者数拡大を図るため、令和3年1月、システム改修を行った。具体的には、参加手続の大幅な簡素化を実施した。また、ウォーキング以外のスポーツ参加等においてもポイントが付与されるようにした。参加手続の簡素化を実施した結果、令和3年1月から令和3年6月までの間、前年同時期と比較して、アプリダウンロード件数が約2倍、登録手続が完了した件数が約3倍という効果があった。令和2年度末のマイレージ参加者は約101,000人であったが、今年度の参加者数は約150,000人を目標としている。なお、令和3年9月末時点の参加者数は、約121,000人であり、今後においても、様々な取組を実施することで参加者拡大を図っていく。

## 町田委員

- 1 行政報告書189ページの「埼玉版ネウボラの推進」について、子育て世代包括支援センターの設置運営や産後うつ病のスクリーニング等に取り組む市町村に助成しているが、令和2年度はコロナの影響で外出自粛や人との接触機会の減少で、例年以上に不安を抱える妊産婦が多かったと考える。接触しにくいという状況の中、県が助成した各市町村は妊産婦の支援を十分行えたのか。また、産後うつケア推進事業について14市町村に助成したとのことだが、県内どこに住んでも同じような産後のケアが受けられる体制整備が必要だと考えるが、県内の状況について伺う。
- 2 行政報告書201ページの「COVMA Tの派遣」について、新型コロナウイルス感染症拡大の中で重要な役割を担ったCOVMA Tは、昨年7月から活動しているが、その活動の成果と課題を伺う。
- 3 行政報告書207ページの「かかりつけ薬剤師・薬局の推進」について、県では、身

近で相談しやすい「かかりつけ薬剤師・薬局の推進」を強化するため、薬剤師等に研修を開催しているとの記載があるが、県民、患者側の認識も向上していかないと、なかなか制度として普及していかないと考える。県民、患者側への周知等は行っているのか、現状について伺う。

### 健康長寿課長

1 令和2年4月から5月の緊急事態宣言期間中は、厚生労働省から、集団の健康診査や保健指導を延期するよう通知があり、市町村では集団による保健指導を実施できなかった。緊急事態宣言の解除後は徐々に再開したが、実施内容や回数等が十分でなかったと認識している。一方で、乳児家庭全戸訪問事業などの保健師による個別の訪問指導は、感染対策の上訪問したり、電話等による相談支援に切り替えたりといった対応を行った。育児不安の強い方など支援の必要性が高い方には、個別の訪問を行うなど、市町村においては、工夫して妊産婦への支援に取り組んだと捉えている。産後うつケア推進事業は、全産婦への産後うつのスクリーニング検査、EPDSの実施と研修等を組み合わせて行う事業であり、令和2年度に全産婦を対象にEPDSを実施したのは41市町、一部の産婦へ実施したのは20市町村と、多くの市町村で実施している。産後のケアに関しては、悩みの相談支援や、退院直後の母子に対してサポートを行う助成事業などがあり、実施については市町村の判断であるが、地域の実情に応じた事業実施をしていただきたいと考えている。県では毎年、市町村を10から20訪問し、現状や課題について意見交換を行い、市町村の取組を支援している。

### 感染症対策課長

2 令和2年度の派遣実績は延べ40回、内訳は福祉施設に延べ25回、医療機関に延べ15回であった。特に、福祉施設に派遣した際は、施設内のゾーニングと適切な感染防護具の着脱などを指導し、消毒のタイミングなど感染拡大防止に効果的な動作を職員全体に徹底させることで、施設側の負担を軽減させながら、新たな感染者を最小限に抑える成果を上げた。課題はチーム数の確保である。県内に7チームを編成して活動していたが、第3波においては、同時期に複数のクラスターが発生したため、現場への派遣調整が困難なことがあった。そこで、令和3年度は協力いただける医師や感染管理認定看護師の確保を行い、新たに6チームの協力を得られ、合計で13チームとなった。その結果、令和3年度は現在のところ、保健所から派遣要請があった施設については全て対応しているほか、調整本部からチーム派遣について保健所に積極的に働き掛けることで、新型コロナウイルス感染症拡大防止に寄与したものと考えている。

### 薬務課長

3 県民全体への周知については、令和3年10月号の彩の国だよりに記事を載せたほか、県ホームページ等で周知している。また、国が毎年10月に実施する「薬と健康の週間」のキャンペーンの一環として、薬局や保健所でポスターを掲示している。秋に多く実施される市町村主催の健康まつりに、地域の薬剤師会の協力をいただき、薬や健康の相談を受けたりしながら、かかりつけ薬局についての周知を行っている。一方、患者への周知については、実際に薬局に処方箋を持ってきた患者に直接薬局の薬剤師が説明することが最も効果的と考えている。複数の医療機関の処方箋を同じ薬局に持ってきてくれれば、重複・多剤服用の確認が素早くできるなど、かかりつけのメリットをPRすること

で、結果的に、かかりつけ薬局の必要性を患者に理解してもらう良い機会になると考える。

### 守屋委員

- 1 医師・看護師確保対策について、医師の地域偏在や診療科偏在の解消のために、令和2年度の医師確保対策がどのように実施されてきたのか。
- 2 看護職員の養成について、看護師等養成所45施設に対して運営補助を行っているが、この内容を伺う。また、経営困難な養成所への財政的支援を行っているのか。
- 3 自殺対策の推進について、委員要求の資料25の自殺者の数の推移と自殺理由では、令和2年の自殺者数が1,186人で、健康問題が754人、経済・生活問題が155人となっている。若い方の自殺が増加していると聞いているが、県はどのように捉え、自殺を未然に防ぐ取組を行っているのか。

### 医療人材課長

- 1 医師が不足している特定地域や産科、小児科、救命救急センターの特定診療科で貸与期間の1.5倍である9年間勤務することを条件とする医学生向けの奨学金制度を設けており、令和2年度は254人に貸与した。令和3年8月現在、奨学金貸与者72人が県内医療機関に勤務している。さらに、産科、小児科、救命救急センターで貸与期間の1.5倍勤務することを条件とした研修医向けの研修資金制度を実施しており令和2年度は33人に貸与した。令和3年8月現在、研修資金貸与者79人が県内医療機関で勤務している。また、地域医療に必要な医師の確保については、大学医学部に寄附講座を設置し、小児科や地域周産期母子医療センターに医師派遣を行うとともに、医師不足地域に自治医科大学卒業医師を派遣した。県立小児医療センターや大学病院の小児科医を医師確保が困難な地域の拠点病院に派遣し小児二次救急の空白日の解消を図った。
- 2 看護師等養成所運営費補助金として、養成所に対し運営費の一部を補助するものである。主な補助対象経費は、教員給与費、事務職員給与費、生徒経費、実習施設謝金等である。県内59施設のうち補助対象は51施設で、令和2年度はそのうちの45施設から申請があり、補助した。補助を行った45施設は授業料等の基本収入だけでは人件費等の歳出全体を賄えていない。ある意味では赤字の補填といえる。

### 疾病対策課長

- 3 本県に限らず全国的に若者の自殺は増加傾向にあった。諸外国に比べても、G7先進諸国は若者の死亡原因の第1位は不慮の事故であるが、我が国では第1位が自殺となっており、非常に重要な問題であると認識している。埼玉県においては、子供たちの自殺に対し、苦しくなったときの相談窓口を設置し、SOSの出し方教育を教育局で進めている。保健医療部では、教育局などを通じて小学4年生から高校3年生までの全児童・生徒に相談窓口を記載した広報カードを配布している。また、昨年度は、若者の自殺を防ぐため、SNSによる相談事業を試行した。非常に多くの相談があったため、今年度については、毎週日曜と月曜の週2日、夜9時から翌早朝6時までSNS相談により対応している。

### 守屋委員

- 1 医師の確保について努力しているのは理解できるが、まだ足りていないと考える。奨

学金の活用が大事と考えるが、今後の方策について伺う。

- 2 県内の看護師養成所で看護師を養成することが難しくなっており、東京都内の看護大学へ学生が流れている。そういう学生に埼玉県に戻ってもらうことはできないのか。そのための財政的支援などは行っているのか。
- 3 自殺は深刻な問題である。県では、SNSで対策を講じているとの話であるが、もう少し見やすく、分かりやすくすることはできないか。例えば、若い世代へのワクチン接種を推奨する際、ビビる大木さんなどを起用したことがあった。もう少し工夫して取り組むことが大事ではないかと考えるが、これについて伺う。

#### 医療人材課長

- 1 行政報告書182ページにあるとおり、令和2年度は地域枠医学生137人に、県外医学生117人に奨学金を貸与した。今後もこのような取組で医師確保を進めていきたい。
- 2 財政的支援は行っていないが、看護師を目指す人が経済的事情によりあきらめてしまうことのないよう、看護師育英奨学金制度を設け、県内への誘導を図っている。

#### 疾病対策課長

- 3 子供たちへの相談窓口の周知の方法については、他県の先進例等を引き続き研究していく。

#### 松坂委員

- 1 行政報告書198ページのがん検診の受診率及び質の向上について、民間企業・団体と連携・協力し、県民への普及活動を促進するために、協定を34件結んだとあるが、目標とする協定件数をどの程度に設定しているのか。また、協定を結ぶためにどのように取り組んできたのか。
- 2 資料38について、県内の各自治体は検診受診率を上げるために創意工夫をしていると思うが、県の事業を知らない自治体もある。市町村のがん検診を進めるための方策について伺う。

#### 疾病対策課長

- 1 包括的連携に関する協定件数については、特に目標は立てていない。協定を結ぶための取組として、一般的な広報やホームページなどで募集をしている。
- 2 がん検診への関心が低い市町村に対して、これまで個別に依頼することはなく、市町村の担当者会議などで検診受診率向上に有効な取組について周知をしてきた。

#### 並木委員

- 1 埼玉県コバトン健康マイレージ事業について。毎年、参加者アンケートを実施しているが、昨年度のアンケート回答者は142名であり、参加者数約100,000人を勘案すると少ない実績となっているが、このアンケートの回答などの参加者の声を受け、どのような改善を図ったのか。
- 2 行政報告書182ページの難病対策で、患者と家族の負担の軽減を図るということが記載されているが、難病医療費支給認定申請を行うとき、患者は医療機関、市町村役場、

保健所に足を運ばなければならない。負担感が大きいので、申請をオンライン化できないのか。

#### 健康長寿課長

- 1 県政サポーター制度を活用したアンケートを実施している。当該アンケートの結果から浮き彫りになった課題として、「コバトン健康マイレージを知らない」と回答した方が多いということがあるため、より多くの方に取組を知っていただけるよう広報事業を実施している。このほか、マイレージ参加者あるいはマイレージ参加団体を対象としたサービス全体の満足度やアプリの改善が必要と思われる機能等についてのアンケートも実施しており、より利用しやすいシステムへと改善を図っている。

#### 疾病対策課長

- 2 この事業は難病法や国の通知に基づき実施している。患者の負担が大きいことも認識しており、手続の簡素化については、国に要望しているところである。また、令和3年度から、継続申請手続を原則郵送とするなど、負担軽減を図っている。

#### 高橋（政）委員

行政報告書194ページの自殺対策の推進のゲートキーパー養成等について、人材養成事業や普及啓発活動費等を52市町に助成をしたとあるが、どのような助成をしたのか。また、県内におけるゲートキーパー養成の成果等について伺う。

#### 疾病対策課長

ゲートキーパーの養成は市町村が実施しているため、県では精神保健福祉センター、保健所から専門家を派遣し講師として協力をしている。また、市町村が自殺予防に対して様々な事業をしており、それに対して県が助成をした。成果としては、年延べ5,000人のゲートキーパーの養成をしている。

#### 西山委員

- 1 令和2年度の犬猫の殺処分数が増加した要因に、多頭飼育事案の対応強化により猫の収容数が一時的に増加したことが挙げられていたが、多頭飼育事案とは具体的にどのようなものか。
- 2 行政報告書197ページの「LINEコロナお知らせシステム」だが、開発費と運用と維持はどの程度かかっているか。また、なぜ普及しないのかについて伺う。

#### 生活衛生課長

- 1 多頭飼育者は動物を抱え込んで手放そうとせず、次々に数を増やして悪循環に陥ってしまう傾向にある。昨年度は、長期にわたり改善が見られず頭数の多い4件の事例について、粘り強く飼い主を説得し、引き取ることができた。しかし、多頭飼育現場で育った猫は人なれさせることが難しく、健康状態も悪いため、全ては譲渡できず、殺処分する猫が増える結果となったが、放置すると将来的に更に多く処分せざるを得なくなるため、早期の対応が必要であった。なお、令和3年度の処分数は昨年同時期と比べ6割減となっている。

## 感染症対策課長

- 2 費用は令和2年度は307万円である。内訳としては、初期設置費用100,000円、システム利用料として、297万円かかっている。パーソナルサポート利用料は初年度ということがかかっていない。令和3年度上半期は、264万円で初期設置費用はかからず、パーソナルサポート利用料660,000円、システム利用料で198万円という内訳となっている。なぜ件数が伸びないかということだが、10月22日現在、QRコード発行数70,000以上、利用者は124,000人近く、読み取り310,000件程度あるが、このQRコードの発行としては、飲食店が最も多く、約8割を占めており、小売店、商業施設、公民館などの集会・展示施設などが続いている。お店等の事業主側では産業労働部の支援金の要件でもあり増えていることもあるが、利用する側の県民が読み取りを進め、両輪でいかないと機能していかないため、広報が必要と考える。今後、上尾市で行う技術実証等で、しっかり読み取りもしていただき広めていく。また、このシステムは、パーソナルサポートの機能の一部である。友だち登録件数も630,000を超えており、県民に使っていただいているツールなので、今後とも活用を効果的に行っていきたい。

## 西山委員

- 1 多頭飼育について、令和2年度に対応した事例のほかにも、同じような要注意の現場を把握しているのか。
- 2 「LINEコロナお知らせシステム」は、産業労働部の支援金の要件にしているため、事業者側はほぼ100%に近い形で登録してもらっていると思うが、利用者が押さないということは、押してもあまり意味がないと思っているからではないのか。幾ら啓発しても、同じことを行っても意味がないのではないのか。

## 生活衛生課長

- 1 本県では条例で10頭以上の犬猫を飼養する場合の届出を規定しており、令和2年度末時点で321件の届出を確認している。そのうち、50頭を超える規模も数件ある。定期的な訪問により、前回よりも頭数が増えていないか確認し、適正飼養できない場合は手放し、譲渡させていく方向に指導している。

## 感染症対策課長

- 2 利用者が押さないということが問題ではないかということだが、そのとおりであると思っている。その一方で、パーソナルサポート機能の一部であり、この友だち登録者数が、県庁が持つシステムの中でもトップクラスであるので、効果的に活用しなければならぬと思っている。そのために、あらゆる機会を捉え呼び掛けをし、効果的な活用方法をこれからも考えていきたい。

## 【説明者】

村田暁俊都市整備部長、堀井徹都市整備部副部長、関根昌己都市整備部副部長、坂田直人都市整備政策課長、鳴海太郎都市計画課長、小島孝文市街地整備課長、細田隆田園都市づくり課長、辻 幸二公園スタジアム課長、若林昌善建築安全課長、中村克住宅課長、松井直行営繕課長、大澤春樹設備課長

## 【発言】

### 松井委員

- 1 行政報告書288ページの「計画的な都市づくりの推進」のうち、5か年計画の指標「新たに整備された産業基盤の面積」について、平成29年度から令和3年度の目標値300ヘクタールに対し、令和2年度末の累計実績が304.5ヘクタールと目標値を超えていることが分かった。産業基盤づくりのため、県として具体的に何を行ってきたのか。また、今後の目標値はどのように設定するのか伺う。
- 2 行政報告書290ページの「ア 区域区分の見直し」について、市街化区域に編入した1地区はどこか。市街化区域への編入はどのような考え方で進めているのか。7回目の区域区分見直しにおける全体の見直し実績はどうか。
- 3 行政報告書293ページの「ア 土地区画整理事業」について、組合施行と公共団体施行がそれぞれ5地区、土地区画整理事業に対して補助したとあるが、それぞれの現状と課題を伺う。
- 4 行政報告書294ページの(3)住宅密集地の改善促進について、専門家を10市町に派遣し改善計画案の支援を実施したとあるが、この成果について伺う。
- 5 行政報告書301ページの3住宅・住環境の整備について、(1)県営住宅の整備の「ア 県営住宅建設事業」では、令和2年度の着手戸数は過去5年で一番少ない105戸である。「イ 借上型県営住宅整備事業」と合計して165戸となっている。一方、追加資料13をみると、過去3年間で約10%以上の空室率となっている。令和2年から3年4月には13.1%から14.7%と上がっている。この数値とのギャップをどのように考えているのか。
- 6 行政報告書302ページの県営住宅の敷地等の有効活用について、団地内入居者の見守りや相談などを兼ねたサービス付き高齢者向け住宅を整備・運営する民間事業者を募集したとあるが、その結果と判明した課題について伺う。
- 7 空き家対策は重要な課題であり、県ではこれまで市町村や関係機関との連絡会議などを開催しているが、市町村の取組は進んでいない。まちづくりの専門家などと個別の相談を受ける窓口を設けるなど、市町村と一緒に活用事業を実施することが必要だと考えるがどうか。

### 田園都市づくり課長

- 1 平成18年に田園都市産業ゾーン基本方針を定め、市町村が取り組む産業基盤づくりへの支援を行ってきた。具体的には、区域設定や事業手法の検討、計画地区の課題の抽出と整理、市町村の調整資料作成等を行った。目標を達成してもなお産業基盤づくりに取り組む市町村からの相談は多いため、引き続き支援を継続する。

## 都市計画課長

- 2 令和2年度は、ふじみ野市の国道254号バイパスふじみ野地区の約18ヘクタールを工業系の用途で市街化区域に編入した。市街化区域への編入の考え方は、第7回区域区分見直しで、人口減少・超高齢社会の同時進行といった社会情勢の変化に対応するため、コンパクトなまちづくりの実現に重点を置いて進めている。このため、市街化区域の編入は必要最小限とし、住居系については人口増加が見込まれる地域の駅周辺の地区、工業系については高速道路のインターチェンジ周辺など産業の集積を図る地区を中心に、計画的な市街地整備が確実となった段階で、市街化区域への編入を行っている。次に第7回区域区分見直しにおける実績だが、平成27年度に区域区分の見直し要領を策定し、まちづくりの主体である市町と連携して見直しを進め、平成29年度に一斉見直しの手続きが完了した。その後も計画的な市街地整備が確実となった地区から変更手続きを進めている。これまでに、新座市など22市町、26地区で市街化区域や市街化調整区域への編入を行った。

## 市街地整備課長

- 3 組合施行の主な地区として、羽生市岩瀬地区については、令和2年度に都市計画道路の延長1,460メートルの工事を行い、令和2年度末の進捗率は50.6%となっている。また、公共団体施行の主な地区として、川口市石神西立野地区については、家屋の移転補償を6件行い、進捗率は46.5%となっている。令和2年度は個別の課題はなかったが、羽生市岩瀬地区は事業着手から24年、川口市石神西立野地区は26年が経過しているなど、事業の長期化が全体的な課題である。
- 4 住宅密集地の有無の特定について、令和2年度内に3市が完了し、令和3年度に3市町が特定を予定している。また、改善計画の策定については、4市5地区で住民説明に向けて、庁内調整を進めているところである。

## 住宅課長

- 5 埼玉県内全域でみると県営住宅の入居率は下がっており、課題意識を持っている。県営住宅建設事業の105戸については、老朽化した県営住宅の建替え整備である。借上型県営住宅は新たに60戸事業計画を承認した。入居率は地域によって大きく状況が異なっている。例えば県北地域は世帯数が減少し入居率が低い一方、県南地域では高い入居率を維持しており、応募倍率も高い傾向にある。県南地域ではしばらく世帯数の増加傾向が続くものとみているため、県南地域を中心に、短期的な措置として借上型県営住宅を供給した。なお、令和2年度に事業承認を行った2団地60戸については、59戸が入居している。
- 6 令和2年10月に公募したところ、1事業者から提案書が提出されたが、内容等の審査で失格となった。課題については、募集要件の事業形態として、施設の所有と事業の運営を単独の事業者が行うことを条件としたことが厳しい条件であったと認識している。

## 建築安全課長

- 7 平成27年5月に「空き家対策の推進に関する特別措置法」が施行された。県内では、特定空き家等が349戸認定され、行政代執行も6件実施されるなど、一定の効果はあ

ったと考える。一方で、令和2年度に全市町村で受けた空き家に関する相談・苦情件数は4,206件に及び、内容も専門的かつ多岐にわたり、市町村の職員も対応に苦慮していると聞いている。専門家が個別相談を受ける窓口を設置することは、市町村職員の負担が軽減されるだけでなく、空き家のマッチングも図られるなど、非常に有効な取組と考えられるため、検討している。

### 松井委員

県営住宅の空室率が年々上昇していることについてどのように考えているのか伺う。

### 住宅課長

非常に課題意識を持っている。現在、新たな建設については、老朽化した団地の建替えに限定している。県南地域では世帯数が増加し応募倍率も高い状況が続いていることから、そういった地区に限定し短期的な措置として借上型県営住宅を供給した。今後は、埼玉県内の地域を細かく調査して、ギャップが生じないように取り組んでいく。

### 山本委員

- 1 行政報告書303ページの「(8)子育て世代・多子世帯向け住宅支援事業」について、県では2011年から子育て応援住宅認定制度を実施している。これまでに11,465件の認定がされているが、具体的な良い事例をいくつか示していただけないか。
- 2 県内でニーズが偏っているのではないかという意見もあるが、これまでの成果と課題について併せて伺う。

### 住宅課長

- 1 11,000件を超える物件で認定をしているが、全てにおいて、民間事業者の柔軟な発想や創意工夫が取り組まれており、どれも高く評価している。特徴ある提案としては、管理運営上の工夫として、学童送迎サービスや子ども参加型イベントの実施などがある。
- 2 令和2年度末までに約11,000件認定し、このうち戸建て住宅1,174件、マンションは10,291件と大きくマンションに偏っている。一方、認定数は、現在定めている目標を上回っていることや、消費者の方からも認定制度について問合せをいただくなど、一定の成果が出ていると認識している。課題としてマンションに偏っている状況であるので、周知徹底に努めて、埼玉県全域に子育て応援住宅認定制度を広めたいと考えている。

### 山本委員

良い事例を県民や事業者に分かりやすく情報提供していくことが必要と考えるがどうか。

### 住宅課長

住宅を販売する民間事業者が最も的確に市場ニーズを把握していると認識している。既に、限られた条件の中で良い提案を受けている。県としては、認定物件の概要や認定基準の適合状況などホームページで紹介しており、他物件との比較検討により提案の更なるブラッシュアップや民間同士で競い合うことで様々な工夫が生まれるなど相乗効果を期待している。

## 高橋（稔）委員

- 1 事項別明細書434ページの「コンパクトシティ推進事業」について、令和2年度の予算特別委員会資料では、市町村のコンパクトシティの取組を促進するとともに、埼玉版スーパー・シティの検討に活用するため市町村ごとの基礎データの収集分析と将来的な都市構造の可視化を行うとあるが、具体的にどのような活用をしたのか。
- 2 事項別明細書416ページの（11）災害復旧費について、調査が進まず執行に至らないため、秩父ミュージックパークで40億円の不用額が出たとあったが、その理由は何か。

## 都市計画課長

- 1 市町村の都市計画マスタープランや立地適正化計画を作成する際には、まず地域の現状を把握することが重要である。当該事業は、その基礎資料として、人口の将来予測や土地利用の状況、公共交通網の分布などのデータを見やすいデータとして整理し、活用いただくため実施したものである。具体的な活用としては、一部の市町村において立地適正化計画の個別の打ち合わせの際にデータを提示し、計画作成に役立ててもらっている。また、直近では立地適正化計画に新たに位置付けが必要となった防災指針の地域別勉強会をスタートしており、直近では4市町を対象にデータを提示し意見交換の資料として活用した。

## 公園スタジアム課長

- 2 令和元年10月の台風第19号により、秩父ミュージックパークで大規模な地すべりが発生した。国の災害査定を受けて、速やかに復旧するために、令和元年12月定例会で補正予算約42億円の災害復旧費を計上した。災害査定を受けるためには、地質調査等を行い、地すべり面や地すべりがあつた範囲を特定しなければならない。面積約5ヘクタールの大規模な地すべりだったため、特定に令和3年3月までかかった。その結果、国と調整し、令和3年度に災害査定を受けることになった。このため、令和元年の補正予算については、不用額とし、令和3年度の当初予算で再計上している。

## 高橋（稔）委員

将来のまちの予測を分かりやすく見られる良い取組である。いろいろなまちづくりに活用できると思うので、全ての市町村に提供しても良いのではないのか。

## 都市計画課長

現時点では一部の市町村への提示にとどまっている状況であるが、来月4日に全市町村を対象に、平成30年度から例年実施している「コンパクトプラスネットワークのまちづくり推進会議」を開催する予定であり、その中でデータの配布及び説明を予定している。

## 高橋（稔）委員

都市整備部門だけでなく、他部門でも活用できるような観点を会議で伝えてはどうか。

## 都市計画課長

会議の案内は市町村の都市整備部門に行っているが、計画作成はまちづくり部門だけでなく企画部門など多様な部局が情報を共有し検討していくことが重要である。会議以外で

もいろいろな場面であらゆる部門が活用し、まちづくりを考えていくきっかけとしていただけよう働き掛けていく。

#### 委員長

暫時休憩する。再開は午前 11 時 5 分とする。 (10 : 54)

( 休 憩 )

#### 委員長

委員会を再開する。 (11 : 04)  
ほかに発言はあるか。

#### 萩原委員

- 1 行政報告書 296 ページの「イ 有料施設の利用者数及び稼働率」について、昨年度は有料施設の利用者数や収入が減っているが、主な施設について収支の状況はどうだったのか。また、施設ではどのような経営努力をしたのか。
- 2 稼働率が半分以上あるところもあれば低いところもあるが、この理由を伺う。
- 3 行政報告書 292 ページ「(3) さいたま新都心整備事業の推進」について、さいたまスーパーアリーナでは施設内でどのような経営努力をしてきたのか。また、令和 2 年度を踏まえて、令和 3 年度はどのように対応しているのか併せて伺う。

#### 公園スタジアム課長

- 1 令和 2 年度都市整備部所管の県営 27 公園の有料公園施設の利用者数は、約 170 万 1,000 人であり、令和元年度の 495 万 3,000 人と比べると 325 万 2,000 人、率にして 65.7% の減少となった。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、毎年利用者の多い夏季プールの営業休止や、大規模試合の人数制限・無観客開催、営業時間の短縮等を実施したことなどが主な要因となっている。例えば、4 公園のプールについては、令和元年度は約 633,000 人の利用があったが、令和 2 年度は中止している。入場制限や施設の利用休止を行った羽生水郷公園については、令和元年度の利用者は約 265,000 人だったが、令和 2 年度は約 124,000 人に減少した。各公園の収支状況については、令和 2 年度は施設の休止などの影響により、多くの公園で利用料金収入や自主事業収入が減少した。一方、支出面では感染防止対策や設備の点検、動物の飼育など公園の運営に必要な対策を継続しつつ、節減努力を行ってきた。その中でも川越公園やしらこぼと公園などプールのある公園では、料金収入の落ち込みに対し予算の補正を行った。熊谷スポーツ文化公園は大会が休止になり、必要経費が少額で収まったため、影響が少なかった。また森林公園緑道など新型コロナウイルス感染症の影響が余りない公園もあった。
- 2 稼働率が低い施設があるのは、収容人数に制限が付されたためである。今後の対応は未定であるが、適正に対応していきたい。

#### 都市整備政策課長

- 3 県では、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中で、少しでも施設の稼働率を上げていくため、来場者の感染リスクを軽減し、新しい生活様式に対応したイベント

の開催を後押しし、株式会社さいたまアリーナにアドバイスしてきた。また、株式会社さいたまアリーナでは、独自の感染防止対応ガイドラインを作成し、さいたまスーパーアリーナでイベントを開催する際に主催者が講じるべき感染症防止対策を具体的に示し、安全安心なイベントになるよう支援してきた。そのほか来場者数の制限に対応した臨時の料金体系を設定し、既存顧客のつなぎ止めを行うとともに、無観客有料配信や試験会場としての利用といった新たなニーズを取り込んできた。令和3年度は、7月から8月にかけては、オリンピックのバスケットボール競技会場として使用した。年度後半はイベントなどの予約で週末はほぼ埋まっている状況であり、現時点では、令和3年度は収支不足にならない見込みである。また、令和2年度は光熱水費を前年の67%に削減するなど、支出の削減にも取り組んだ。

### 萩原委員

約1年以上、コロナ禍の状態が続いている。こういう状況の中で、具体的な対応について見えてきた部分もあると思うがどうか。

### 公園スタジアム課長

県営公園の対応については、県の対策本部会議の決定に基づき様々な施策を行ってきた。これまで行ってきたこととして、令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策関係経費として国の補助金を活用し、消毒用アルコールや検温装置の設置などを行っている。ほかに駐車場閉鎖や動物園や水族館などでは利用制限を行った時期もあった。それぞれその時点で対策本部会議の指示に従いながら実施している。

### 松澤委員

- 1 行政報告書296ページの「有料施設の利用者数及び稼働率」について、県営公園内の施設において稼働率はばらつきがあるが、それぞれの違いについて県から何か指示があったのか。
- 2 駐車場の閉鎖について、県営公園は広域公園という位置付けがあると考えているが、なぜ実施したのか。また今後の対応について伺う。

### 公園スタジアム課長

- 1 県から一律に各施設の利用について指示はしていないが、施設ごとの新型コロナウイルス感染症対策についての通知は発出している。
- 2 県民に不要不急の外出自粛を要請する中、広域での移動を極力控えてもらうため、令和3年5月12日から6月20日まで全ての県営公園の駐車場を閉鎖した。競技大会等の主催者が手配したバスや身体障害者の方の駐車に関しては、閉鎖の対象から除外した。また、一時的な停車スペースを設置し利用してもらった。駐車場利用の今後の考え方について、人々の行動が行楽時期などにより変化したり、感染状況が常に一定ではなかったりするため、その時々で判断する必要がある。県専門家会議の意見などを勘案し、今後も必要とされる感染防止対策に応じて適切に対応していく。なお、駐車場の閉鎖については、令和2年4月から5月の最初の緊急事態宣言発令のときも実施している。

### 守屋委員

- 1 行政報告書299ページの「(11)住宅・建築物の耐震化の促進」の、「ア 多数の

者が利用する民間建築物の耐震化促進」によれば、令和2年度では、診断4棟、耐震改修設計2棟、耐震改修工事3棟に補助し、耐震化率が94.2%となったとあるが、残りはどのくらいあるのか。

- 2 資料18で民間住宅の耐震化の進捗状況が令和2年度末耐震化率で93.3%となっているが、目標との関係はどうなっているのか。
- 3 老朽化している住宅などについては各自治体との連携をどのように対策を講じているのか。
- 4 行政報告書301ページの入居者募集では、令和2年度の4回の募集の抽選から落ちた方が4,763人いる。県営住宅に入居を希望している生活困難者への対応はどうなっているのか。
- 5 高齢化が急速に進む中で、県営住宅に対しての高齢者の夫婦や一人暮らしの方が住みやすい環境になるための対策はどのようにしてきたのか。

### 建築安全課長

- 1 令和2年度末時点で、対象が約15,600棟あるが、そのうち耐震化されていない建築物は、残り900棟ある。県所管では265棟、県と同等の権限がある12市で635棟という状況である。
- 2 令和2年度末時点で耐震化率95%を目標に取り組んできた。平成15年度時点で耐震化率69%、平成18年度時点で73%、令和2年度末時点で93.3%と着実に進んできているが、95%という目標までは届かなかった。そこで、令和3年3月に耐震改修促進計画を改定し、令和7年度末までに95%に据え置いて、引き続き取り組んでいく。
- 3 耐震改修促進計画において、役割分担としては市町村の役割として平成19年度から進めてきた。県では、市町村の補助制度をホームページでPRし、震災対策リーフレットを作成・配布するなど、市町村の取組を後押ししている。

### 住宅課長

- 4 県営住宅の申込みを2年間で4回落選した方が次回申し込む際には、当選確率が2割高くなる制度を設けている。また、入居者募集の団地一覧表には、過去1年間の平均応募倍率を掲載しており、応募倍率が高い団地を避けて申し込むことも可能である。加えて先着順で申込みを受け付ける随時募集も実施するなど、一定の配慮をしている。
- 5 県営住宅では、ハード面の対策として共用廊下や階段に手すりを設置している。ソフト面の対策として単身70歳以上の希望者の方には月1回電話での安否確認サービスを行っている。また、買い物弱者対策として、団地の中での移動販売も行っている。

### 守屋委員

- 1 建築物の耐震化促進については、市町村との関係をもう少し強化する必要があると思うがどうか。
- 2 県営住宅では、高齢化が急速に進む中、エレベーターの設置が必要であると考えますが、令和2年度の改修工事ではどうだったのか。また、高齢者・障害者用の住宅をどのように計画していくのか。

## 建築安全課長

- 1 埼玉県で地震対策協議会を設置し、全市町村に加入してもらい、その中で成功事例などを共有している。また、平成19年度から補助制度を開始しているが、テナント問題や居住者の意思統一など困難なものへの対策なども研究していく。

## 住宅課長

- 2 老朽化した県営住宅の建替えではエレベーターの設置を基本としている。高齢者用の住宅については、単身高齢者のニーズが非常に高いことから、今後建て替えていく県営住宅は、全住戸の3割程度を単身高齢者向け住戸として整備していくこととしている。また、単身高齢の方に向けて2人用住戸を単身用として提供するなどの措置も行っていく。

## 宮崎委員

行政報告書300ページの「イ 緊急輸送道路閉塞建築物の耐震化促進」について、令和2年度は2棟の耐震診断と1棟の設計に補助を行っているが、残りは何棟あるのか。

## 建築安全課長

県では、主に4車線以上の重点23路線と連携路線について、補助率を上げて取り組んでいる。県所管では、重点23路線については、対象棟数が17棟、耐震診断済みが16棟、耐震化済みが9棟で、残り8棟となっている。9都県市の連携路線では、対象が6棟、全て診断済みで耐震化済みが4棟で、残り2棟になっている。

## 松坂委員

- 1 資料25のアスベスト対策について、調査対象建築物は11,968棟であり、そのうち調査報告があったのが11,592棟で、376棟からは報告がなかった。その報告のなかった376棟についてどう扱うのか。また、11,592棟について、今後の指導はどうするのか。
- 2 資料25によれば、露出してアスベストの吹付けがされている建築物606棟のうち、今後96棟が除去されることになるとのことである。令和2年度は1棟だったが、年間対応できる除去棟数は何棟か。
- 3 床面積1,000平方メートル以上の民間建築物をアスベスト除去の対象としているが、1,000平方メートル以下でアスベスト除去が必要とされる建築物の数は把握しているか。
- 4 行政報告書304ページの住み替えのための支援制度の情報発信を行ったとあるが、支援制度とは具体的に何か。
- 5 行政報告書294ページの公園の整備について、こども動物自然公園の麒麟舎の整備と記載されている。令和2年度の事業ということで、こども動物自然公園の開園40周年に合わせて令和2年度中に開業する予定であったものが、何らかの状況で遅れているものと思っている。改めて契約工期について伺う。

## 建築安全課長

- 1 現在、県と同等の権限のある12市と連携して進めている。調査対象が令和3年3月で11,968棟、調査の報告があったものが11,592棟で、376棟が未報告となっ

ている。未報告の扱いは違反防止週間等の時期に所有者や管理者等へ直接訪問等により、調査実施の指導をしている。その結果、令和2年3月に11,526棟報告があったが、令和3年3月に66棟報告が増えた。

- 2 県と12市で連携し、令和2年度は、県1件、12市で4件、合わせて5件除去の補助を行った。また、補助を受けなくて除却したものもあるので、残り96棟については、順次、説明等しながら進めていきたい。
- 3 平成30年度に1,000平方メートル未満で定期報告の対象となる不特定多数の者が利用する建築物について、除去補助を開始した。対象建物は308棟、アスベストありで未対策が1棟、未報告が34棟である。こちらについても、所有者に働き掛けて報告を出してもらおう。

#### 住宅課長

- 4 情報発信については、東武鉄道と協力し池袋駅等にポスターを掲出したり、Web広告を掲載したりしている。その中で、安心中古住宅登録制度やマイホーム借上げ制度などを情報発信している。

#### 公園スタジアム課長

- 5 こども動物自然公園40周年記念事業としては、昨年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により動物園自体が閉園していたので、イベントは実施していない。イベント以外では、オーストラリアのフェザーデール野生生物園からクオッカを導入し、展示、あるいはキリン舎の新設を40周年記念事業の中で実施した。その中で、キリン舎については、設計時に外部有識者の意見などを聞きながら入念な検討を行い、時間を要した。また、外構工事においては、エントランスのデザインや柵の構造について動物園から提案があり、その検討に時間を要した。また、外構工事で掘っている時に、ケーブルや埋設管が出てきて、その処理に時間を要した。工事完成後は、入舎の慣らし期間として1か月から2か月設け、その後、年度内にキリンを公開していきたいと考えている。

#### 松坂委員

- 1 アスベストの除去に補助した棟数が、県で1棟、12市で4棟補助とのことだが、年間対応できる棟数は何棟になるのか。
- 2 完成すれば日本に一つしかないキリン舎になる。来場者数が多く期待できる施設にもなると考えられるが、工事が遅れていることについて工程管理をどう行ってきたのか。

#### 建築安全課長

- 1 補助率3分の2、1,000平方メートル以上の場合600万円、1,000平方メートル未満の場合300万円を限度として補助を行っており、令和3年度予算では、1,000平方メートル以上で3棟、1,000平方メートル未満で2棟の予算を確保している。

#### 公園スタジアム課長

- 2 工程管理については、県の事務所で発注をしていて、そちらで外構工事を発注している。発注業者と密に調整をしていて、その中で令和3年度中の開園を目指すという話になっているので、適切に対応したい。

### 松坂委員

令和3年度中というのは、令和4年3月31日までであるが、どの辺りの時期を考えているのか。

### 公園スタジアム課長

令和4年3月までの間で、なるべく早い時期に開園したいということで、現在、工程調整を進めている。

### 並木委員

- 1 行政報告書301ページの県営住宅の管理について、収入申告がないと家賃が高くなり滞納につながるが、県営住宅26,902戸に対し収入の申告のあった件数が22,114件と差がある。この理由について伺う。
- 2 行政報告書303ページ(8)子育て世代・多子世帯向け住宅支援事業の補助について、県外から入ってきた世帯数はどのくらいか。

### 住宅課長

- 1 収入申告を受け付けた件数は22,114件であり、現在入居している方との差分は264件である。管理戸数と入居戸数の違いである。
- 2 県外から転入してきた世帯は、全体の10.7%程度である。

### 並木委員

3人目の子を希望する世帯について、実際に3人目が生まれたかどうかの検証はどうしているのか。

### 住宅課長

補助の2年後にアンケート調査を実施することとしている。

### 西山委員

- 1 民間建築物の耐震化について、多数の者が利用する民間建築物はどのような建物が対象となるか。補助で、診断4棟、設計2棟、工事3棟となっているが、具体的にどこの建物になるのか。また、併せて補助率についても伺う。
- 2 さいたまスーパーアリーナについて、稼働率26%はやむを得ないと思うが、収益はどれくらい減ったのか。また指定管理者に対して補正予算で補填されたと思うが、いくら補填したのか。
- 3 先ほど経営改善の努力の中で、オリンピック会場として貸し出したという話があったが無料で貸し出したのではないのか。

### 建築安全課長

- 1 耐震改修促進法の定義だと、一般的には階数が3、かつ、延べ床面積が1,000平方メートル以上の学校、病院、店舗などである。補助率は、診断が国と県で3分の2で限度額が300万円、設計が3分の2、工事が23%で、設計と工事合計で1,300万円を限度額としている。

### 都市整備政策課長

- 2 令和2年度の売上高は、前年度比の45.3%となり、減少の一番大きな原因は、イベント関係収入が31億円から6億円に大幅に減少したことである。また、指定管理委託料については、令和2年度は増額の補正予算を9月定例会と2月定例会にお願いしたところであり、予算上は約6億円の増額をしており、当初予算の1億1,000万円と合わせて、約7億円超の予算としたところだが、決算ベースでは、6億1,135万1千円となったところである。
- 3 オリンピックについては、料金をいただいている。

### 西山委員

- 1 耐震化の関係で、スーパーマーケットは補助の対象にならないのか。
- 2 売上額が減った全額を補填する必要はないと思う。約25億円の売上げの減に対して約6億円を補填したということだが、6億円の根拠は何か。

### 建築安全課長

- 1 スーパーマーケットは店舗に当たるので、補助の対象になる。令和2年度に補助した事例がある。

### 都市整備政策課長

- 2 売上高も大幅に減少しているが、支出する経費も大幅に削減しているので、差し引きはそこまで大きな差にはなっていないが、指定管理委託料の増額補正については全庁的な考え方に基づいて、収支不足のうち、利用料金収入減収相当分を補填するという計算の基に補正を行った状況である。

### 西山委員

さいたまスーパーアリーナの利用料金収入の不足は、25億円の売上不足のうち6億円だったということか。

### 都市整備政策課長

支出する経費も大幅に減っており、それに加えて決算上、さいたまスーパーアリーナは、赤字を約1億2,000万円計上することとなり、その分も含めた額が収支差ということになっている。

### 都市整備部長

さいたまスーパーアリーナは令和元年度以前は黒字を順調に計上しており、令和2年度も何もなければ約10億円程度の黒字を県に戻し、修繕等に充てるということを行っていた。そういった大幅な黒字がなくなった上で赤字だったということである。例年の黒字部分を全て除いた上で補正しているので、約6億円の補正をしたところである。

## 【説明者】

山崎達也福祉部長、細野正福祉部副部長、金子直史地域包括ケア局長、和泉芳広少子化対策局長、横田淳一福祉政策課長、佐々木政司社会福祉課長、藤岡麻里地域包括ケア課長、岸田正寿高齢者福祉課長、鈴木康之障害者福祉推進課長、黛昭則障害者支援課長、石井哲也福祉監査課長、大熊誉隆少子政策課長、松井明彦こども安全課長、鈴木健一こども安全課児童虐待対策幹

## 【発言】

### 渡辺委員

- 1 行政報告書の144ページ、「2 安全で安心して暮らせる社会保障の推進」のうち、令和2年度の生活保護世帯の学習支援事業利用率は43.7%である。利用率を伸ばすのは困難な事業だと思うが、利用率が伸びない原因と今後の対策について伺う。
- 2 行政報告書144ページ、合計特殊出生率について、埼玉県5か年計画策定時の目標値1.50から、実績値が1.26と低下している。実績値が低下している原因と対策はどうなっているか。世界的にも非常に対策が困難だと思うが、出生率の向上に因果関係があるような施策があるか伺う。
- 3 行政報告145ページの里親等委託率について、実績が19.9%と、目標の23.0%に達していない。非常に難しい分野の事業だと思うが、原因と対策についてどのように考えているのか。
- 4 行政報告書の148ページの表「埼玉県の保護人員数及び保護率の推移」について、要求資料11番の3ページに市町村別、年月平均があり、令和2年の直近の保護率が一番高い市町村で1.99%、一番低いところで0.55%と約3倍の開きがあるが、この原因は何か。
- 5 行政報告書149ページの学習支援の参加者数について、令和2年度は中学生が218人、高校生が103人とあるが、対象者は何人で、何%が利用しているのか。

### 社会福祉課長

- 1 令和3年度までに利用率60%を目標として、平成30年度には47.8%となり順調に伸びていたが、令和元年度、令和2年度は44%前後と落ち込んでいる。一番の要因は、家庭への訪問活動ができなくなったためである。学習教室は学ぶ場なので、子供が自ら行きたいと言うことは少なく、ケースワーカーや学習支援員が家庭に訪問して、本人と保護者を説得してようやく通うようになることが多い。そもそもこの事業は、生活困窮者自立支援制度に基づくもので、市部については各市が、町村部については県が責任をもって担うものであるが、県は、県単独事業で実施していた時代からのノウハウや実績があり、コロナ禍の前では72.4%の利用率がある。一方、市部の利用率は40%前後と低くなっている。今後も県のノウハウを希望する市にしっかり伝えていくことで、県全体の学習支援の底上げをしていきたい。
- 4 生活保護は法に基づき一律に適用されるもので、各市町村に対する県の監査も一律に実施していることから、制度の適用に濃淡があって開きが生じているわけではない。地域の特性によって保護率の開きがある。例えば、毛呂山町は保護率が高いが、大きな病院があり、そこに通って療養される方が近くに住むといった要因などがある。

5 対象となる生活保護世帯の中学3年生は620名である。そのうちの44%の271名が利用した。

### 少子政策課長

2 合計特殊出生率は5か年計画の策定時から減少し、令和2年の概数値1.26まで下がっている。出生率の低下には様々な原因があり、複合的なものと認識している。そのため因果関係ということは非常に難しいが、日本では婚外子の割合が極端に低く、結婚と出産の関連性が高いことから、未婚化の進行が大きな原因と考えている。埼玉県の場合、合計特殊出生率全体の数値は1.26だが、20代後半は出生数が多い年代であるにもかかわらず、合計特殊出生率が平成29年以降年々減少している。その年代は転入等により人口が増えているのに出生数が少ないことから、未婚化が進行していると考えられる。こうした状況を踏まえ、将来の子育て不安の解消だけでなく、子供が生まれる前からの支援の充実が必要であり、特に20代後半を含めた若い世代に対しての結婚支援を重点的に実施していきたい。具体的には、平成30年に埼玉県と市町村、企業等が連携して、SAITAMA出会いサポートセンターという、出会いの機会拡大のための取組を始めている。市町村とも連携して、結婚支援を行うことで未婚化の対策を進めていきたい。

### こども安全課長

3 目標が達成できなかった原因は、里親制度に対する理解が十分に浸透していないことが根本にある。里親委託にする場合には、実親の同意が必要であるが、実親の同意が得にくい。施設入所であれば同意するが、里親の場合、自分のところに子供が返って来ないのではないかと恐れ、同意が得られないケースがある。また、現に里親登録されている里親について、能力の活用が十分にされていない部分もあるため、里親委託されていない方の能力を高める必要がある。今後の対策について、里親入門講座や体験談など従来は対面で実施していたが、コロナ禍ということもあり、動画で見られるように工夫をしており、多様な方法で広報を実施している。各児童相談所に里親委託強化推進員の配置をしており、実親に里親制度を丁寧に説明し、同意を得られるように取組を進め、里親委託できる対象児童を増やししながら里親委託を増やしていく。未委託里親のスキルアップについては、里親会と連携しながら、先輩里親宅で実習し、スキルの向上や不安解消などを図りながら、自信を持って受託していただけるよう未委託里親の活用拡大に取り組んでいる。

### 渡辺委員

生活保護の保護率の高い事情は分かったが、低い事情は何か。

### 社会福祉課長

持ち家率が高く、収入基盤が安定している世帯、例えば年金で暮らしている世帯が多い地域や、人口流動が小さい地域は保護率が低い。一方で人口流動が多い都市部に近い地域や、安い家賃で住めるアパートが多い地域は保護率が高い傾向にある。

### 守屋委員

1 児童相談所の相談件数について、令和元年から令和2年度にかけて895件減少しているが、依然として29,000件を超す相談となっている。相談内容では養護相談が

圧倒的に数が多いが、この背景や状況についてどう捉えているか。

- 2 市町村児童相談業務への支援として、市町村に対して、特に支援を必要とする42市町へ児童福祉司経験者2人を派遣したとあるが、必要とした理由は何か。また、派遣することによって相談業務が進んだのか。
- 3 資料14の3ページ、令和2年度相談内容別一時保護児童退所先があるが、家庭引取りが524人、児童福祉施設入所が156人となっている。家庭引取りでは、再度一時保護されることがあるのか。また、その他が236人となっているが、主にどこへ行くのか。
- 4 行政報告書157ページから158ページの介護基盤の着実な整備のうち、特別養護老人ホームの定員の推移では令和2年度末で37,959人となっているが、入所待機者は何人いたのか。

### こども安全課児童虐待対策幹

- 1 児童相談所が受ける相談のうち、養護相談は、保護者の死亡、入院などによる養育困難な児童に関する相談や、児童虐待に関する相談などが該当する。現在、児童相談所の業務の中心となっている児童虐待に関する相談が含まれることから、養護相談の件数が多くなっているという現状がある。児童虐待対応において一番避けるべきことは児童虐待の潜在化であり、その意味においては、きちんと虐待が通告され、児童相談所として何らかの対応をしたことになるので、相談対応件数が増加することは一概に悪いこととは言えないものと考えている。相談件数が多くなっている背景としては、児童相談所虐待対応ダイヤル189など、虐待通告を促す様々な啓発活動の効果が出ているとも考えられる。引き続き虐待通告に係る啓発を進めるとともに、市町村や警察・学校など関係機関としっかり連携し、虐待事案に係る早期発見・早期対応に努める。
- 2 市町村において、研修等により児童虐待に関する職員の専門的知識の習得に努めているが、重度の虐待ケースに接する経験などが不足しているという課題がある。そこで、県では毎年度さいたま市を除く県内の全市町村に市町村支援員の派遣希望の照会を行い、希望があった市町村に対して、児童福祉司経験者を平均1か月から2か月に1回程度のペースで市町村に派遣している。派遣された市町村では、主に要保護児童対策地域協議会のケース検討会議に出席したり、窓口での対応方法などについて、専門的かつ実践的な助言を行ったりしている。派遣希望市町村数は年々増えており、市町村の相談援助技術の向上や的確なケース対応につながっており、効果は出ていると考えている。
- 3 一時保護の解除に当たっては、親子関係のアセスメントを丁寧に行い、在宅生活を送る上での環境整備や支援体制の構築状況を含め、慎重に判断している。解除後は定期的な家庭訪問、保育園や学校等への児童の状況把握、関係機関による支援体制の確認などを行っている。その中で、万が一虐待再発の兆候があれば、ちゅうちょなく再度一時保護を行い児童の安全を確保しているので、一時保護解除後に再保護となるケースがないわけではない。その他の236人の主な行き先であるが、他の児童相談所等への移送が79件、一時保護所以外の施設への保護先の変更が66件等となっている。

### 高齢者福祉課長

- 4 入所希望者は令和2年4月1日現在で9,277人であり、そのうち要介護3以上で、今すぐ入所したい人は5,830人である。

## 守屋委員

- 1 児童相談について、市町村支援員を2人派遣し、効果が出ているとのことであるが、更に強化する考えはあるか。
- 2 家庭引取りになった後、再度一時保護となり、精神的にショックを受けている児童に対して、どのように対応しているか。
- 3 特別養護老人ホームについて、入所待機者が多いことは深刻な問題である。令和2年度は入所待機者解消のため、どのような対策を行ったのか。

## こども安全課児童虐待対策幹

- 1 市町村支援員の派遣については非常に効果があると考えており、令和3年度は派遣する児童福祉司経験者を3人に増やした。
- 2 児童相談所業務システムによって全児童の過去の指導経緯などの記録が残されていることから、二度目の一時保護などの場合は、前回の記録も踏まえ適切に対応している。

## 高齢者福祉課長

- 3 特別養護老人ホームについて、令和2年度に18施設、938人分を整備した。この結果、入所希望者が令和2年4月1日現在の9,277人から令和3年4月1日現在の8,679人に減少した。同様に要介護3以上で今すぐ入所したい人は5,830人から5,582人に減少した。今後も特別養護老人ホームの計画的な整備を進め、入所希望者が速やかに入所できるよう取り組んでいく。

## 萩原委員

- 1 生活困窮者対策の推進について、行政報告書149ページ上段の表にある自立相談支援件数が、令和元年度1,059人から令和2年度2,374人に倍増している。これを県としてどのように捉えているのか。また、相談内容や相談者の年代はどうなっていて、どのような対応をしてきたのか。
- 2 行政報告書172ページ、新型コロナウイルス感染症対策の「(1)低所得者福祉の向上」の緊急小口資金等の特例貸付について、単身世帯やひとり親世帯など、世帯の内訳を伺う。
- 3 総合支援資金の再貸付けは、いつからのカウントなのか。
- 4 県は、貸付けの窓口である市町村の社会福祉協議会とどのように連携してきたのか。

## 社会福祉課長

- 1 自立相談の窓口には実に様々な相談があるが、生活の経済上の困窮が最も多く、半分を占めている。そのほか、失業をはじめ、住まいや生活環境も含めた複合的、総合的な相談が多い。具体的な相談内容としては、収入・生活費のことで55.1%、仕事探し、就職についてのことで11.5%、家賃やローンの支払いのことで13%、住まいについてのことで7.2%などである。令和2年度に伸びた理由としては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減り、経済上の問題が出てきたことによるものである。相談者の年代は、50代が20.1%、60代が13.2%、30代が12.4%となっている。相談への対応であるが、まずは、支援員が内容をよく聞き取り、課題を振り分けアセスメントを行う。その上で住居確保給付金や就労支援など生活困窮者自立支援制度を適用するほか、健康保険料や介護保険料の減免、就学費の援助など、相談者が活

用できる制度を確認していく。そして、更に支援が必要な場合は支援プランを作成し、一定期間伴走しながら支援している。また、県として、増加する相談に対応するため、令和2年度には相談支援員を12人から14人に増員した。令和3年度は更に1名増員し、15名体制で生活困窮者からの相談に対応しているほか、利便性を考慮し相談窓口を1か所増設した。

2 特例貸付は制度上単身世帯と二人以上世帯の2種類に分けて貸付けを実施しており、二人世帯以上の割合が57.4%、単身世帯の割合が42.6%と若干二人以上世帯の割合が多くなっている。

3 令和3年2月からである。

4 貸付事業の実施主体は埼玉県社会福祉協議会であり、市町村の社会福祉協議会は県社協から委託を受けて窓口業務を実施している。県は、国からの原資を受け入れ予算化し、貸付原資や事業費として県社協に補助している。県は予算的な支援のほか、県社協に対して事業が円滑に進むよう様々なバックアップをしている。

### 萩原委員

総合支援資金の初回、延長、再貸付けが多く利用されていることから、困窮されている方が多いと思う。ただし、貸付けなので返済が必要である。困窮状態が続く中、県はそのことをどのように認識しているのか。

### 社会福祉課長

貸付けを受けることにより難局を何とか乗り切っている方も多く、返済が必要であるので個々の負担感は重いものであると認識している。国において住民税非課税世帯について償還を免除するということが決まっているが、返済により生活再建が困難な状態に陥る住民税非課税世帯でない世帯も出てくると考えられる。そこで、全国知事会を通じて、生活再建に当たり償還を免除することによって生活再建がスムーズにいくような場合には減免等の措置を講じるような制度としてほしいといったことを国に要望している。

### 萩原委員

借りる側に立った対応が大切だと思う。再度、県の考えを伺う。

### 社会福祉課長

寄り添った対応をしていきたい。県では町村部の生活困窮者の自立支援相談や生活保護も直接実施しているため、お困りの方がどのような状況に陥っているかを十分認識している。

### 委員長

暫時休憩する。再開は午後2時15分とする。 (14:07)

( 休 憩 )

### 委員長

委員会を再開する。 (14:15)  
何か発言はあるか。

## 町田委員

- 1 行政報告書164ページの「ケ 発達障害者支援体制の整備」に記載のあるペアレントメンター事業について、令和2年度に養成した人数とこれまでに養成したペアレントメンターは何人か。また、事業実績には、33人が事業に参加したとあるが、何会場で実施したのか。さらに、市町村への派遣実績も含まれているのか。
- 2 行政報告書の171ページ「(3) 社会福祉施設職員等の養成・人材確保」のうち、福祉人材センターについて、無料職業紹介事業の求人数は15,204人、求職者数は2,369人、就職者数は1,186人と、求人数は非常に多いが求職者の就職につながっていない状況である。マッチングがうまくいっていない現状について、要因をどう捉えているのか。

## 障害者福祉推進課長

- 1 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、新規の養成は行っていない。これまでに養成したペアレントメンターの総数は117人であり、平成22年度の事業開始以来、毎年12人前後を養成している。令和2年度はオンライン講座を6回開催し、33人の方に参加いただいた。派遣事業については、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、希望市町村がなかったため、派遣実績はない。

## 社会福祉課長

- 2 求人サイドと求職サイドの条件が合わないことなどが要因である。また、福祉人材センターは福祉専門に扱っていることから、登録者の4割程度は福祉業界の方で、転職先を見つけるために登録している。よって、現在よりよい条件の求人が出てこなければ動くことはない。できるだけマッチングしていくためにはニーズのすり合わせが必要なため、地域就職相談会を開催するなど直接コミュニケーションを図り、その場で条件面のすり合わせをしてもらうということを実施していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で大々的に実施できなかったこともマッチングがうまくいかなかった要因の一つと考えている。

## 町田委員

- 1 そもそもペアレントメンターの名前や事業の存在は、自治体等の関係部署や支援を必要とする当事者に十分に周知・認知されているのか。また、事業規模を拡大すべきと考えるがどうか。
- 2 ニーズにずれがあり、ずれを解消する取組が新型コロナウイルス感染症の影響で失われているとのことであるが、仮にこれが落ち着くと、地域ですり合わせをすることによって就職率は上がっていくと考えているのか。

## 障害者福祉推進課長

- 1 ペアレントメンターについて、県ホームページ等で広報しているほか、県発達障害総合支援センターが市町村に対し事業実施の照会を行い、相談・交流等の実施につながっている。今後、ペアレントメンターの養成数を更に増やしていくことにより、事業規模を拡大していきたい。

## 社会福祉課長

- 2 地域就職相談会は10年ほど前から実施し、一定の成果を上げているものの、飛躍的

に就職率が上がっていくものではないと考えている。そこで、今年から求人事業所と求職者に寄り添った形で実施する伴走型人材マッチング事業を始めた。県内14か所のハローワークのエリアごとにエリア担当者を決めて、責任を持って求人事業者と求職者の状況を把握してマッチングしていくものである。双方に伴走してより深く個別に対応していくことで、マッチングのずれを少しでも解消していく。

#### 関根委員

行政報告書151ページの「多子世帯応援クーポン事業」の令和2年度実績について、クーポンは6,209世帯に配布し、4,169世帯が利用、23市町村に助成を行ったとあるが、詳細と経費を伺う。

#### 少子政策課長

多子世帯応援クーポン事業は登録店舗が少ないのが問題であり、利用者からも使えるお店が少ないとの声があった。令和2年度は対象サービスメニューを増やすとともに、店舗の開拓を行った。登録店舗について、令和元年度末は400店程度だったが、令和2年度末には1,200店を超えたことで、4,169世帯が利用した。令和2年度の経費は全体で5億4,418万円、そのうち県事業分は5億1,628万円である。そのうち大部分を占めるのがチケットの利用料で、4億5,951万円となっている。事業者への業務委託料は5,583万円となっている。

#### 関根委員

昨年の予算特別委員会の中で、附帯決議が出ている。附帯決議を受けて令和2年度はどのような改善を図ったのか。

#### 少子政策課長

対象メニューの拡大を行った。第3子が生まれた家庭は経済的に苦しいため、ベビーカーやチャイルドシート等の少し高額なものも対象とした。子育て用品を販売する店舗を丸ごと登録する制度を開始し、様々なニーズに応えられるようにした。また、企業に働き掛け、登録店舗を3倍に増やした。このような取組により、直接利用の割合は、令和元年度の22%から、令和2年度は71%となった。

#### 関根委員

直接利用の割合が22%から71%に改善されたことは、大きな成果だと思う。23市町村の補助の詳細を伺う。また、委託料がもっと下がらないのかについて併せて伺う。

#### 少子政策課長

市町村補助事業について、県が行うクーポン事業のほかに、市町村が地元で創意工夫をして行う少子化対策に補助をする補助事業がある。具体的には、市町村が商工団体等と連携して、子供が生まれた家庭に支援金や商品券を交付する事業等に補助をしている。委託料は、業務の効率化や一部の業務の県直営化により、令和元年度は約7,900万円だったが、令和2年度は約5,500万円まで減少した。

#### 関根委員

市町村への助成金額はどのくらいか。

## 少子政策課長

令和2年度は23市町村で2,790万円となっている。

## 松坂委員

行政報告書161ページ、要求資料28番の「介護職員の処遇改善」について、介護事業所20か所に対し県職員と専門家が訪問指導を行い、パンフレット1,500部を配布したとあるが、訪問した事業所数が少ないのではないかと指摘がある。指定更新時に指導すると記載があるが、この加算は事業所にとってメリットがあることから、訪問回数を増やせないか。また、介護職員処遇改善加算の金額の推移はどうなっているか。あわせて、処遇改善の実績はどうなっているか伺う。

## 高齢者福祉課長

訪問指導の件数について、加算を取得していない事業所は約900か所あり、訪問の希望を聞いたところ20か所が希望した。希望しなかったところは小規模な事業所が多く、加算要件であるキャリアパスの作成等が難しいことが原因である。県としては処遇改善加算を取得することはメリットがあるため、研修動画を作成・公開したり、集団指導などあらゆる機会を通じて引き続き指導していきたい。加算の推移であるが、平成25年は職員一人当たり月額15,000円、平成27年は27,000円、平成29年以降は37,000円となっている。県内の加算を取得している事業所の平均賃金は、平成25年が月額238,592円、令和元年では282,652円と、約44,000円改善していることから加算取得の効果が一定程度あったと考えている。

## 松坂委員

介護保険事業所の更新時期はどうなっているか。また、900事業所のうち、年間に訪問できる事業所数はどの程度か。

## 高齢者福祉課長

介護保険事業所の更新は6年である。訪問の枠については、令和2年度は年間20か所であり、その枠を目一杯使えるように働き掛けたところである。

## 石川委員

- 1 事項別明細書の21ページ「2 民生費貸付金元利収入」の介護福祉士修学資金貸付金借受者返還金について、収入未済があるが、令和2年度の利用者数、返還すべき者の数、返還できなかった者の数はどうなっているのか。
- 2 貸付金の免除になった人が令和2年度に何人いたか。つまり、令和2年度にこの制度を使って資格を取得し、目的どおり福祉施設で仕事をした者がどのくらいいたのか。

## 社会福祉課長

- 1 介護福祉士修学資金貸付制度について、行政報告書に記載してあるのは、平成28年度から開始した埼玉県社会福祉協議会が実施しているものである。平成27年度と平成16年度以前は、県が直営で国庫補助事業の貸付事業として実施していた。したがって、事項別明細書の返還金については、平成27年度と平成16年度以前に県が直営で貸付けをしていたときの返還金が記載されている。
- 2 平成27年度の貸付総数60人のうち県内就職は51人と9割近くの方が県内で就職

している。なお、平成16年度以前の貸付総数471人のうち334人が県内に就職している。事項別明細書の返還額761,000円は、4人からの返還金である。平成27年度と平成16年度以前に埼玉県から直接貸付けを受けた方で、養成校を中途退学した方や他県に就職した方からの返還があったものである。

## 西山委員

- 1 行政報告書156ページの「6(3)地域包括ケアシステム構築の促進」について、地域包括ケアシステムは人と人とのつながりが重要であり、令和2年度は極めて厳しい状況であったと推測するが、どのように推進したのか。
- 2 このような状況下で特筆すべき取組を行った市町村はあるか。
- 3 令和2年度に介護職員と保育士は何人増えたのか。
- 4 認知症施策の推進については、新型コロナウイルス感染症の影響で外出ができないことで認知症が進行したなどの例が令和2年度もあった。行政報告書にも「認知症施策推進計画」を策定したとある。認知症は早期発見・早期対応が重要であるが、本人も認知症かなと思っても大丈夫と思い、問題行動が強くなってから診断を受けることもある。そのため、初期集中支援チームによる対応が重要であるが、これが県内に何チームあるのか。

## 地域包括ケア課長

- 1 例えば、地域包括ケア総合支援チームを市町村の希望に応じて派遣し、介護予防の取組再開の支援などに取り組んできた。チーム員の派遣実績について、令和2年度は271回であり、令和元年度の462回に比べると少ないが、きめ細かく対応してきた。そのほか、市町村職員の育成にも注力した。令和2年度前半はオンライン技術への切り替えが県も市町村も出来ていなかったが、対応が整い次第、地域ケア会議のコーディネーター研修などをオンラインで実施した。県民への周知、理解促進については、認知症普及啓発のアニメを制作し、事業者の知識習得やお客様の接し方などについて、周知を図った。認知症ケア技術の向上については、在宅介護をしている家族の方への研修を実施した。回数は減ったが緊急事態宣言の合間を縫って実施した。
- 2 例えば、坂戸市はサロンのような取組やケア会議のオンライン化に早期に取り組んだ。サロンについては、Zoomの使い方を習得するところから始め、オンラインで実施しようという事例があった。こうした好事例については、研修会や情報交換会で共有していく。
- 4 初期集中支援チームは平成30年度までに63市町村全てに設置されており、現在合計90チームある。

## 少子政策課長

- 2 保育士の確保状況については、推計となるが、県の各種事業やハローワークでの支援、保育士養成施設などの取組も合わせて、令和2年度は約3,500人を確保できたと考えている。なお、令和元年度は約3,700人と推計しており、減少している。

## 高齢者福祉課長

- 3 県やハローワークの取組で確保した介護職員は、令和2年度は3,175人であり、令和元年度は3,429人と推計している。県がマッチングまで実施している介護職員雇用推進事業、高齢者等介護職員就労支援事業や介護助手の養成・確保事業では、令和

2年度で329人、令和元年度は401人であり、いずれも減少した。

#### 西山委員

- 1 地域包括ケアの取組では、各市町村や頑張っている人たちを孤立させないことが大切である。どうやって取り組んでいるか、どういう点で苦勞しているかの報告会をオンラインで実施する必要があると思うがいかがか。
- 2 認知症の初期集中支援チームは、具体的に認知症の判定をされて対策が必要な人が対象になるが、その全てを担うことはできない。また、発見については工夫の必要がある。岡山市ではスクリーニングを行い家族がチェックできるようにしたり、デイサービスでチェックしたりするなどしており、こうした取組は有効であると思っている。初期集中支援チームは90しかないなので、強化する必要があると思うがどうか。

#### 地域包括ケア課長

- 1 取組報告会を毎年度行っているが、令和2年度は動画配信により開催した。また、幾つかの市町村からケア会議や介護予防、医介連携について話していただき、情報の共有を図った。今後も工夫をしながら実施していきたい。可能であればディスカッションなどもオンラインで実施したいと考えている。
- 2 初期集中支援チームは認知症が疑われている人も対応できるようにとの目的をもってしているので、そのことも再度認識しながら活用していきたい。また、岡山市の例など先進的な他県の事例も収集して研究していきたい。

## 【説明者】

強瀬道男農林部長、唐橋竜一農林部副部長、横塚正一農林部副部長、吉永光宏食品安全局長、西村恵太農業政策課長、竹詰一農業ビジネス支援課長、島崎二郎農産物安全課長、野澤裕子畜産安全課長、野口雄一郎農業支援課長、長谷川征慶生産振興課長、佐野且哉森づくり課長、稲場康仁農村整備課長

## 【発言】

### 高橋(稔)委員

- 1 行政報告書245ページの「5 食の安全・安心を確保する」に記載のある農家1戸当たり生産農業所得の指標について、目標値を達成した要因は何か。また、1戸当たりの世帯の人数は何人か。
- 2 「スマート農業普及推進事業」について、令和2年度の予算特別委員会で、スマート農業普及推進研究会を設置しスマート農業を進めると説明があったが、スマート農業の普及推進をどの分野で、どのように進めたのか。
- 3 行政報告書252ページの「2(3)イ 担い手を育む農地の整備」について、令和2年度のほ場整備の目標と実績及び整備率はどのようになっているのか。
- 4 事項別明細書説明調書の355ページ「1 林道災害復旧費」について、支出済額と翌年度繰越額を合わせると予算額の約半分ほどとなり、非常に不用額が大きいのが、この理由は何か。

### 農業政策課長

- 1 目標値を達成した要因として、農家数が減っていることの影響は否定できない。その上で、農地の集積・集約化、農地基盤整備の進展による生産性の向上、幅広い生産振興対策、販売対策といったことが総合的に効果を発揮する中で、一定の所得が確保され、農家1戸当たりの所得の向上が実現していると捉えている。農家1戸当たりの世帯員数について、農家数には、農産物の販売金額が少ない兼業農家も含めた幅広い世帯が含まれ、それらを全て把握したデータはないが、平成27年度に関東農政局が公表しているデータを基に計算すると、埼玉県では平均世帯員数が3.6人となる。

### 農業支援課長

- 2 本県農業の特色や課題を踏まえ、農業現場にスマート農業技術の普及実装を加速化させるため、大学や国の研究者、農業機械メーカー、農業者など、現在11人の委員で構成するスマート農業普及推進研究会を設置した。研究会からの意見・提言を受け「埼玉県スマート農業アクションプラン」を策定した。アクションプランに基づき、スマート農業技術の導入による効果と普及に向けた改善点を明らかにするため、モデル経営体を選定し、技術実証を行っている。

### 農村整備課長

- 3 平成28年度に策定した農林業・農山村振興ビジョンにおいて、年間100ヘクタールずつ整備するという目標で進めてきた。令和2年度は県営事業の13地区で78.3ヘクタールの整備をしたほか、農林公社が行う農地中間管理機構営の区画拡大で67.

3ヘクタールを整備しており、合わせて146ヘクタールのほ場の大区画化がなされた。整備率については令和2年度末時点で本県の農振農用地の水田の58%が整備済となっている。

### 森づくり課長

- 4 令和元年10月の台風第19号により、森林管理道では計560か所にのぼる甚大な被害を受け、被害状況を確認するだけで相当な時間を要したため、復旧額を概算で計上した。その後、国の査定を受け詳細な調査・測量を行い、原形復旧に最適な工法を選定・積算した結果、入札差金も含め不用額が生じることとなった。なお、工事の実施に当たっては、必要額を適正に算出している。

### 高橋（稔）委員

- 1 農家1戸当たり生産農業所得について、把握している数字から計算した世帯員数は3.6人とのことであるが、そうすると概算では1人当たり400,000円で生活していることになる。農業は収入が低いという印象を与えてしまうと思うが、数字の見せ方を工夫できないか。
- 2 スマート農業推進事業について、埼玉県では7分野の多彩な農作物が作られているが、どの分野で実践しているのか。

### 農業政策課長

- 1 農家数は兼業農家も含めた数なので、必ずしも農業の所得に依存の大きい世帯ばかりではないが、数字の見せ方を工夫できないかということは重要な指摘であると思う。埼玉県農林水産業振興基本計画の指標には、「農家1戸当たり生産農業所得」とセットで、「販売農家数に占める販売金額1,000万円以上の農家数の割合」という新たな指標を立てたところである。令和3年度以降の施策の説明においては、そういった観点も合わせて工夫する。

### 農業支援課長

- 2 令和2年度は、米や麦、大豆など主穀作に係る技術実証を行った。令和3年度は、露地野菜で技術実証を行っている。

### 山本委員

- 1 「食品表示等適正化推進事業」について、行政報告書に3項目を挙げているが、これらは具体的にどのような取組をしているのか。また、それらの取組を通じて県民の食の安全・安心にどのように寄与しているのか。
- 2 「川の国埼玉 はつらつプロジェクト（農業用水）推進費」について、具体的にはどのような整備を行ったのか。

### 農産物安全課長

- 1 食品の品質表示の適正化を図るため、必要な調査を行い、不適正表示等については事業者に指導を行っている。具体的には、「食品表示調査員による表示状況調査」では、県民から公募した100人の埼玉県食品表示調査員のが、県内のスーパーマーケットなどで食品の表示状況を確認し、県に報告した結果をホームページで公表している。「県民や他機関からの情報提供による調査」では、不適正な表示に関する通報に基づき事業

所への立入調査等を実施している。「DNA鑑定による表示と内容物の一致調査」では、黒毛和牛、ホンマグロ等の特定の品目についてDNA鑑定により商品の表示と内容が一致しているかどうかを確認し、食品偽装の防止を図っている。これらの取組を続けることで、食品表示の適正化が図られ、食の安全・安心の確保の一端を担っている。

### 農村整備課長

- 2 令和2年度は7地区において事業を実施した。具体的には、親水性や景観に配慮した護岸整備、用排水路沿いの遊歩道の整備、河川の取水堰への魚道の整備などを行い、水辺のにぎわいの創出に取り組んだ。

### 山本委員

- 1 食品表示等適正化推進事業について、取組の中で改善指導を実施したものも数件あるようだが、それらの内容と対応について伺う。
- 2 「川の国埼玉 はつらつプロジェクト（農業用水）推進費」について、市町村主体の地域振興と連携させるとのことだが、整備によってどのような成果があったのか。

### 農産物安全課長

- 1 具体的には、サツマイモやジャガイモ、カボチャなどの野菜の名称や原産地の表示が欠落していたもの、加工食品の原材料名が誤った記述方法であったものや原材料名そのものが抜けていたものがあった。いずれも県職員が商品の表示状況を確認し、その場で事業者の方に必要な表示事項や適正な表示方法について指導する対応を講じた。また、一定の期間をおいて改めて店舗に出向き、改善されたかの後追い調査を実施している。

### 農村整備課長

- 2 本事業は、各地区に地域住民や市町村をメンバーとした協議会を立ち上げ、整備内容や整備後の維持管理について、話し合いを行いながら進めてきた。新型コロナウイルス感染症の影響により、現時点ではイベントの開催などによるにぎわいの創出はできていない地区もあるが、地域住民の要望や市町村の地域振興計画を踏まえた整備を行っているため、今後成果が発揮されると考えている。また、整備した施設については、各地域の自治会等により清掃活動や植栽などが行われており、地域の維持管理の体制が構築されている。

### 守屋委員

- 1 行政報告の249ページの「1（2）埼玉農業を担う新規就農者の確保」について、基幹的農業従事者の推移では、令和2年度の合計従事者が平成27年度と比較して13,129人減少している。令和2年度では330人が新規に就農したとあるが、定着率はどうか。
- 2 高齢化する中で、農業をやめていく方もいると思うが、県が間に入ってどのような対応しているのか。
- 3 新規就農支援などの働きによって成功した事例について伺う。
- 4 行政報告書253ページの「3（1）ア 米・麦・大豆」について、生産農業所得の令和元年度の実績値を踏まえ、持続可能な産地体制整備の促進について県はどのような取組をしているのか。また、米の価格の下落について令和2年度はどのような対応を行ったのか。

- 5 行政報告書263ページの「5(2)ア 食品表示等適正化推進事業」について、ゲノム編集技術を活用した食品については消費者が正しく選択するための表示がされているのか。また、県ではどのように対応しているのか。
- 6 行政報告の268ページの「9(3)ウ 三富地域農業活性化対策事業」について、助成を行っているがあるが、ここは埼玉県指定旧跡、三富開拓地割遺跡で日本農業遺産として認定されている。三富新田の循環型農業の推進にどのように取り組んできたのか。

#### 農業支援課長

- 1 令和2年度の新規就農者330人のうち、令和3年6月時点で3人の方が離農して、定着率は99%となっている。
- 2 県では「明日の農業担い手育成塾」を行っており、新規就農者が研修農地として離農した方、規模を縮小した方の農地を活用して新規就農者の技術習得を支援している。農地や機械、施設という経営資産を第三者に継承する第三者継承という取組も行っている。また、就農後は普及指導員が新規就農者に対して栽培技術の向上や販路開拓などの支援をしている。
- 3 例えば、農業大学校を卒業した後、明日の農業担い手育成塾で使われなくなったハウスを活用して秩父市でいちご園を開園し、就農時に12アールだった経営規模を就農7年目の現在は36アールまで拡大し、アイスクリームなどの6次産業化にも取り組んでいる事例がある。

#### 生産振興課長

- 4 主食用米の需要は減少傾向にあることから、生産者の経営安定のためには、需要に応じた生産が重要であり、助成水準の高い飼料用米や、実需者から高い評価を受けている麦、大豆などへの転換を推進してきた。また、主食用米については、米の販売競争の激化や全国的なブランド産地化競争が急増していることから、県産米の消費者評価を向上させる目的で、食味ランキングで「特A」の獲得を目指し、良食味米の栽培技術の開発・普及やプロモーション活動等に取り組んできた。引き続き、水田農業に取り組む生産者の所得確保と経営安定につながる対策を講じていく。

#### 農産物安全課長

- 5 「ゲノム編集技術応用食品」については、標的のDNAを切断しその際に別の生物の遺伝子を導入するものと、標的のDNAを切断し自然修復の過程で生じた変異を得るものの2種類がある。前者は、食品表示基準に基づき遺伝子組換え食品である旨の表示をする必要があるが、後者は表示は義務ではない。ただし、ゲノム編集技術応用食品であることを知りたい消費者に対して、事業者が任意でその旨を表示することは可能である。現在、二つの食品がゲノム編集技術応用食品として厚生労働省に届出されており、いずれも事業者が任意で表示を行っている。県としては、通常の商品表示基準に沿って対応している。

#### 農業ビジネス支援課長

- 6 市町村、JA、地元の農業者が会員になっている三富地域農業振興協議会に県もメンバーとなり、協議会が実施している地元の農家と都市住民との交流活動や平地林の管理活動、三富地域で生産される農産物のPR活動に対し、経費の一部を助成している。また、この地域については世界農業遺産の認定を目指しており、認定申請に関して、申請

書の内容、特に英訳するための記載方法に対しアドバイス等を行っている。さらに、今年度から、「伝統的農業継承支援事業」として、新たに伝統的農法を維持・保全する取組や、普及啓発活動等に係る支援も始めている。

### 守屋委員

新規就農者について定着率は99%を超えているとのことだが、就農できるまでは5年から7年と長い期間が必要であり、その間に基幹的農業従事者が次第に減少していく。令和2年度にどのように対策を講じたのか。

### 農業支援課長

基幹的農業従事者の減少をカバーするために新規就農者の確保・育成に取り組んでいる。まず、就農相談窓口を各農林振興センターなど11か所に設置している。令和2年度はオンラインでの就農相談を行い、幅広く相談に応じている。技術習得については、明日の農業担い手育成塾や農業大学校で学べるよう支援をしている。就農後はいち早く経営が確立するよう、農林振興センターの普及指導員が地域の農家とも連携しながら新規就農者を育成していく。引き続きいろいろな施策を組み合わせながら育成していきたいと考えている。

### 委員長

暫時休憩する。再開は午前11時10分とする。 (11:03)

( 休 憩 )

### 委員長

委員会を再開する。 (11:10)

### 松澤委員

- 1 行政報告書249ページの「1(2)ア 明日の農業担い手育成塾推進事業」について、新規就農者330人の年齢別、経営類型別はどのようになっているのか。
- 2 行政報告書252ページの「2(2)イ 農地中間管理機構運営事業」について、「1,345ヘクタールの農地が担い手等に集積・集約化された」とあるが、具体的にどのように取り組んだ結果なのか。
- 3 行政報告書253ページの「3(1)ア 米・麦・大豆」について、「彩のきずなが『特A』を獲得した。」とあるが、コシヒカリと価格が変わらないようである。特Aを獲得した結果をどのように生かしていくのか。

### 農業支援課長

- 1 令和2年度の新規就農者330人の経営類型で一番多いのは露地野菜で127人で39%、続いて施設野菜の67人で20%、主穀が45人で14%という順になっている。年齢は19歳以下が10人、20歳から29歳が105人、30歳から39歳が97人、40歳から49歳が76人、50歳から59歳が25人、60歳から64歳が17人で330人となっている。

### 農業ビジネス支援課長

- 2 農地中間管理事業については、県、市町村、農地中間管理機構、農業委員会系統組織

など関係機関が一体となって事業を進めてきたところである。具体的には、農地の広がり、担い手の状況を見ながら、農林振興センターごとに重点推進地区を設定し、機構のコーディネーター、農業委員、農地利用最適化推進員が農家を回って今後の経営意向を聞くなどしている。また、土地改良区とも連携している。

### 生産振興課長

- 3 彩のきずなの特Aランク獲得は、平成29年産の県東部に続く2度目の獲得となり、今回の県西部及び県北部と併せ、県内の幅広い地域で良食味米が生産できることが確認できた。この食味、いわゆる「おいしさ」の最高ランク獲得を前面に押し出したPRを行って、関係団体と連携し、県内量販店での販売拡大を図ることで、県民の消費拡大につなげていく。

### 松澤委員

農地中間管理事業について、埼玉型ほ場整備事業を行う上で大きく関わると思うが、今後、埼玉型ほ場整備事業を進めていく上での課題について伺う。

### 農村整備課長

事業を進めるには地区全体の合意形成が重要となる。基盤整備をしたいという農家がいる一方で、農業投資をしたくないという農家もいるため、こういった方にほ場整備の効果等を丁寧に説明し御理解いただきながら進めていくことが重要である。

### 松澤委員

土地所有者の意向によるところが大きいですが、個人負担がなるべくかからない方法を考えていかないと難しい。例えば1反につき50,000円かかるとなると、個人負担が大きくなるため、県なり市町村などの行政の方から農家負担の軽減策を考えていくことが必要だと思うがどうか。

### 農村整備課長

基本的に簡易な整備とすることで事業費全体を抑えているほか、換地を行わず利用権設定、中間管理を介して集積をする方法としており、事業期間も早く整備することができる事業となっている。費用も市町村に農家負担分を上乗せして負担してもらうよう調整しており、現在実施している埼玉型ほ場整備事業は全ての地区が市町村の上乗せ負担により、農家負担なしで実施している。また、農林公社が行っている畦畔撤去による区画拡大事業についてもJAグループから助成金が出ており、結果的に農家負担なしで整備ができていく。

### 松井委員

- 1 行政報告書265ページの「7(2)住宅での利用拡大」について、県産木材を使用した住宅建築に対する助成の内容について伺う。
- 2 助成件数の219件は、県産木材の供給量に対して多いと言えるか。
- 3 この事業をどのように周知したのか。

### 森づくり課長

- 1 埼玉の木みんなで使って豊かな暮らし応援事業で、県産木材を60%以上使用した住

宅に対し、1立方メートル当たり17,000円を補助している。

- 2 令和2年度の木材供給量は約96,000立方メートルで、住宅補助で使用した木材は約3,000立方メートルであることから、ごく僅かである。しかし、当初補助事業を利用している工務店の数は24社だったが、現在では240社を超えていることから、県産木材は確実に使いやすくなっている。
- 3 彩の国だよりなどの広報紙や、最近ではスマートフォンアプリ「まいたま」に掲載したり、イベントなどでPRしたりしている。

#### 松坂委員

- 1 農地中間管理事業について、要求資料45では、県内自治体が運営している農業公社のうち、埼玉県農林公社から委託を受けて農地中間管理事業の業務を行っているのは、公益社団法人東松山市農業公社の1社のみとなっている。その委託業務内容は、相談窓口業務、各種申請書作成支援業務、農用地利用配分計画の作成業務等となっており、委託契約額が133万円となっているが、委託契約額の積算根拠について伺う。
- 2 行政報告書267ページの「9(1)ウ 農ある暮らし推進事業」について、「住むなら埼玉」移住サポートセンターの相談件数が934人とある。その中で移住に結び付いた方は何人いたのか。また、結び付かないとすれば、その課題は何か。

#### 農業ビジネス支援課長

- 1 相談窓口業務、各種書類作成業務等が、幾らで積算しているかの資料が手元がない。
- 2 移住の関係だが、934人のうち2件が結び付いている。移住に結び付かなかった理由は、家族の理解が得られなかった、考えていた農業と現状が違っていた、最終的に職場を移ることができなかったことである。

#### 松坂委員

農地中間管理事業について資料を要求する。

#### 委員長

ただ今、松坂委員から農地中間管理事業について資料要求があったが、委員会として資料要求するということで異議はないか。

< 異議なし >

#### 委員長

それではよろしく願います。

#### 松坂委員

移住促進だが、2件でも出てきていただければありがたいと思う。課題を整理しながら前に進めてほしい。(意見)

#### 並木委員

- 1 資料21の「県花植木農家の戸数と生産実績」に関して、花植木の産出額が減少している要因は何か。
- 2 行政報告書259ページにある「ふるさと認証食品」について、マークが余り県民に

認知されていないようだが、令和2年度はどのような取組を行ったのか。また、商品数の拡大は資料の数値で把握できるが、普及はどのように行ってきたのか。

- 3 ふるさと認証食品を販売する場所は主にパーキングエリアや農協、道の駅になるかと思うが、他の多くの一般の商品もある中から消費者の目に留まって選んでもらうために、どのような取組を行ってきたのか。

#### 生産振興課長

- 1 近年は庭のない住宅が増え、植木の需要が少なくなっている。また、コロナ禍で外出自粛により花を購入する機会が少ない状況にある。県では、花植木の需要拡大を図るため、インターネットによる商談システムの導入支援等を行っている。

#### 農業ビジネス支援課長

- 2 ふるさと認証食品の認知度向上のため、商品を紹介するパンフレットを作成した。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響でイベントでのパンフレットの配布ができなかったため、ホームページにパンフレットを掲載した。普及については、農商工連携の交流会などで認証食品の紹介と普及拡大を図っている。
- 3 JAや農林公園の直売所では加工品コーナーを設置しているので、その中で認証食品のPRを行っている。今後は、認証食品の制度の周知と併せ、スーパーマーケット等へもPRしていく。

#### 並木委員

- 1 県民が花と触れ合う機会が大切だと考えるが、いかに対応するのか。
- 2 菖蒲パーキングエリアで認証食品が販売されており、認証書が掲示されていたが、期限が切れている前知事の認証しか貼っておらず、商品も店頭になかった。県のチェック体制はどのようになっているか。

#### 生産振興課長

- 1 埼玉県花き園芸組合連合会や埼玉県植木生産組合連合会、さいたまの花普及促進協議会等と連携して「さいたま花の祭典」を開催したり、夏の時期にも花壇を楽しんでいただくための「夏色花壇提案プロジェクト」に取り組んだり、花育や福祉園芸体験など、各種イベントを開催することにより、県民の方に花を親しんでいただける機会を増やしていく。

#### 農業ビジネス支援課長

- 2 認証期間は3年間で更新の際にチェックしているが、更新されていない状況もあることから、指導していく。

#### 並木委員

知事の名前が入っているものであるので、全事業者に対してきちんとチェックする体制が必要ではないか。

#### 農業ビジネス支援課長

新商品も入ったので、新たなパンフレットの作成を検討している。そういった機会を通じて各事業者に対して連絡し、適正に表示されるよう周知徹底を図りたい。

## 萩原委員

- 1 行政報告書259ページの「4（1）多彩な地産地消の推進」について。より多くの埼玉産の農産物を知ってもらい、なるべく手に取ってもらうということが大事だと思うが、県産農産物サポート店を推進する意義と登録の基準について伺う。また、2,643店舗について、どう捉えているのか。
- 2 2020彩の国食と農林業ドリームフェスタの中止について、どのような対応をしたのか。特にオンラインで地産地消の理解を進めてきているのか。
- 3 行政報告書261ページの「4（3）ウ 埼玉農産物輸出総合サポート事業」について、需要拡大のために海外に販路を拡大することは大切と思うが、この事業の目的や情報提供先について伺う。また、JETRO埼玉とは何か関わりがあるのか。

## 農業ビジネス支援課長

- 1 県産農産物を購入しやすくする取組として、県産農産物を積極的に利用している小売店等をサポート店として認証する制度であり、平成16年に開始したものである。令和3年7月現在で2,647店となっており、5年前の2,451店から200店程度増えている。県民の方がサポート店の看板を見て、「この店に入りたい」と思われるよう制度の周知を図っている。
- 2 ドリームフェスタは、会場で農産物などを手に取ったり試食したりすることを楽しみに県民の方々が来ているというところが大きいため、オンラインでは実施しなかった。
- 3 県産農産物、特にお茶については、国内での需要は減っているが、ヨーロッパなどでは需要が伸びていることもあるので、輸出拡大に取り組んでいる。情報提供は、お茶の生産者、肉の加工業者、酒造業者など109の業者に行っている。JETRO埼玉は、平成28年度から埼玉県農産物輸出促進協議会に加わり、一体的に輸出拡大に取り組んでいる。海外バイヤーを対象にした研修会や講演会を連携して実施したり、お茶の輸出のプロモーションの実施や商談についても連携したりして、輸出促進に取り組んでいる。

## 萩原委員

輸出の総合サポートについて、輸出は、県内の事業者が自分自身で動くこともあるし、県をきっかけにする部分もあると思う。成功事例をより多くの県内事業者に発信するようなことはしているのか。

## 農業ビジネス支援課長

令和2年度は、イチゴ及びその加工品をシンガポールにてライブコマースで販売した結果、180万円程度の売上げがあった。その事業者をホームページで紹介するような情報発信はしていないが、輸出拡大に取り組もうとする事業者に対して意向調査を行い、輸出拡大を推進している。

### 【説明者】

高田直芳教育長、萩原由浩副教育長、佐藤裕之教育総務部長、日吉亨県立学校部長、石井宏明市町村支援部長、栗原正則教育総務部副部長兼総務課長、石川薫県立学校部副部長、岡部年男県立学校部副部長、片桐雅之市町村支援部副部長、古垣玲市町村支援部副部長、加藤健次教育政策課長、関根章雄財務課長、案浦久仁子教職員課長、阿部正浩福利課長、臼倉克典県立学校人事課長、鎌田勝之高校教育指導課長、佐藤直樹魅力ある高校づくり課長、小西康雄生徒指導課長、松中直司保健体育課長、竹井彰彦県立学校部参事兼特別支援教育課長、阿部仁小中学校人事課長、渡辺洋平義務教育指導課長、高津導教職員採用課長、小谷野幸也生涯学習推進課長、衛藤一憲文化資源課長、塩崎豊人権教育課長

### 【発言】

#### 渡辺委員

- 1 行政報告書313ページ、「ウ スーパーグローバルハイスクール事業」について、文科省の指定を受けた県立高校1校がどの学校で、どういった実績であったのか伺う。
- 2 行政報告書314ページ、「(5) ア 幼少期教育充実事業」に「日本語を母語としない保護者に子育ての目安『三つのめばえ』の内容を分かりやすく提供できるよう県ホームページに掲載した」とあるが、各言語での「三つのめばえ」はホームページのみに掲載なのか。また、他の活用方法も考えているのか。
- 3 行政報告書320ページ、「(イ) 性に関する指導の推進」、「(ウ) がん教育の推進」について、それぞれ指導者の育成を目的に、各学校の中心となる方への指導を行っていると思うが、その後、各学校での更なる取組拡大大策を行っているのか、また、計画しているのか。
- 4 行政報告書323ページ、「ウ 職業人材を育成する専門高校活性化事業」で、専門高校等において地域の企業、商店街と連携して実践的な職業教育を行っていたということだが、具体的な内容で、どのような効果があったのか。
- 5 行政報告書326ページ、「エ 特別支援学校医療的ケア体制整備事業」について、肢体不自由特別支援学校等に看護師資格を有した教員を配置とある。参考資料53の9ページにバスの登下校時間の全体の平均が出ており、特別支援学校に通うために片道約1時間程度かかると記載があるが、肢体不自由や重度の身体障害により気管切開を行った子は喀痰吸引が必要となり、およそ10分に一回程度吸引を行う必要がある。このバスには看護師が同乗していたのか。

#### 高校教育指導課長

- 1 令和2年度に指定された1校は、浦和第一女子高等学校である。浦和第一女子高等学校は、研究開発の題名を「未来のための女性学探究プロジェクト」と設定して、未来のための女性学を軸に地球規模で女性問題を研究していた。本来ならば、ベトナム、イギリスへの生徒の派遣を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で実施

ができなかった。過去には、浦和高校、不動岡高校がスーパーグローバルハイスクールに指定されている。3校に共通して言えるのは、この事業に取り組み、生徒が海外へ目を向け、グローバルな社会問題への意識が高まったことである。

#### **義務教育指導課長**

- 2 ホームページに掲載するだけでなく、幼稚園、保育園、認定こども園、小学校の教員を対象とした協議会において、日本語を母語としない保護者に向けて、就学前健診や説明会等の機会にリーフレットを配布し、活用してもらうよう依頼している。

#### **保健体育課長**

- 3 性に関する指導やがん教育に関する指導の充実には、広く教員の指導力が向上することが重要である。本県では、公立小・中・高等学校及び特別支援学校の教職員を対象に希望者を募り、指導者研修会や授業研究会を実施している。参加した教職員には校内で研修結果の伝達を行うことなどをお願いしている。また、指導者研修会で発表のあった事例の紹介など、各種取組を掲載した事業実施報告書を、県立学校や市町村教育委員会に配布し、学校での活用を依頼している。今後、ホームページへ掲載するなど、より多くの教員が自由に閲覧できるようにすることを検討している。

#### **高校教育指導課長**

- 4 羽生実業高校の例であるが、「さとのそら」というブランドの小麦を生徒が学校で栽培して収穫し、その小麦でうどんを作るということで、羽生市内のレストランと連携をして、「さとのそらうどん」という名の商品を開発したという事例がある。この取組を通じて、生徒は実際にうどんの原料となる小麦を栽培し、それがレストランでどのようなメニューとなるのか、その開発にも参加し、そして実際にその料理を提供することができたということで、農業高校として、6次産業の実践が地域の活性化につながるということを実感したという報告がある。

#### **県立学校部参事兼特別支援教育課長**

- 5 令和2年度については、14校で196名の医療的ケア児がおり、そのうち63名がスクールバスを利用している状況である。ただ、スクールバス内での医療的ケアについては、看護師に高いスキルが求められる。そのため、現在は乗車中に医療的ケアの必要がない方の乗車を認めている状況である。看護師の配置はしていない。

#### **渡辺委員**

- 1 看護師が配置されていないとすれば、車で保護者が連れて行き、移動中は運転をしながら喀痰吸引をすることになり、スクールバスより危険性が高いと思われる。現状の聞き取りや把握はしているのか。
- 2 職業人材の育成については良い取組であると思うが、職業人材として生きていくために必要な実践スキルを身に付けるという観点で事業を構築されたものであり、事業選定の方法や、どのようなアイデアで実践的な職業教育を行う計画だったのか。

#### **県立学校部参事兼特別支援教育課長**

- 1 毎年、保護者との意見交換会を実施することで状況を確認している。また、令和3

年9月に医療的ケア児の支援に関する法律が施行されたこともあり、令和4年度から福祉タクシーを登下校時に利用できないか検討中である。

### 高校教育指導課長

- 2 専門高校等の生徒を対象にして、各職業のプロを招いて、実技指導をしてもらい、その成果を実際に地域の活性化に生かしていくというのがコンセプトである。羽生実業高校の例も、小麦の栽培、うどんの商品開発でそれぞれプロの方と一緒に、一つの商品を開発することで、地域の活性化をしていくことを狙いとしている。

### 渡辺委員

福祉タクシーは結局保護者の同乗が必要であり、非常に負担が大きいと思う。保護者が付き添わないとすると、看護師を別に雇って福祉タクシーに乗せる必要があり、看護師は一人時給8,000円ほどかかってしまうが、その点についても調査したのか。

### 県立学校部参事兼特別支援教育課長

8,000円については、訪問看護師を活用した場合と思われる。東京都では医療的ケアのスクールバスを活用しているが、看護師の確保が非常に大きな問題となっており、管理職が乗車する、保護者にお願いするといった対応になっているようである。本県においても、他県の状況や、今回の法律の施行による国の動きを踏まえて研究をしていく。

### 町田委員

- 1 行政報告書318ページ、「エ 電話教育相談事業」と「オ SNS等を活用した相談体制整備事業」について、それぞれの相談件数と、相談内容について伺う。
- 2 SNS相談から電話相談につながったケースはどの程度あるのか。
- 3 行政報告書331ページ、「ソ 学校トラブル解決支援の取組」にある「スクールロイヤー活用事業」について、この制度は、令和2年度の6月から運用が開始されて、令和2年度の活用状況は、県立学校で23件、小中学校で1件であると、令和3年6月定例会の一般質問で伺っている。同様の制度がある他の自治体と比べると件数が少ないが、この点をどう捉えているのか。また、制度の課題や改善すべき点があれば伺う。
- 4 行政課題報告書345ページ「(エ) 学校におけるICT環境の整備」について、国のGIGAスクール構想によって、1人1台端末の整備が県内全ての小中学校、特別支援学校で2年度末までに整備され、県立高校においては、生徒所有の端末を使用するBYOD方式を採用する。年度末までに整備するということだが、端末の整備時期が各市町村や学校ごとに異なると思う。令和2年度の活用状況について伺う。
- 5 県立学校では、BYOD方式でスマートフォンを活用すると聞いている。小中学校でタブレット端末を使っているのを視察したが、スマートフォンを使った事例があれば、不都合等がなかったのか伺う。

### 生徒指導課長

- 1 令和2年度の電話教育相談の件数は、年間9,932件であった。主な相談内容は、「学校生活」に関することが9.6%と最も多く、次いで「家庭環境」に関することが8.5%、「学業・進路」に関することが5.6%、「不登校」に関することが5.

0%などとなっている。SNS相談の件数は、年間1,203件であった。主な相談内容は、「友人関係」に関するものが23.6%と最も多く、そして「心身の不調」に関するものが12.7%などとなっている。

- 2 SNS相談から電話相談につないだ件数については把握していないが、若者のコミュニケーションの手段としてのSNSから、より詳細な相談ができる電話相談につなげることを当課でも意識しており、SNS相談の画面からワンプッシュで電話相談につながるような仕組みを導入している。

### 県立学校人事課長

- 3 令和2年6月に制度を立ち上げ、そこから学校への周知を行ったので、数値が伸びなかった。令和3年度は、10月27日現在で、令和2年度の年間件数とほぼ同数となっている。今後、一層学校での活用が図られるよう進めていく。運用してみたの課題・改善点としては、学校で問題が起きた際にスクールロイヤーに相談するべき案件かどうかの判断に迷うケースがあるという話がある。今後、相談件数が増加していくと、相談内容が類似する場合も出てくるかと思うので、問題とアドバイスの内容、解決方法などを学校間で共有できるように進めていく。

### ICT教育推進課長

- 4 令和2年度の年度末にかけて整備を進めてきたところであるため、積極的に活用している状況ではなかった。県立学校においては、高速大容量ネットワークの整備を令和2年12月から令和3年5月にかけて整備を進めており、整備が完了した学校から順次インターネットに接続した調べ学習などを始めたという報告は受けている。市町村立学校においては、七つの市町村で令和2年12月までに整備が完了し、残りの56市町村においては、令和3年3月までに整備が完了した。整備が完了した市町村では、メーカーによる機械の使い方等の研修、写真や動画機能などを活用した授業の練習や、市内一斉接続テストを実施した後に、クラウド上で生徒と教員がやりとりを試行した市があると報告を受けている。
- 5 県立高校では、グーグルが提供している教育用統合型アプリケーションである「Google Classroom」を主に活用している。このアプリケーションを活用して担任が課題を出し、その課題に対する動画や復習動画を視聴し、アプリケーションのアンケートフォームへの回答やインターネットを活用した調べ学習といった教育活動が行われていると把握している。

### 町田委員

国の方針で令和2年度末までに前倒しして整備している状況であり、新型コロナウイルス感染症への対応もある中で、1人1台端末に関する研修が十分にできてきかないのではないかと、どう有効に使っていくのかという声があると聞いている。研修体制は、令和2年度どのようになっていたのか。

### ICT教育推進課長

ICTを活用していくためには、子供たちの知識の定着や習熟を狙いとして、学習用ソフトウェアなどを活用して、繰り返し学習する課題や児童生徒の一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに組みませたりすることができる指導力が必要だと考えてい

る。また、グループで話し合いをまとめ、共同してレポートや資料、作品などを製作する学習の際には、コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる指導力が必要であると考えている。研修については、従来から、総合教育センターにおいて、初任者や採用5年目、中堅教員などを対象とした研修のほかに、学校でマネジメントを担う管理職を対象として学んでもらう機会も用意している。さらに、希望者研修として、学習アプリケーションの使い方、教材の作り方等の様々な研修を実施している。

### 委員長

暫時休憩する。再開は午後2時5分とする。(14:00)

( 休 憩 )

### 委員長

委員会を再開する。(14:05)

### 守屋委員

- 1 行政報告書317ページ、「ウ いじめ・不登校対策相談事業」の「(ア) スクールカウンセラーの配置」において、児童生徒の心の相談に対応し、事件・事故による緊急時の対応を行ったとの記載があるが、具体的にどのような緊急対応を行ったか伺う。
- 2 スクールカウンセラーの増員は、令和2年度で、各学校の要望との関係でどうだったのか伺う。
- 3 「(オ) スクールソーシャルワーカーの配置」において、59市町村に76人配置したとあるが、相談対応と児童生徒が抱える課題の解決をどのように図ったのか伺う。
- 4 行政報告書325ページ「多様なニーズに対応した教育の推進」の、「ウ 特別支援学校整備事業」によって、どの程度特別支援学校の教室不足や過密が解消できたのか。
- 5 行政報告書の328と329ページの「質の高い学校教育のための環境の充実」について、資料16に「臨時的任用教諭採用数と教職員数に占める割合の推移」が出ているが、臨時的任用教員と正規教員で業務内容に差異はあるか。また、長期間臨時で働いている教員がいるが、正規教員になることはできないのか。

### 生徒指導課長

- 1 スクールカウンセラーは、心理的に不安定な状態となっている児童生徒の心のケアを行う。例えば、児童生徒が何らかの犯罪に巻き込まれた場合や不幸にも児童生徒の死亡事故などが発生した場合などに緊急にスクールカウンセラーを派遣し、ケアを行っている。さらに、児童生徒の継続的な支援につなげられるよう、養護教諭をはじめとした教職員に対して、専門的な知見から助言することも行っている。
- 2 本県においては、令和元年度に小学校全校にスクールカウンセラーを配置し、全体の支援体制を整えた。増員を行う前に、効果的な活用が図れるよう努めていくことが必要と考えている。令和2年度は増員を行っていないが、スクールカウンセラーの効果的な活用を促進し、児童生徒を支援する体制の強化に努めていく。
- 3 主な児童生徒の支援としては、不登校に関するものが最も多く、全体の約40%を占めている。スクールソーシャルワーカーの主な業務は、児童生徒や保護者との面談、家庭訪問、児童生徒の支援方法について検討を行う会議への参加などである。不登校

の児童生徒の場合、家庭問題を抱えている場合もあるため、その家庭を児童相談所や市町村児童福祉担当部局へつなげるといった対応も行っている。引き続き、効果的な活用ができるよう、児童生徒の支援体制の充実を図っていく。

#### 県立学校部参事兼特別支援教育課長

4 現在、「埼玉県特別支援教育環境整備計画」を踏まえて、特別支援学校の教育環境の整備に取り組んでいる。在籍する児童生徒とその学校の施設設備の状況から受け入れられる規模を想定し、その差を「過密状況」と捉えて進めているが、令和2年度は約1,300人である。それに対して、326ページの「ウ 特別支援学校整備事業」にある、戸田かけはし高等特別支援学校、松伏分校並びに新たな高校内分校3校、既存特別支援学校への増築、旧岩槻特別支援学校を活用した県東部地域特別支援学校による過密状況の解消効果は、約700人と見込んでいる。緩和はされるものの、依然として解消には至らないので、引き続き取り組んでいく。

#### 県立学校人事課長

5 臨時的任用教員と本採用教員とで業務の違いはない。また、臨時的任用教員については、将来的な児童生徒数の増減や、各学校における教育課程の変更に伴う教員の増減にも対応しなければならないため、一定数は必要である。今後も、児童生徒数、退職者数の見込み、再任用者数の動向なども注視しながら、臨時的任用教員数が適切なものとなるよう努めていく。

#### 守屋委員

1 スクールソーシャルワーカーが59市町村に対して76人しか配置されておらず、学校の規模と比べて少ないため、増員すべきと考えるがどうか。

2 5年、10年といった長期間、臨時的任用として働いている教員の話聞くが、同じ仕事をしているにもかかわらず、給与に差があることは疑問である。不安定雇用の中で児童生徒の指導をしていくことは大変なことだと思うので再度伺う。

#### 生徒指導課長

1 スクールソーシャルワーカーは、児童生徒の家庭環境を含めた様々な課題に対応するために日々学校で活動しており、県ではこの日々の活動に対して様々な支援を行っている。例えば、活用の事例集を作成するなど、より効果的な支援につながるよう努めている。増員に関しては難しい部分があるが、スクールソーシャルワーカーの活用により学校全体の対応力を向上するところに注力し、学校の教育相談体制の充実に努めていく。

#### 教職員採用課長

2 本採用教員の採用に当たっては、地方公務員法において「臨時的任用は、正式任用に際して、いかなる優先権も与えるものではない」と規定されている。また、教育公務員特例法において「公立学校の教員の採用は、選考によるものとする」と規定されており、法律上の前提があるということをお聞きしたい。その上で、県の公立学校の教員採用選考試験においては、現在、臨時的任用教員をしている受検者に対して、例えば、1次試験において筆答試験のうち一般教養試験を集団面接に代える、あ

るいは、受検年度の前年度又は前々年度に1次試験に合格している場合、1次試験を免除するなど、臨時的任用教員としての経験を鑑みた特別選考を実施している。

### 萩原委員

- 1 行政報告書330ページ、「オ 不祥事根絶アクションプログラムの推進」について、平成30年度から令和2年度の3年間における不祥事の件数と内訳について伺う。
- 2 令和3年2月策定の「不祥事防止研修プログラム」はどんな内容で、平成30年7月策定の「不祥事根絶アクションプログラム」とは違うのか伺う。
- 3 教職員コンプライアンス相談ホットラインの相談件数及び内容について伺う。
- 4 行政報告書344ページの「イ 新型コロナウイルス感染症の影響による子供たちの学びの保障への対応」について、休校や現場での緊急対応もあったと思うが、令和2年度を一年間総括的に見て、学習の遅れに対する認識を伺う。
- 5 行政報告書344ページ、「(ア) 臨時休業に伴う学習の遅れへの支援」に「テレビ放送を活用して中学3年生向け学習支援のコンテンツを提供した」と記載されている。良い事業と思うが、予算と事業効果について伺う。

### 教育総務部副部長兼総務課長

- 1 懲戒処分件数は、令和元年度が39件、令和2年度が31件、令和3年度が9月22日現在で13件である。主な内容は、令和元年度は39件のうち、わいせつ行為17件、交通事故11件となっている。令和2年度は違法薬物の使用や履歴詐称等の「その他非違行為」が最も多く16件、わいせつ行為が11件となっている。
- 2 「不祥事根絶アクションプログラム」は不祥事根絶に向けて、教育委員会としてできることを総ざらいして記載したものである。具体的には、採用前の段階から、教員を養成している大学で大学生に向けて「教育公務員として求められる倫理観はどのようなものか」という話をするところから始まり、不祥事を減らすために効果的な教員採用試験の選考方法や採用後の研修内容等を全て記述したものである。一方、令和2年度末に策定した「不祥事防止研修プログラム」は、教職員の研修のために作成したものである。加害者心理はどうか等、大学教授など専門家の意見も取り入れて作成した。
- 3 平成31年4月1日に、教職員コンプライアンス相談ホットラインを設置した。初年度の令和元年度は96件、令和2年度は62件の相談があった。相談者は教職員が最も多く、次いで保護者が多い。

### 高校教育指導課長

- 4 高等学校では、令和2年度は4月、5月の臨時休業から始まり、6月21日までは分散登校ということで授業時間が大きく削られた。学校では、夏季休業を短縮し、体育祭や球技大会等の時間を授業に充てるなどして、学習の遅れを解消する努力を行ってきた。各県立高校からは、年度内に指導すべき内容は終了するという報告を受けている。今後とも、子供たちの変化について、学校の方でも注視をしながら、子供たちに寄り添い、理解する教育を行っていく。

### 義務教育指導課長

- 4 小・中学校についても様々な取組を行ってきた。まず、国から「令和2年度の指導

を年度内に終わることが困難な場合には、翌年度にずらしてもよい」旨の通知が令和2年5月にあった。その上で、実際には高校と同じくほとんどの学校で長期休業期間の見直しなどの工夫によって年度内に学習内容の指導を終えた。市町村教育委員会を通じて、各学校の児童生徒の学習理解の状況等を丁寧に把握して、フォローをしっかりと行うようお願いしている。また、例えば県の学力・学習状況調査の学力や家庭の状況等を見ながら、令和2年度の休業期間による学習の遅れがある場合には、しっかりと学習のフォローを行っていく。

- 5 テレビ放送については、令和2年の5月中旬から2週間ほどの期間、テレビ埼玉で各15分が3本で5科目の授業について放送した。予算は既定経費の中から対応し、約400万円であった。特に、中学3年生は受検等を控えているため、その観点から中学3年生の学習内容を中心に放送した。

### 萩原委員

- 1 不祥事根絶は大変と思うが、根絶のために何が一番重要と捉えているか。
- 2 これから受検を迎えるに当たって、学習の遅れが響いているという話を聞く。どのような対応をするのか伺う。

### 教育総務部副部長兼総務課長

- 1 教員一人一人が、教員となって初めて教壇に立ったときの思いをいつまでも持ち続けること、自分の役割、教員に求められている崇高な気持ちをいつまでも忘れないことが大切であると考えている。令和2年度、不祥事防止研修プログラムと併せて埼玉県教職員MOTTO（モットー）を策定した。こうしたものを学校現場で活用するように周知している。

### 高校教育指導課長

- 2 令和2年度は4月、5月の臨時休業、6月からの分散登校で、受検生に対しては、中学3年生の出題範囲のうち後半部分で、年間3割程度の縮減を実施した。令和3年度は、9月に入ってから分散登校の期間もあったが、学校が臨時休業もせず、ICT等を活用により生徒の学びの保障もできているため、中学校の学習状況も踏まえ、出題範囲等の縮減は考えていない。県立高校入試では出欠を一切評価せず、部活動実施に制限があったことも考慮するよう、受検を実施する高校側に対して指導している。受検生が安心して受検を迎えられるように、今後も情報発信を行う。

### 松坂委員

- 1 高校中途退学者の支援について、資料63によると、埼玉県の公立高校における中途退学者数は、令和元年度1,333人とあるが、中途退学に至った理由は何か。
- 2 中途退学となった生徒への支援について、地域若者サポートステーション、ハローワーク、地域支援機関との連携について、教育委員会から通知が発出されていると聞いたが、教育委員会は退学した生徒について、どのように関係機関との連携を図っているのか。

### 生徒指導課長

- 1 中途退学に至った理由は、学校生活や授業に対する熱意や興味・関心等がない、あ

るいは人間関係がうまく保てないなど「学校生活・学業不適応」による退学が59%と最も多く、次いで就職など「進路変更」によるものが19%、「学業不振」によるものが13%となっている。

- 2 中途退学者の多い学校を中心に、地域若者サポートステーションと連携して、対人関係や集団への適応に係るスキルの向上を図るソーシャルスキルトレーニングを実施するなど、中途退学防止の取組を実施している。さらに、地域若者サポートステーション等が実施する支援内容等について、生徒へ情報提供するよう依頼するなどの通知を发出し、関係機関との連携強化に向けた取組を行っている。こうした取組を通じて、在学中から支援機関と学校、生徒との関係性を築くことで、万一中途退学に至った場合でもこれらの機関へつながるきっかけを作るなど、切れ目のない支援体制の構築に努めている。

### 松坂委員

在学中に中途退学の可能性がある生徒に対し、事前にそういった関係機関の情報を渡しているという認識でよいか。

### 生徒指導課長

中途退学の相談を教員が受け、相談していく中で学校を続けられなくなった場合、こうした関係機関の資料も渡ししながら、次のこともしっかり考えるように指導している。

### 高橋（稔）委員

行政報告書345ページの「教員のICT活用指導力向上への取組」について、ICT教育ガイドラインの内容について、BYOD方式を含め一人一人に端末が配られ、ガイドラインも作成されたところで多くの市町村においてオンライン学習も実施されたと記憶している。危機対応や不安払しょくの観点から、最低限オンラインに切り替えられる工夫などがこのガイドラインに盛り込まれているのか。

### ICT教育推進課長

ガイドラインは、平時に行うICTの効果や目的、指導内容が中心となっている。また、機器や学習用アプリケーションなどの導入が進んだことから、学校のICTに関するスキルが向上してきたところと考えている。主に一学期を中心に「学校と家庭との接続テスト」なども取り組んできたところであり、夏休み以降、分散登校や時差登校等を実施したほとんどの学校において、オンライン学習が実施された。さらに、緊急事態宣言下でのオンライン学習の実現に向け、各学校では、様々な努力や工夫がなされ、学習指導において、ICTを活用した実践が広がり、教職員のICT活用スキルも向上したものと受け止めている。これらの取組を通じて高まった機運を下げないようにすることが大切だと考えており、平時においても、ICTを積極的に活用した学びを継続的に進め、オンライン学習の質を高めることが、ICT教育の充実とともに、新型コロナウイルス感染症の影響に備えることにもつながると考えている。我々としては、各学校の取組状況の把握、集めた内容のフィードバック、いろいろな実践事例や課題とその解決方法の共有が必要であると考えている。また、個別の課題に寄り添うWEB相談窓口を4月に設置して、多くの相談を受けている。こういった相談等を通じて、オンライン学習に継続して取り組めるよう学校や市町村を支援していく。

## 宮崎委員

- 1 行政報告書322ページ、「ウ 運動部活動の充実」、(ア) 県立学校運動部活動サポート事業と(ウ) 運動部活動指導員活用事業について、似たような内容だがどう違うのか。
- 2 令和2年度はコロナ禍で運動部の活動が制約された中で、事業として成果が出ている。部活動に対して、学校が手を挙げ、このような指導員の配置を求めていると思うが、学校の希望がかなう割合やこれまでの実績、学校や部員の評判について伺う。
- 3 (イ) 中学校運動部活動指導員活用事業について、中学校413校中58人14市町は少ないように思うが、外部指導員の補充ができないのか。

## 保健体育課長

- 1 サポート事業はボランティア的に学校に協力・サポートするという性質のものであり、部活動指導員は、単独で指導ができたり大会に引率できたりする会計年度任用職員として採用するものである。県立学校のサポート事業については、令和2年度応募が113件あり、そのうち97人の配置をしている。部活動指導員については16人の希望が学校から上がり、8人の配置ができています。
- 2 これらの目的や成果だが、顧問の教員が競技経験を有していない場合が多くある。その際、地域の専門的知識を持つ外部指導者に支援してもらうことにより、生徒や保護者からは専門的な指導を受けることができよかつたという感想が寄せられている。また、部活動指導員については、単独で指導できるので、顧問が本来の業務に当たる時間ができるという利点がある。中学校では、令和2年度、顧問の部活動指導に従事する時間が1週間当たり1時間36分軽減できている。高校については、1週間当たり約3時間50分軽減できたという回答を得ている。こういった成果を基に事業を進めていく。
- 3 この事業については、国と県と市町村が3分の1ずつ費用負担している。その関係で市町村が3分の1の予算を計上できない事例も見られる。また、専門的な指導ができる指導者がなかなか見つからない事例もある。そのため、市町村教育委員会に対して本課から事業について周知し、できるだけ予算を確保するなどして有効に活用していただくようお願いをしているところである。

## 西山委員

教員の超過勤務について、平成28年に勤務実態調査をした際、月45時間以上が小学校で78.5%、中学校で81.2%、高校で54.2%の異常な数字が出た。大変問題と思うが、令和2年度の数値は出ているのか。

## 県立学校人事課長

超過勤務の令和2年度の数値では、国の指針に基づく1か月の超過勤務が45時間を超えた教員の割合について、令和3年3月の段階では、小学校55.9%、中学校49.7%、高校16.6%、特別支援学校17.2%となっている。同じく、指針にある1年間の超過勤務が360時間を超えた割合は、小学校67.2%、中学校69.8%、高校41.4%、特別支援学校23.6%となっている。

## 西山委員

これは非常に重要な数値であり、行政報告書に記載するべきと考える。令和2年度は臨時休業や分散登校が生じたが、これらにより残業時間が減ったということがあるのか。

## 県立学校人事課長

学校再開に際して、消毒などこれまでになかった様々な業務も生じたので、令和2年度が過去と比べて特異な年であったと考えている。

## 西山委員

数値は平成28年と比べて下がっているように見えるが、安心できるものではないと感じた。県教育委員会では、「学校における働き方改革基本方針」を定めて、3年間でこの数値を達成すると決めていたと思うが、現状で、超過勤務が月45時間以内、年360時間以内の目標は達成可能だと思うのか。

## 県立学校人事課長

この基本方針は、令和元年度から3年間の計画となっている。超過勤務の月45時間超、年360時間超の職員をなくすということを目指している。現在は取組の進行中なので、鋭意努力しているところだが、現状の数値を見ると、達成は難しい状況にあると感じている。

## 西山委員

心を病む、身体を壊す教員が多い現状からも、県教育委員会として取り組まなければならない極めて重要な課題だと考える。また、教員採用の倍率が下がっていることとも関係性があり、教員がブラックな仕事のように思われて敬遠される。しっかりと取り組む必要がある課題であるが、行政報告書に教員の負担軽減、教員の働き方改革のことが一項目も設けられていないことに、令和2年度の教育委員会としての取組が弱かったのではないかと考えるが、教育長の考えを伺う。

## 教育長

私も教育長就任時に、二つの大きな課題として、「教員の働き方改革をしっかりと進めること」と「不祥事の根絶を成し遂げること」を申し上げた。一所懸命取り組んでいるところではあるが、令和2年度はコロナ禍の影響もあり、教員がこれまでにない新たな業務を行うなどの中で、なかなか目標に達しきれていないところがある。また、小学校の教員採用試験の最終倍率が2.1倍など、3年連続して3倍を切っている状況もあるので、何としても働き方改革をしっかりと進めて行き、多くの若い方がこの尊い仕事を目指してもらえよう、また、学校現場で奮闘している教職員が意欲を持って働ける環境となるよう、引き続き取り組んでいく。

## 【説明者】

小池要子環境部長、石井貴司環境部副部長、末柄 勝朗環境未来局長、  
石塚智弘参事兼エネルギー環境課長、大山澄男環境政策課長、深野成昭温暖化対策課長、  
宮原正行大気環境課長、山井毅水環境課長、堀口浩二産業廃棄物指導課長、  
佐々木亨資源循環推進課長、河原塚啓史みどり自然課長

## 【発言】

### 高橋(稔)委員

- 1 行政報告書122ページ「(2) 環境分野の埼玉版SDGsの推進」について、モデル事例企業10社を選定し、成果発表会を2回開催し、モデル事例の共有を図ったとあるが、どのような成果、波及効果があったのか。
- 2 行政報告書122ページ「(1) 埼玉版スーパー・シティプロジェクトの推進」について、市町村のまちづくりに関する意向やニーズの把握・分析とあるが、どのような方法で市町村から意向を把握したのか。また、ニーズはどのようなものがあったのか。
- 3 令和2年度に基本的な考え方を策定したとあるが、プロジェクトを進めるためにどのようにスケジュールを立てているのか。
- 4 行政報告書138ページ「(1) 合併処理浄化槽の整備促進」について、水質改善のために単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が極めて重要である。補助件数が減少し、転換がなかなか進まない状況をどう捉え、どう対処したのか。
- 5 事項別明細書158ページ「太陽光発電普及推進事業費」について、議会では令和2年2月の予算特別委員会から附帯決議を付し、地域偏在がみられるなど事業に大幅な伸びがみられない状況となっており、今後事業の見直しを行い、実効性のある計画を立て議会に報告することとしたが、どのような取組をしたのか。

### 環境政策課長

- 1 モデル事例企業の選定については、製造業、建設業、卸売業などなるべく広い業種から、また特定の地域に偏らないように留意し、これからSDGsに取り組む企業の参考となる事例を選定した。成果発表会は令和3年2月に2回開催し、191名が参加した。環境SDGs取組宣言企業の取組を通じて、県民一人一人の意識醸成に努めていく。

### 参事兼エネルギー環境課長

- 2 令和2年12月に全市町村を対象としたアンケートを行ったところ、国のまちづくりに関する支援制度について情報提供してほしい、県のプロジェクトに係る窓口を一本化してほしい、財政的・人的支援をしてほしいという意見が多かった。
- 3 令和3年3月にプロジェクトの基本的考え方を取りまとめた。令和3年4月から63市町村全てに対してオンラインで説明会を開催した。プロジェクトに取り組んでみたいという市町村には、個別に市町村への訪問、あるいはオンラインで意見交換をしている。
- 5 補助の内容を見直し、太陽光発電施設の普及という視点から太陽光発電設備に蓄電池を加えた災害時のレジリエンスの強化を目的とした。未設置市町村へ積極的に設置をしていくということで、昨年6月の常任委員会に報告し、了承を得た。令和2年度から令

和3年10月までに、未設置市町村の3市から申請があり、設置が進んでいる状況である。今後も未設置市町村へ優先的に設置を進めていく。

### 水環境課長

4 補助件数が減少しているのは、コロナ禍による対面営業の自粛や工事の遅れ、経済的に難しいという理由であると考えている。令和7年度までに転換を進める構想があることから、市町村とも連携して、転換の必要性や環境への影響などを周知していく。市町村によっては、戸別訪問を区域ごとに行ったり、業者と連携して転換を進めていたりという良い事例もあるため、そういった事例を他の市町村とも共有する。また、市町村主体になるが、公共浄化槽の制度を利用すると、個人の負担が100,000円程度と少なくなるので、制度の導入を市町村に働き掛けていく。

### 高橋（稔）委員

市民共同発電の普及推進について、未設置市町村はどのくらいあるのか。

### 参事兼エネルギー環境課長

令和2年2月の附帯決議の時点で51市町村が未設置であったが、その後3市町村に設置され、現在48市町村が未設置である。今後設置に向け努力していく。

### 山本委員

- 1 行政報告書129ページ「(6)建築物の解体現場などにおける石綿飛散防止対策及び適正処理に関する指導」について、大気汚染防止法に基づく解体工事における行政指導件数が2件とのことだが、その内容は何か。
- 2 行政報告書131から132ページ「(1)ごみを出さないライフスタイルの普及や食品ロス・事業系ごみ削減の推進」について、ごみの総排出量が掲載されているが、県民の1人1日当たりのごみの排出量を全国と比較した場合どうなのか。また、今後、ごみの減量化のためにどのような取組が求められるのか。
- 3 行政報告書132ページ「(2)プラスチックごみの削減対策について」プラスチックごみによる海洋汚染で、全国的に対応が求められている。本県からも河川を通じて海に到達してしまう。県内の主要河川を調査したとあるが、具体的にどのような調査をしたのか。また、その多くが日常生活から発生したプラごみが劣化し砕けたものと推察されたと書いてあるが、そのような結果を踏まえて、どのような対策を取るのか。

### 大気環境課長

- 1 1件は、解体工事現場周辺で行政測定を実施したところ、石綿の漏えいが検出されたものである。原因は、石綿飛散防止のために設置していた養生シートに工具が接触してシートが破損したことであった。事業者が周辺の石綿を測定し、石綿の漏えいがないことを確認した上で、国のガイドラインに従い、周辺住民等へリスクコミュニケーションを実施した。周辺住民にも御理解をいただいた。もう1件は、事前調査が不十分だったため建築物に石綿が使用されていることに気付かず、解体工事を行ったものである。事業者自身が石綿があることに気付いて県に通報した。発見後すぐに工事を中断したため漏えいはなかった。県からは、周辺の石綿測定を実施すること、法に基づく届出及び作業基準の遵守等の指導を行った。法を遵守し工事を進め、石綿の漏えいがなかったこと

を確認している。

### 資源循環推進課長

- 2 本県の1人1日当たりのごみの排出量は862グラムであり、全国平均918グラムを下回っている。順位は、少ない方から5番目であり、ごみの分別の徹底など減量化の取組が進んだ結果と考えている。今後も分別の徹底を呼び掛けるとともに、食品ロスやプラスチックごみの削減など、対象を絞った取組も展開していく。

### 水環境課長

- 3 令和元年度と令和2年度に荒川や中川など、2年間で合わせて7河川15地点で調査を行った。目の細かい網で、河川を流れるマイクロプラスチックを採取し分析した。粒径1ミリメートル以上5ミリメートル以下のプラスチックを対象とし、5ミリメートルを超えるものは前処理で取り除いている。全地点でマイクロプラスチックが検出され、1トン当たり少ないところで2個、多いところで35個であり、全国の調査結果とほぼ同じ結果であった。調査結果は県ホームページで公表している。プラスチックごみの削減対策は重要と考えており、チラシ配布、業界への働き掛け、プラごみゼロウィーク、スポごみ甲子園、幼稚園向け冊子などにより啓発に努める。

### 山本委員

建築物に石綿が使用されていることの事前調査が不十分だったとのことだが、防ぐための取組はあるか。

### 大気環境課長

まず、届出漏れを防ぐ点について、石綿を使用した建築物の解体工事では、大気汚染防止法のほかに、労働安全衛生法及び建設リサイクル法に基づく届出が必要になる。これらを所掌する関係機関と情報を共有し、突合することで届出漏れを防いでいる。また、解体工事業者向けに講習会や法令説明会を毎年実施し周知を図っており、昨年度は2回実施した。

### 松井委員

- 1 行政報告書133ページ「(5) 産業廃棄物処理業から環境産業へのステージアップに対する支援」について、太陽光パネルリサイクルに関する方策の検討会を実施したとあるが、検討会の結果はどのようなものであったのか。
- 2 行政報告書133ページ「(6) 建設廃棄物、浄水発生土などの再資源化や各種リサイクル法の円滑な実施」について、建設現場に対し138件の立入検査を行ったとのことであるが、この結果について伺う。
- 3 要求資料21「産業廃棄物の不法投棄、不適正処理に対する立入検査実施数の推移と改善状況」について、表中の指導結果の「その他」とは何か。

### 産業廃棄物指導課長

- 1 令和2年度には2回開催し、太陽光パネルの効率的な回収とリサイクルの方法について検討した。通常の破碎施設でも一定の処理が可能であることなど、分かった成果をまとめ処理の手引きを策定し公表している。

- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により前年度に比べて建設現場への立入件数は減少しているが、138件の立入のうち、42件について指導をしている。主な指導内容は、解体工事掲示板の未設置、運搬車両の表示不備などであり、立入件数のうち指導件数の比率は、前年度とほぼ同じである。
- 3 後ほど確認して回答する。

#### 松井委員

後ほど回答すると答弁のあった件について、資料要求する。

#### 委員長

ただ今、松井委員から資料要求があったが、委員会として資料要求するということで異議はないか。

( 異議なし )

#### 委員長

それでは執行部においては資料の提出のほどよろしくお願いします。

#### 松坂委員

- 1 行政報告書133ページ、要求資料35「PCB廃棄物の適正処理」について伺う。  
令和2年度までの処分実績と残数が報告されたが、令和4年3月31日を期限とする変圧器・コンデンサーの処分は目標達成できるのか。
- 2 安定器及び汚染物についての処理は間に合うのか。
- 3 県保有の廃棄物3,902台の処理は順調に進んでいるのか。
- 4 行政報告書120ページ「4 みどりの保全と再生」及び要求資料34「みどりの保全と再生」について伺う。校庭芝生化の補助実績について、令和元年度の補助件数が5件、令和2年度は補助件数2件と減っているが、この要因は何か。
- 5 行政報告書132ページから133ページ「産業廃棄物排出者に対する指導強化及び適切な行政処分並びに処理施設の適正な維持管理の促進」について、令和2年度の産業廃棄物処理業の許可件数は3,551件と毎年増加傾向となっているが、その増加要因は何か。また、産業廃棄物処理業者と地元住民・自治体とのトラブルが発生し、令和2年度も行政指導をお願いした経緯もあるが、令和2年度に行政指導した件数と内容について伺う。

#### 産業廃棄物指導課長

- 1 令和4年3月末が処分期限の高濃度の変圧器・コンデンサーについては、令和3年3月末時点で、14,232台の処分が完了し、残りは938台となっている。処分先のJESCOからは、処理能力的にも十分に受入可能と聞いており、順次搬入調整を行っているところである。一方で、経済的負担等を理由になかなか処分手続を進めない事業者もまだ10者程度残っているが、国やJESCOと協力して指導を行い、期限内処分を達成したい。
- 2 令和3年3月時点で、286,925キログラムの処分が完了し、残りは227,254キログラムとなっている。処分率は54.4%で変圧器・コンデンサーの93.8%

には及ばない状況であるが、1都3県で比較すると、神奈川県が39.5%、千葉県が38.6%より本県の処分は順調に進んでいるといえる。期限までに処分が完了するよう、事業者への指導及び進捗管理をしっかりと取り組んでいく。

- 3 県保有PCB含有機器処理計画において、令和4年度までに、低濃度PCB廃棄物も含めた全てのPCB廃棄物の処分を完了させることを目標としている。既に高濃度コンデンサーについては処分が完了し、高濃度安定器については72.0%の処分が完了しており、令和4年度で処分が完了する見込みである。
- 5 令和2年度の産業廃棄物処理業の許可件数は3,551件で、前年より397件増加したが、これは主に収集運搬業の新規許可の増加によるものである。この増加は、複数の要因が複合的に働いたものであるが、東京オリンピック・パラリンピック2020の開催に向けたインフラ整備、都内の大型再開発の影響もその一つである。また、窓口で申請者に許可取得の理由を聞いてみると、コスト縮減のため、建設系の元請業者から許可を取得するよう指示されたという下請け業者も少なくない。最近では、新型コロナウイルス感染症の拡大もあって、幅広く受注できるよう産業廃棄物収集運搬業の許可を受けるといった話も聞くことがあり、この増加傾向はしばらく継続する可能性が高い。処理業者への指導の内訳は、口頭指導2,276件、文書勧告5件であり、このほかに、許可の取消し13件、事業停止5件、改善命令1件などの行政処分を行っている。行政指導の内容は、許可どおりに事業が行われていないことに対する改善指導、悪臭や騒音など周辺環境対策の実施、廃棄物保管量の適正化、法定の看板等の掲示指導などであるが、近隣住民とのトラブルが発生しないよう、引き続き適切な指導を実施していく。

#### みどり自然課長

- 4 校庭の芝生化は、街なかにある程度まとまった目に見える緑を創出することや、幼少時から芝生に触れ合い、緑の大切さ、自然の大切さを学んでもらうことを目的に、平成21年度から推進してきた。令和2年度までの12年間で71校、約11ヘクタールの緑を創出した。補助件数が減っている理由としては、維持管理の手間やコストの問題があり新たに芝生化に取り組む学校が減っているものと考えている。引き続き芝生化のメリットについて周知を図っていく。

#### 守屋委員

- 1 行政報告書122ページ「(3)目標設定型排出量取引制度の実施」について、令和2年度から令和6年度について目標設定して対象事業所が排出削減に取り組んでいるとあるが、令和2年度の目標との関係はどうか。また、国の目標値などとの関係で達成できているのか伺う。
- 2 行政報告書123ページ「(4)事業活動における省エネルギー対策の促進」について、省エネナビゲーターやエネルギーマネジメント専門業者による設備の更新や改善の提案が行われたとあるが、その後改善されたのか。
- 3 行政報告書123ページ「(4)事業活動における省エネルギー対策の促進」について、新規貸付分が出ているが、令和2年度には融資希望事業所は何件あったのか。
- 4 行政報告書132ページ「(2)プラスチックごみの削減対策」について、埼玉県プラスチック問題対策協議会を開催し、県民の意識啓発を行ったとある。排出量を削減することも大切であるが、買い物をすれば、たくさんのプラスチックごみが出てくる状況で

ある。企業へどのような指導や働き掛けを行っているのか。

#### 温暖化対策課長

- 1 令和2年度は現在集計中で結果は出ていない。目標値は県の削減率を設定し、この目標値に対して取り組んでいただいているので、国の目標値は直接関係がないものである。
- 2 省エネ診断後、2年間かけて追跡調査している。令和2年度分はまだ把握していないが、参考に平成30年度の70件の実施分については、54件が対応している。
- 3 6件である。

#### 水環境課長

- 4 埼玉県プラスチック問題対策協議会は、プラスチック製品製造業者や、飲料販売者などの委員から構成され、各委員の立場でプラスチックを正しく利用すること、正しく捨てる事の啓発や、リサイクルしやすい素材への転換などの重要性を共有した。レジ袋の有料化を契機にプラスチックごみ問題に対する意識が高まっていると考えられ、企業に対してもプラごみ問題についての働き掛けを進めていく。

#### 守屋委員

- 1 気候変動については重点的に取り組むべきであり、補助の枠を拡大すべきと考えるがどうか。
- 2 プラスチックごみの排出削減の関係では企業に働き掛けていくというが、プラスチックごみは大企業も多く排出している。国にも働き掛けて企業に働き掛ける必要があるのではないか。

#### 温暖化対策課長

- 1 補助枠については、行政報告書123ページ「(4)事業活動における省エネルギー対策の促進」の2番目にあるとおり、特に中小企業に支援しており92件を補助している。今後、補助の枠をより拡大していく。

#### 資源循環推進課長

- 2 企業でもプラスチックごみの削減に向け、自主的に取り組んでいるが、その動きを加速させていく必要がある。プラスチック資源循環促進法が制定され、令和4年度から施行される。製品の環境配慮設計や代替素材の活用なども盛り込まれているため、企業への働き掛けも強まっていくものとする。

#### 委員長

暫時休憩する。再開は午前11時10分とする。 (11:05)

( 休 憩 )

#### 委員長

委員会を再開する。 (11:10)  
ほかに発言はあるか。

## 関根委員

- 1 行政報告書123ページ「(5) 再生可能エネルギー等の普及拡大」について、蓄電池の設置に1,081件の助成を行ったとあるが、助成の詳細な内容を伺う。また、助成の件数は前年に比べて増えているのか。
- 2 行政報告書124ページ「(7) 住宅の省エネ対策の実施」について、エネファーム等の設置に406件の助成を行ったとあるが、助成の詳細な内容について伺う。また、前年に比べて件数は増えているのか。

## 参事兼エネルギー環境課長

- 1 令和2年度の蓄電池の設置1,081件は全て家庭用蓄電池の設置に対する助成であり、前年度の977件から約100件の増加となっている。
- 2 エネファーム等の設置406件の内訳は、エネファーム393件、太陽熱11件、地中熱2件に対する助成である。前年度と比較すると、エネファームの助成件数は、蓄電池への助成件数を増やしたため、令和元年度の534件から約140件の減となっている。太陽熱は令和元年度の3件から8件の増、地中熱は令和元年度は申請がなかったが、令和2年度は2件の申請があり、2件の増となっている。

## 関根委員

助成の内容、1件当たりの金額は幾らか。また、件数が少ないように思うが、どのくらい需要があるのか、将来的には更に増やしていかなければならないのか。

## 参事兼エネルギー環境課長

エネファーム、蓄電池、太陽熱については、1件につき定額50,000円の補助、地中熱は1件200,000円である。地中熱は設置に高額な費用がかかるため、金額を上げている。この補助金は人気があり、秋ごろには受付を終了する。蓄電池の助成件数1,500件は全国的に見ても非常に多い件数と認識している。一方で、需要が大きいということも踏まえて、今後も財政当局には要求していく。

## 並木委員

- 1 行政報告書120ページ「4 みどりの保全と再生」について、施設緑化により都市部における緑の創出を推進したとあるが、施設緑化の令和2年度の取組について伺う。
- 2 行政報告書137ページ「(4) 校庭などの芝生化」について、平成21年度から芝生化をしてきた71校のうち、維持管理が負担で芝生化をやめてしまった学校はどのくらいあるのか。
- 3 行政報告書139ページ「6 生物多様性の保全」について、コウノトリの保全について、令和2年度には「ニーズを把握した上で、財政的支援を含め、どのような支援が必要か幅広く検討する」と答弁があったが、どのような検討がされたのか伺う。

## みどり自然課長

- 1 施設緑化については、市町村又は民間企業が行う緑化に対して補助を行っているものである。
- 2 補助金で芝生化した校庭は5年間の維持管理が義務付けられており、芝生化後5年以

内に維持管理が負担で芝生化をやめた学校はない。5年経過後の状況については、学校の閉校などの理由で廃止した事例はあるかもしれないが、把握していない。

- 3 コウノトリについては、鴻巣市における現地視察や周辺環境の現状調査等を実施したところである。今後は、最終目標である放鳥に向けて、国、関係機関、周辺市町村と連携し、県の取組を検討していく。

### 並木委員

- 1 環境部の補助金に限らず、管財課や都市整備部と連携して施設改修などの情報を収集し、屋上や駐車場の緑化を進めていくべきだと思うが、どのような連携をしているのか。
- 2 鴻巣市では、芝生化して6年目か7年目になる学校で、令和4年度に閉校してしまうところがあり、閉校後は芝生の維持管理が継続されなくなるのではないかと懸念される。補助した学校の状況を把握していないということだが、県が補助した以上、把握すべきではないか。
- 3 特別天然記念物でもあるコウノトリを守るためには財政的支援が必要であり、検討だけでなく実際に行動するべきと考えるがどうか。

### みどり自然課長

- 1 県有施設緑化の部局間の連携については、毎年全ての課所にみどりの基金の活用について照会し、基金を使って県有施設の緑化を行っている。
- 2 今後は5年経過後の学校についても状況を把握し、廃校になるなどの場合でも、なるべく芝生を存続していく工夫ができないのか、市町村と調整を図りたい。

### 環境部長

- 3 コウノトリの飼育開始や来年の一般公開については、鴻巣市と情報共有し、みどり自然課や県子ども動物自然公園が協力しながら支援をしており、市長や担当者からは感謝の言葉をいただいている。財政的支援はここで約束はできないが、豊かな自然環境でコウノトリが野生復帰できるよう様々な支援をしていると考えており、今後も継続する。

### 石川委員

- 1 行政報告書135ページ「イ 緑のトラスト運動」について伺う。トラスト保全地について、平成28年度に14号地を取得したわけだが、令和2年度は15号地の取得を検討したのか。
- 2 行政報告書136ページ「ア ふるさとの緑の景観地の保全」について伺う。ふるさとの緑の景観地について、令和2年度は指定を検討したのか。また、令和2年度以降の景観地の公有地化は検討したのか。
- 3 行政報告書159ページ「旧山西省友好記念館利活用事業費」の不用額の内容について伺う。

### みどり自然課長

- 1 トラスト保全地は平成28年度に14号地まで取得している。15号地の選定については、平成29年度に市町村に対する候補地照会を実施し、平成30年度に各候補地の現況調査を実施した。令和元年度に、現況調査の結果や緊急性、面積、基金残高など総

合的に判断した結果、選定を見送ることとなった。

- 2 景観地については、市町村の意向を聴き、協力を得ながら指定を行っているが、令和2年度は市町村から指定の要望がなかった。一方、公有地化については、景観地だけではなく県立自然公園区域や県自然環境保全区域において、市町村と連携して半分ずつ取得する制度があり、毎年、市町村の要望を伺い、公有地化を進めている。

### 環境政策課長

- 3 本事業の令和2年度の予算額は520,000円、支出済額は42,627円で、不用額は477,373円である。この事業は、小鹿野町が「クライミングによるまちおこし」の拠点施設として当該施設を活用していくに当たり、改修工事を行う町への財政支援策として、令和元年度は改修工事費用の起債充当残額に対する補助、令和2年度は当該地方債の元利償還金に対する補助である。不用額が生じた理由は、当初予算積算時に想定した償還利率1.0%よりも低利の0.1%の利率で小鹿野町が資金調達できたことによる。

### 石川委員

トラスト保全地の拡大を検討しないことについて、トラスト基金の残高が約5億円、毎年3,000万円弱の寄附が集まっており、予算がないことについては理由にならないと思われる。ボランティアの高齢化や減少といった理由は分かるが、なぜ拡大しないのか。今後の考え方について伺う。

### みどり自然課長

現在、トラスト保全地は14号地まで、約74ヘクタールあり、全国に誇れるものである。この全てのトラスト保全地で県民の皆さんが散歩するなどして活用できるよう、まずは今ある保全地を守っていくことを優先したい。トラスト基金の残高は約5億円弱あるが、この基金を使って新たなトラスト保全地を購入すると、維持管理などにも費用がかかるため、基金がなくなるおそれがある。今は、トラスト保全地を保全し、活用していくことが最優先であると考えている。

### 石川委員

考え方は理解するが、適正な形のゴールが見えないとトラスト基金もただ貯まるだけで、いつまでたっても拡大できないのではないかと。改めて考え方について伺う。

### みどり自然課長

保全と一口に言っても考え方は様々である。そのまま放置するという保全もあれば、地域の方が散歩できるように整備するという形もある。本県としては、そのまま放置することではなく、散歩ができる、触れ合いの空間として活用できるようにトラスト保全地の価値を見出せるようにすることが必要だと考えている。

### 萩原委員

- 1 行政報告書131ページ「ごみを出さないライフスタイルの普及や食品ロス・事業系ごみ削減の推進」について伺う。「埼玉県食品ロス削減推進計画」を策定したとあるが、

事業者の災害備蓄食料の活用についてはどのように取り組んできたのか伺う。

- 2 行政報告書132ページ「プラスチックごみの削減対策」について、プラスチックごみを減らすためには、ペットボトルのリサイクルが有効と考えるが、県のペットボトルのリサイクルの取組状況について伺う。

#### 資源循環推進課長

- 1 災害備蓄食料は定期的に更新するものであり、消費期限が決まっているものであることから、期限が迫っている食料の有効活用は、渡し手・受け手ともに取り組みやすい。県では事業者からの登録により、地域の団体に提供する仕組みを構築している。これまでに19事業者の登録があり、うち7事業者から届いた食料5,945.18キログラムをフードバンクや子ども食堂などの団体に提供している。
- 2 令和2年9月のプラごみゼロウィークに関する知事記者会見で、知事からペットボトルを適切に捨ててもらうことを呼び掛けたところである。具体的には、自動販売機横のリサイクルボックスにその他のごみも捨てられていることが散見されるので、そういった写真を示して、リサイクルを適正に進めるため、ペットボトルのみ捨てることを県民の皆様をお願いした。また、大学生等の若者がプラスチックごみ問題について自ら考え、その削減対策について企画した「プラごみ削減部」では、河原で清掃活動や環境に関するクイズをしてもらう「ごみ拾い大会」を行い、SNSで発信する取組を行った。令和3年度も実施する予定である。

#### 萩原委員

ペットボトルのリサイクル率は約85%で、世界と比較すると高いが、現在は頭打ちとなっている。リサイクルボックスへの他のごみの混入を防ぐため、下向きに入れるリサイクルボックスを開発するなどの実証を行っている業界団体もある。このような団体との連携も必要と考えるが、県の考えを伺う。

#### 資源循環推進課長

全国清涼飲料連合会が制作したステッカーをリサイクルボックスに貼り付け、捨て方についての啓発を行っている。今後も事業者等と連携しながら取組を進めていく。

#### 西山委員

- 1 再生可能エネルギーの普及拡大の中で、令和2年8月から始めている彩の国ふるさとでんきという仕組みについて聞きたい。住宅用太陽光発電や県の下水道局のメガソーラーで発電された、いわゆる再生可能エネルギーを県が認証して、その再生可能エネルギーを中小企業に購入してもらう事業であるという理解であるが、現在、令和2年の段階で県内の企業で何社くらい契約しているのか。
- 2 潜在的な供給力はどれほどか。住宅用太陽光や県の下水道の再生可能エネルギーとして、ふるさとでんきの供給力がどのくらいか、対応できる工場の数などについて伺う。
- 3 再生可能エネルギーは価格が高いイメージがあるが、契約事業者にメリットがあるのか。

### 参事兼エネルギー環境課長

- 1 彩の国ふるさとでんきは、県内で発電させた再生可能エネルギー由来の電気を県内の中小企業等の事業者の皆様になるべく安価に使うてもらえるよう東京電力と協力して実施している制度である。東京電力が事業者と契約しており、件数は7から8件と聞いている。
- 2 潜在的な供給能力であるが、家庭用太陽光発電の10年間の固定買取の終了した、いわゆる卒FITをベースとしているメニューでは、毎年10,000件程度の卒FITの件数が積み増されていくので、今後もその量は増える。もう一つの県の下水道の太陽光を活用しているメニューは、FIT太陽光に環境価値市場からの調達により付加して再生可能エネルギーとして販売しているものである。現在は県の下水道のメガソーラーをベースにしているものだけを販売しており、今後は東京電力と協議し、供給量を増やせないかと思っている。
- 3 通常再生可能エネルギー100%の電気は、ベースの電気より2円以上高いのが通例だが、それを少しでも安く供給してほしいと東京電力にはお願いしている。

### 西山委員

どの程度の規模の会社が求めてくるのか。

### 参事兼エネルギー環境課長

サプライチェーンとして再生可能エネルギーの電気で作った製品の納入を求められるなど、国際的規格のRE100を意識した事業者からの話が多い。

### 西山委員

毎年10,000件程度増えていくのに7、8社で売り切れてしまうということは、あまり大きな電力量ではないのか。

### 参事兼エネルギー環境課長

既にロットが売り切れていると聞いている。元となっているのが卒FITなので、どうしても多くはない。

### 高橋（政）委員

- 1 以前、緑化への表彰制度があったと思うが、行政報告書に記載がないので、現在どのようになっているか伺う。
- 2 行政報告書137ページ「(3) 緑化計画届出制度などによる建物の敷地内や屋上、壁面の緑化の促進」について、緑化事業への補助の内容を伺う。

### みどり自然課長

- 1 「彩の国みどりの優秀プラン賞」については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で表彰を中止したため、記載がない。令和3年度は実施している。
- 2 民間への補助と市町村への補助があるが、民間施設への補助は、コロナ禍による工期や補助基準の関係で補助件数が0件であった。このため、行政報告書記載の補助件数は、全て市町村への補助である。市町村への補助は、市町村が持っている市民緑地等の樹木

の萌芽更新や、公共施設の芝生化等に使われている。

**高橋（政）委員**

コロナ禍の影響がいろいろあったようだが、緑化は是非続けてほしい。環境部として、喫緊の規制や指導と同時に、持続的な環境づくりとして、街や豊かな心などの全ての原点が緑化だと考えている。特に壁面緑化や屋上緑化が必要である。（意見）

### 【説明者】

北田健夫県土整備部長、磯田忠夫県土整備部副部長、金子勉県土整備部副部長、  
武澤安彦県土整備政策課長、小島茂県土整備政策課政策幹、高橋厚夫建設管理課長、  
藤間達之用地課長、落合誠道路街路課長、相原秀行道路環境課長、  
水草浩一参事兼河川砂防課長、長谷部進一河川環境課長

草野忠幸収用委員会事務局長

### 【発言】

#### 松井委員

- 1 行政報告書277ページの河川・砂防事業の推進について、雨水の流出増に対処し、治水安全度を高めるため、63か所において河川改修事業を実施したとあるが、具体的にどのような改修事業であったのか。
- 2 行政報告書281ページの「3 川の再生の推進」について、川の国埼玉はつらつプロジェクトを27か所で進め、22か所で測量設計や工事を実施したとある。事業の進捗状況はどうか。また、整備が完了したか所の利活用の状況について伺う。
- 3 行政報告書286ページの「(10) 公共事業の円滑な施工の確保」の「ア 公共工事の計画的な執行」について、地域建設業の経営の安定化を図るため債務負担行為の活用や工事の発注準備の前倒しなどを実施し、発注・施工時期の平準化を図ったとあるが、その取組と成果について伺う。
- 4 「イ 建設現場における労働環境の改善」のうち、労働環境調査モデル工事を実施したとあるが、どのような成果があったか、また課題はあるのか。

#### 参事兼河川砂防課長

- 1 当事業は社会資本整備総合交付金などを活用している大規模な事業以外の比較的小規模な河川改修を対象としている。具体的には、工事に必要な測量設計業務や用地買収、築堤や河道の拡幅、工事に必要な借地や工事で支障となる電柱の移設などを実施している。

#### 河川環境課長

- 2 平成28年度に市町村からの提案を受け、県土整備部では20か所で着手している。令和3年3月末までに綾瀬川や元荒川など13か所で工事が完成し、また、令和3年9月末までに2か所で完成している。現時点で残る5か所についても進めている。さいたま市の綾瀬川大門上池など完成した13か所で利活用をしている。具体的には、大門上池では自転車やスケートボードなどアーバンスポーツが体験でき、大落古利根川では水際の遊歩道やカヌーやSUPができるものとなっている。

#### 建設管理課長

- 3 県土整備部では、ゼロ債務負担行為の活用や発注準備工事の設定による発注の前倒しなどの取組により、稼働件数が少ない第一四半期の工事量を一定量確保することで、平準化に努めており、平準化率は年々改善している。令和2年度の平準化率は、前年度の

東日本台風の災害復旧関連工事の多くが繰越しとなることで年度当初の工事量が増加した影響もあり、目標の90%以上を上回る95%となった。

- 4 モデル工事では、労働環境確保の取組状況を確認するための「労働環境把握チェックシート」や、労働賃金の支払状況を確認するための「労働賃金調査票」の提出を求めている。令和2年度分は繰越し工事となったものがあるため集計できていないが、令和元年度に発注した23件の結果については、チェックシートの記入状況により、全ての受注者が就業規則の策定や社会保険の加入など、適正な労働環境の確保に努めていることを確認している。また、労働賃金の最低支払額については、最低賃金を下回るような不当に低い賃金はないことも確認している。さらに、今回の調査では、下請次数が大きいほど専門性が高く、経験の豊富な有資格者を配置するなどの理由により、賃金が高くなる傾向を確認している。このように、技能労働者の技能や経験が適正に評価され、これを賃金などの処遇の改善に確実につなげていくことが重要な課題であると認識している。

#### 町田委員

- 1 行政報告書281ページ「3 川の再生の推進」の川の国応援団美化活動団体支援制度について、令和2年度の美化活動団体が18団体増え団体数は480とある。団体数が増えるのは良いことだが、地域の活動団体からは高齢化等で活動する人の確保が難しいとも聞いている。活動する総人数も増えているのか、また480団体は全て定期的に活動しているのか。
- 2 要求資料30の調節池の目的外利用の状況について、調節池の底面利用の状況で、暫定供用を含めた43か所のうち28か所は地元市などが占用許可により公園やグラウンド等で利用しているとのことである。調節池の底面利用について県の考え方、方針を伺う。また、一部を公園として指定管理者が占用している状況について伺う。

#### 河川環境課長

- 1 令和2年度中に21団体が増え3団体が脱退した結果、18団体増えて480団体となった。活動する人の数は344人増え、22,393人となっている。登録団体からは活動計画書を提出してもらうこととなっているが、令和3年度は480団体中330団体から提出されている。令和2年度に脱退した3団体は高齢化による会員の減少や後継者不足が原因と聞いており、出前講座や川の再生事業等の機会を通じて、若い世代に河川の美化活動に関心を持ってもらえるよう努めている。
- 2 調節池等の公共空間は県民にとって貴重なオープンスペースである。県としては治水上支障がなく適切な維持管理がされるのであれば調節池を有効に活用することは重要と考える。活用に当たっては、市町村が占用し公園やグラウンドとしての利用や、「水辺空間とことん活用プロジェクト」の仕組みを活用した利用も進めていきたい。また、占有者が指定管理者となっているところは、いずれも県営公園の区域に入っている調節池である。これらの調節池は都市整備部と管理協定を結んでおり、公園内の池として利活用されている。

#### 町田委員

- 1 川の再生の美化活動に関して、480団体の内330団体が計画書を提出したということは、新型コロナウイルス感染症の影響もあるかと思うが、150団体は活動していないということか。
- 2 調節池に関して、未利用15か所の対応はどう考えているのか。また、利用につな

らない課題は何か伺う。

### 河川環境課長

- 1 計画書の提出が少なかったことは新型コロナウイルス感染症の影響が大きいと考えている。令和2年度に提出された報告書が減った理由も新型コロナウイルス感染症の影響であった。
- 2 未利用15か所の課題及びその対応だが、調節池は本来は洪水調節のための施設であり、洪水時には水没し土砂が入り込む。利用する場合には、堆積した土砂の撤去や草刈りなど、河川管理者と占有者の役割分担も課題となる。このような課題を踏まえた上で、占有者の熱意や意向が課題になると考える。15か所についてはそれぞれ課題があるが、市町村の利用希望の意向を踏まえて対応を考えていく。工事中の調整池についても、あらかじめ地元市町村の意向を聴取している。

### 守屋委員

- 1 行政報告書275ページの(4)道路・橋りょうの維持管理について、令和2年度末に耐震補強率が96.7%となったとあるが、残る耐震補強が必要な橋りょうの数は幾つか。
- 2 行政報告書の277ページの河川・砂防事業の推進について、社会資本整備総合交付金事業52か所の改修工事が実施されたが、自治体からの要望も組み入れて行ったのか。また、越辺川ほか24か所について、樹木伐採、河道掘削を実施したとあるが、自治体からの要望を踏まえているのか。

### 道路環境課長

- 1 残りは10橋である。

### 参事兼河川砂防課長

- 2 河川改修や調節池の整備に当たっては、地元自治体などからの要望を踏まえ、地域における早期の治水安全度向上を目指し整備を進めている。また、樹木伐採や河道掘削は、近年、激甚化・頻発化する水害への備えとして、早期に治水安全度の向上に寄与するか所を選定し実施していくことが重要である。現地調査を実施し、河川の上下流バランスなどを検討した上で、実効性の高いか所から優先的に実施している。

### 守屋委員

西部地域は河川が多く治水対策も実施中だが、県が管理する河川に合流する支川などを含め、地元の自治体と連携を図って河川改修を強化するという点では、令和2年度に県はどのようなことを実施しているのか。

### 参事兼河川砂防課長

こういった地域においては内水排除の観点も大きく、現在、県は21の個々の市町と協議会を設け、下水道連携事業を実施中である。

### 松澤委員

資料7「令和2年度埼玉県歳入歳出決算事項別明細書説明調書」374ページの翌年度繰越額について、県土整備部全体で、繰越明許費として659億円、事故繰越しとして2

4億円と、合計683億円を翌年度へ繰越しているが、令和元年度と比較してどうか。また、毎年度、多額の繰越しが発生していることについて、どのように考えているのか。

### 県土整備政策課長

令和元年度との比較であるが、令和元年度の繰越額は約446億円、令和2年度は683億円で、前年度比237億円の増加である。増加の主な理由は、明許繰越における国の総合経済対策に係る補正分の増である。令和3年度から国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策が始まったが、初年度分については、372億円を令和2年度の2月定例会の補正予算で認められた。2月の補正予算であるので、直轄負担金を除く全額を繰越しており、その分が224億円増えている。また、事故繰越についても、新型コロナウイルス感染症の影響等により、増加している。繰越しは、事業効果発現の遅れや、予定していた金額が受注者に流れないという課題がある。効果的な予算執行の観点からも、基本的には減らす努力が必要と考えている。一方で、建設業の働き方改革への対応として、適正工期の確保という考えも重要となっている。繰越しを活用すると、閑散期である第一四半期での工事実施が可能となる。基本的な考えを踏まえつつ、こうした事情も考え合わせて、必要な事業については、今後も繰越制度を活用したいと考えている。

### 松澤委員

コロナ禍という状況ではあるが、答弁にもあった建設業への対応を今後どのように生かしていくのか。令和3年度に繰越した事業の状況はどうなっているか。

### 県土整備政策課長

令和3年度の正確な状況はまだ出ていないが、前述の建設業の働き方改革への対応として、適正工期の確保という考えから、早期の繰越しを進めている。令和2年度よりも大幅増となっているが、個々の事業についてしっかり状況を確認し、必要な事業について設定している。

### 松坂委員

- 1 行政報告書282ページの土地収用法の施行事務について、土地収用法第一6条に基づく事業認定事務について、知事認定として事前相談事業件数が17件、同じく大臣認定として事業認定申請件数2件、事業認定件数1件となっている。この件について実態を伺う。
- 2 行政報告書283ページの公共用地先行取得事業の処分した主なものは何か。
- 3 行政報告書275ページの令和2年度の路面下空洞調査について問題はなかったのか。

### 用地課長

- 1 土地収用法の事業認定は、公共の福祉のために、最終的に収用してまで事業用地を確保する必要がある事業かどうか判定する事務である。市町村等の事業であれば県が、県事業であれば国が行うこととなっている。事前相談件数17件は、市町村等の事業について県が相談を受けた件数である。本来は任意買収に難航し、収用する必要があるから事業認定を行うという想定だが、実態としては収用対象事業に認定されると税法上5,000万円の所得控除の適用を受けられることができるため、それを目的に事業認定を取りたいという相談が多くある。目的が所得控除であっても、事業認定を取るためには収用

に値する事業か否かの審査を行う旨の説明をすると、その後、相談が来なくなるというケースが大半である。大臣認定としての事業認定申請は、所得税の控除とは別に、任意買収に難航した結果実施したものである。令和2年度は二つの路線について国に相談し、そのうち一路線について事業認定をされた。ただ、その一路線についても任意買収の努力を続けた結果、令和3年度に契約がまとまり、土地の引渡しを受ける予定になっている。

- 2 土地開発基金を財源とした用地事業特別会計により事業用地を買収することを「取得」、特別会計で取得した土地を一般財源で買い戻すことを「処分」という。処分といっても県からほかの団体に売り渡すことを意味しているわけではない。令和2年度に一般財源で買い戻した約34億円分の土地は、そのほとんどがSKIPシティのB街区で、約15,000平方メートルあり、川口市とNHKで土地活用の方針が定まったため処分を行ったものである。その他は、草加三郷線などの道路用地の買い戻しである。

### 道路環境課長

- 3 令和2年度は、主要地方道さいたまふじみ野所沢線ほか20路線、延長97キロメートルにおいて、路面下空洞調査を実施した。その中で、補修工事が必要な空洞を64か所発見した。このうち、陥没の可能性が比較的高い17か所は令和2年度末までに補修工事が完了している。

### 松坂委員

5,000万円の控除を受けるために土地収用法の事業認定を受けたいという者も出ると思うが、調査しながら進めているのか。

### 用地課長

事業主体は市町村、社会福祉法人、学校法人だが、このような相談があった場合は、控除を受けるハードルは高いと説明し、厳密に審査を行っている。

### 石川委員

事項別明細説明書390ページ、391ページの収入未済額について、原因者負担金債権や損害賠償金請求権の内容と現在の状況を伺う。

### 道路環境課長

道路環境課分としては4件あり、金額は157万9,371円である。内容は交通事故によるガードレールなどの損傷であり、事故原因者が生活困窮者や生活保護を受けている者のため、現在は滞納処分の停止をしている。

### 参事兼河川砂防課長

河川砂防課分としては3件あり、合計571万7,617円である。1件目は、用地買収地の産業廃棄物処理に伴う損害賠償による未収入である。2件目と3件目は、資金繰り悪化を理由とした工事の契約解除に伴う前払い金の返還金に対する利息の未収入となっている。1件目については、令和元年10月までに20回の催告を行ったが履行されないため、係争中である。また、返還金の利息については、相手方の行方が分からず、令和3年1月に違約金、令和3年3月に返還金の利息がそれぞれ時効を迎えたため、今後は債権管理条例による対応を検討していく。

## 河川環境課長

河川環境課分としては1件あり、281,600円である。内容は事故で損傷した転落防止柵の復旧費用である。これまでも原因者に督促しているが、生活に困窮している状況であり、今後、収入の回復が見込めるので支払いについて本人と調整しているところである。

## 委員長

暫時休憩する。再開は午後2時5分とする。(13:57)

## 委員長

委員会を再開する。(14:05)  
何か発言はあるか。

## 萩原委員

- 1 行政報告書278ページの(3)河川の維持修繕のうち、緊急しゅんせつ推進事業において鴻沼川ほか41か所で樹木の伐採やしゅんせつを行ったとのことだが、この事業の意義とか所の選定基準、それからこの予算が単年度の事業かどうか複数年にまたがるものなのか伺う。
- 2 水位計、雨量計の更新工事の内容について伺う。
- 3 河川監視カメラの設置場所の基準について伺う。
- 4 令和元年東日本台風の際に埼玉県川の防災情報ホームページが一時閲覧できなくなったが、その後の対策について伺う。

## 河川環境課長

- 1 この事業は令和元年台風第19号による被害を踏まえ、大規模の浸水被害が相次ぐ中で、早期に対応できる治水対策として、維持管理の視点から土砂のしゅんせつ等を行うものである。国において県の単独事業として実施できるよう、地方債を発行できる仕組みが創設された。事業か所は、まず、水防上重要な河川、次に、人家が多いなどの理由で洪水の影響が大きい河川、その他の三つに分けて選定している。国は令和2年度から5年間行うとしており、県としても令和2年度から6年度まで計画的に事業を執行する。

## 参事兼河川砂防課長

- 2 水位計については、令和元年東日本台風により不具合が発生した水位計のセンサーや通信ケーブルを中心に、計14か所の工事を実施している。雨量計は気象業務法により5年に1度の検定更新が必要となっていることから定期的実施しており、計43か所の更新を実施している。
- 3 主に重要水防か所、かつ、未整備又は整備途中である河川管理上監視が必要なか所や、河川の分合流点などで洪水時に著しい水位変動が予測されるか所に設置を進めている。令和2年度には44河川105か所に監視カメラを設置し、全ての画像がホームページに公開されている。なお、水防を果たすべき責任を有する市町村が、水防活動する上で区域内における地点の水位が知りたいなどの場合には、市町村による自主設置もできることとしている。
- 4 河川監視カメラの画像が閲覧できない状態が続いたことは承知している。原因はアク

セス件数を1日当たり約60,000件で設計しているところ、台風第一号の際には約380,000件のアクセスがあったためである。対応として、一般閲覧用とは別に管理用の容量を確保し、災害対策本部や水防本部での情報収集への影響を最小限にとどめた。また、令和2年5月までにCPUの増強を行い、令和2年8月までにサーバーの負荷を低減させるための簡易版のホームページを作成するなどのシステムを構築した。これらの対策により、処理能力は改修前と比べ約4倍、簡易版ホームページ運用時では約8倍に増強された。

#### 萩原委員

- 1 河川の維持修繕について、令和2年度は鴻沼川ほか41か所のしゅんせつ、樹木伐採を行っているが、それ以外のか所は行わないのか。
- 2 アクセス集中対策によって2年前の380,000件のアクセス数に対応しきれぬのか伺う。

#### 河川環境課長

- 1 令和3年度は63か所で実施している。現場の状況等を踏まえ適切に実施している。

#### 参事兼河川砂防課長

- 2 改修前に60,000件まで対応していたものを8倍に増強しているのので、前回と同等のアクセス数であれば対応可能である。

#### 並木委員

- 1 道路の清掃と美化活動をするロードサポート制度について、令和2年度の改正により条件が緩和されたが、理由は何か。
- 2 団体数が805団体、活動人数が31,621人とあるが、これは登録された人数か、それとも令和2年度に活動報告を受けた人数なのか。

#### 道路環境課長

- 1 制度の開始から約17年が経過し、団体の高齢化や人員不足により登録団体数が伸びなかつたり、十分な活動実績のない団体が出てくるなどの課題が生じた。そこで更に活動組織を整理し、より多くの登録をしていただくよう条件の緩和を行った。
- 2 活動している団体の数及び人数である。制度の改正時に、活動している団体としていない団体を分けている。

#### 並木委員

805団体、31,621人は令和3年4月1日現在の活動団体実績とホームページにある。これは「登録参加団体数」という表示にしておくべきではないか。また、イベントで道路を使う場合、ロードサポートという看板の支柱があって、それが邪魔という話をよく聞く。年間2回しか清掃をしていないような団体も大々的に宣伝されており、県土整備部と取引のある建設会社もあり不自然に感じるが、この点について詳細を伺う。

#### 道路環境課長

805団体は現在登録いただいている数でもある。このうち道路の清掃、美化団体は796団体であり、9団体は花苗の支援をしている。また、活動人数については登録人数で

はなく活動人数である。この制度は道路の美化活動を目的としたものであり、それに賛同したのが建設会社だったということであれば問題はない。

#### **並木委員**

しっかりと活動しているのであれば問題ない。登録している805団体のうち、何団体の何人が実際に活動しているのか把握するべきではないか。

#### **道路環境課長**

活動実績は毎年報告を受けており、その中に活動した延べ人数も記載されているので、適切にとらえていく。

### 【説明者】

真砂和敏県民生活部長、大浜厚夫スポーツ局長、市川善一県民生活部副部長、  
小田恵美県民広聴課長、田辺勝広共助社会づくり課長、  
渡邊淳一人権推進課長、加来卓三文化振興課長、久保佳代子国際課長、  
廣川佳之青少年課長、浪江美穂スポーツ振興課長、  
田沢純一オリンピック・パラリンピック課長、小川美季男女共同参画課長、  
若松孝治消費生活課長、菅原誠防犯・交通安全課長

### 【発言】

#### 関根委員

- 1 行政報告書74ページの「ウ 知事への提案」について、令和2年度は10,420件の提案が寄せられたが、その主な内訳と処理した件数について伺う。また、提案のうち県として予算を執行した案件があるのかについてと、紙による提案と電子による提案の比率についても併せて伺う。
- 2 行政報告書76ページ、「ア 県民の日の普及」の中の令和2年度「埼玉誕生150周年」1年前イベントについて、実施した事業とその成果はどうだったのか。また、実施できなかった事業はあったのか。令和2年度の状況を受けて令和3年度の埼玉150周年事業実施の計画方針はどういうものだったのか。
- 3 行政報告書78ページ、79ページの「エ NPO活動促進助成事業」について、助成金交付が51件969万4千円、うち緊急応援枠が43件の申込みで40件であるが、その詳細について伺う。
- 4 行政報告書89ページの「9 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催準備」のうち、令和2年度に実施できた事業と成果、実施できずに繰越した事業について伺う。また、令和2年度の公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技委員会との調整事項ないし決定事項について伺う。

#### 県民広聴課長

- 1 令和2年度の10,420件の提案の内訳は、コロナ禍の影響もあり、保健・医療に関するものが7,929件と最も多く、次いで学校など教育関係が986件、障害者、高齢者など福祉関係が280件、道路・交通に関するもの、環境に関するものが各123件である。提案については、知事が全て目を通した上で、必要なものについては、関係課所に検討等の指示を行っており、処理は全て済んでいる。予算執行した件があるかについては把握していないが、提案を受け、事業に反映させている例はある。例えば、知事からの委嘱を受け、地域の子供たちの成長をサポートするボランティアである「青少年相談員」については、提案を受け、委嘱者の増員に向けて、次期委嘱に合わせ、年齢要件の見直しを検討している。また、育児や生活困窮などの悩みを抱えた県民の方が必要な相談支援窓口につなげた例もある。当課としては、寄せられた提案について、引き続き、関係課所に迅速かつ適切に情報共有する。電子と紙の比率は、メールでの受付が9,845件、郵便376件、ファックスが199件となっており、電子メールで寄せられたものが全体の94.5%となっている。
- 2 埼玉誕生150周年に係る事業は県誕生150年という節目の年に埼玉県の魅力を県

内外に発信することを目指しており、1年前イベントについてもその一環として開催した。このイベントでは公募した150周年事業のロゴマーク・キャッチコピーのお披露目や新たに埼玉応援団に加わった方々の任命式を行った。また、県産品である秩父銘仙を使ったファッションショーを実施したほか、渋沢栄一翁翁の魅力紹介、埼玉の祭り演舞の紹介などのステージイベントを実施した。次に、実施できなかった事業だが、埼玉誕生150周年1年前イベントの実施に当たっては、当初は県庁内敷地を利用したイベントも行う予定としていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて複数の大きなイベントを同時に開催することは断念した。そこで、急きょ、埼玉会館で実施するイベントをより多くの県民の皆様楽しんでいただくため、オンライン配信を行った。最後に、令和3年度事業の計画にどう生かしたかだが、150周年1年前イベントについては、当初、実際に集客して会場でイベントを行うことだけを予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を考慮して、急きょオンライン配信も活用することとした。これにより、直接会場に来なくても多くの方々にイベントを楽しんでいただくことができた。このことを踏まえ、令和3年度は感染状況等に関わらずオンライン配信を活用する前提で150周年記念イベントを計画し、準備を進めることとした。

### 共助社会づくり課長

3 NPO活動促進助成事業は、NPO基金を活用し、NPO法人の行う特定非営利事業に助成している。令和2年度は51件の助成を行ったが、そのうち11件は通常行っている助成事業で合計590万4千円の助成を行った。令和2年度は新型コロナウイルス感染症がNPOの活動にも大きな影響を与えており、緊急応援枠を設けた。1事業当たり100,000円の助成で、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいと思われる事業収入に頼っているNPOの事業を対象にした。申請は43件で全て採択したが、コロナの影響により3事業が実施できずに取り下げとなり、最終的には40件で合計379万円の助成を行った。

### 参事兼オリンピック・パラリンピック課長

4 実施できた事業は気運醸成に係るものと、都市ボランティアに対する研修である。気運醸成について、大規模イベントは実施できなかったが、新しい生活様式に対応するため、県が選出したオリンピック聖火ランナー75人を特集したウェブサイトを公開した。また、小・中学校の授業で活用するための動画を制作し、大会の意義や選手が一所懸命取り組む姿などを学んでいただいたほか、市町村と連携し、オリンピック聖火リレー一斉の巡回展示を実施した。都市ボランティアに対する研修については、感染症対策を徹底し普通救命講習を実施したほか、集まるのが難しくなったため、活動場所や活動内容を紹介した動画を制作し、オンラインで配信し研修を行った。これらの取組により、都市ボランティアのモチベーション維持、向上に寄与できた。繰越した事業については、県がチケットを購入し、オリンピック・パラリンピックの観戦機会を提供する事業である。学校連携観戦チケット、地域活性化に活用する関係自治体向けチケット、ホストタウンと相手国との交流を促すホストタウン登録自治体向けチケットの3種類があり、令和元年12月に契約をし、令和2年の5月以降に県に納品される予定だったが、大会の1年延期により、納品が令和3年4月以降となる見込みとなったことから、予算を繰越した。公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技委員会との具体的な調整事項、決定事項というものは特にない。

## 関根委員

- 1 知事への提案について、10,420件は、年度内にほぼ全員回答を出せたという理解でよいのか。そのうちの幾つかは、翌年度への持ち越しがあったのか。
- 2 150周年事業のレガシーについてはどう考えているか。
- 3 緊急応援枠40件について、対象団体数から見るとかなり少ない。全団体へ周知した上での件数なのか。
- 4 令和2年度は公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技委員会との調整事項や決定事項は特にないとのことだが、大会が1年延期となったことや、新型コロナウイルス感染症対策等のため新たに費用負担を求められたことはなかったか。

## 県民広聴課長

- 1 知事への提案は、提案という制度の特質上、必ずしも返信をするというものではないが、一つ一つ全て知事が目を通し、必要とあれば関係課所に指示を出している。それらも含め、当課から全ての提案について関係課所に情報提供するという形で処理している。返事をする場合は、1週間を目途に返信しているため、翌年度に繰越したものはない。
- 2 埼玉150周年事業は企業・団体・県民など県全体でお祝いし、県の魅力を広く発信するという趣旨で行っている。埼玉150周年記念事業パートナーには200を超える登録があり、事業の広報、イベント協賛、記念商品発売など、様々な形で御協力いただいた。この連携実績を生かして来年度以降も事業展開をしていきたい。

## 共助社会づくり課長

- 3 限られた基金の予算の中で効果的な助成をするため、一定の条件を付した。自ら事業を実施しているNPO法人は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けていると考え、NPO法人の全収入の2分の1以上を事業収入が占める団体で、年間の事業収入が180万円以上あり、前年同月比で事業収入が50%以上減少する月があるという条件を付けて募集したところ、43件の応募があった。ホームページ等で全てのNPO法人へ周知を行っている。

## 参事兼オリンピック・パラリンピック課長

- 4 ホストタウン等における新型コロナウイルス感染症対策経費として、国からの交付金約5億3,700万円を基金に積み立てた。費用負担を求められたものはない。

## 山本委員

- 1 行政報告書83の「(2)国際協力の推進」のうち「ウ 外国人が暮らしやすい環境の整備」について、外国人へのアンケートを実施したということだが、どのようなアンケートを行ったのか。また、対象者の内訳、結果分析、見えてきた課題について伺う。
- 2 令和2年の予算特別委員会で外国人の日本語学習について質問した際、当時の執行部から「日本語教育検討会議を設置し、有識者の意見を踏まえて検討していきたい」との答弁があった。この会議についてどのような対応をしたのか。
- 3 行政報告書95の「(4)相談・苦情処理体制の充実」について、県の相談・苦情受付件数が減少している。令和2年度に県消費生活支援センターが4所から2所に再編されたが、受付件数の減少をどのように受け止めているか。また、相談体制の充実をどのように図ったのか。
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響でマスクや健康に関するものなど、シニアの通信販

売トラブルが全国的に増えているが、県では実態を把握しているのか。また、どのような対策を行ったのか。

- 5 令和2年度の相談・苦情の受付件数9,356件のうち、高齢者からの相談はどのくらいあったのか。また、どのような相談が多かったのか。

## 国際課長

- 1 外国人へのアンケートについては、例年、外国人住民を対象に、外国人住民意識調査を行っている。令和2年度は県内市町村の協力を得て、住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の外国人4,000人に対して実施した。調査方法は、自ら回答を記入して郵送、インターネット回答の2種とし、調査票は、やさしい日本語に加え、中国語、ベトナム語、タガログ語版なども作成し、回収率は36.2%であった。調査項目は、生活の中で困っていること、困ったときに誰に相談するか、県に望むことなどである。回答者としては、年齢別では20代以下が28.5%、30代が32.3%、40代が18.5%、50代以上が20.9%であった。国籍別の上位は中国が48.7%、ベトナムが11.7%、フィリピンが10.5%などであり、県全体の傾向とおおむね合っている。結果分析とそこから見えてくる課題として、生活の中で特に困っていることは「日本語能力」が最も多く36.1%となっている。「日本語を学びたい」という人は回答者の76%を占め、日常生活、勉強・就業に必要と感じている。調査結果から、多くの外国人が日本語を学ぶ必要性を感じ、意欲を持っていることが分かった。
- 2 令和2年6月に国が日本語教育の推進に関する基本的な方針を定めたことを受け、令和2年7月に学識経験者やNGO、外国人住民、市町村等を委員とする日本語教育推進会議を立ち上げ、この会議での検討を経て、令和3年7月に「埼玉県日本語教育に関する基本的な方針」を策定した。

## 消費生活課長

- 3 消費生活相談は住民に身近な市町村で受けられることが重要と考え、市町村に対して相談窓口の充実を働き掛けてきた。この結果として市町村の相談受付割合が増加し、県の受付件数が減少したと考えている。相談体制の充実については、消費生活支援センター一本所及び熊谷支所に経験豊富な主任消費生活相談員を4人ずつ配置した。主任消費生活相談員は、「相談員の相談員」として県や市町村の消費生活相談員からの個別案件に関する相談を受け、事案解決に向けた助言を行うとともに、市町村への巡回訪問を通じた市町村支援などを行った。主任消費生活相談員の勤務時間は週4日29時間のため、4所体制の時は、主任消費生活相談員が不在となる日が生じるセンターがあったが、2所に集約したことにより、いつでも相談員が主任消費生活相談員に相談できる体制となった。また、職員、主任消費生活相談員、弁護士で構成される「問題解決プロジェクトチーム」により、弁護士の専門的知見を参考にしながら、困難事案の解決処理に結び付けた。さらに、消費者問題に造詣の深い弁護士及び建築士等に依頼し、面接及び電話によりアドバイスを受けた。
- 4 令和2年度の県内の消費生活相談件数は53,322件で、令和元年度に比べ1.3%減少している。一方、令和2年度の通信販売の相談件数は全年齢で19,514件で、令和元年度に比べ29.5%増加した。このうち60歳以上の相談件数も、全年齢とほぼ同じ29.0%増加した。また、近年増加している「通信販売での定期購入」に関する相談件数は、令和2年度が全年齢で4,319件で、令和元年度に比べ16.1%増加した。このうち60歳以上の相談件数は、令和2年度が令和元年度に比べ39.0%

増加しており、特に高齢者での増加率が高くなっている。対策としては、県ホームページでの注意喚起に加え、「高齢者を守るお助けかわらばん」などの啓発用チラシを作成し被害の未然防止を図るとともに、不適切な表示を行っていた通信販売事業者に対し、適正に処分、指導を行い、被害の拡大防止を図った。

- 5 県消費生活支援センターにおける令和2年度の相談・苦情の受付件数9,356件のうち、65歳以上の高齢者の相談は2,203件であった。在宅率の高い高齢者は、「訪問販売」、「電話勧誘販売」、「架空・不当請求」に関する相談の割合が他の年代と比べて高くなっている。

### 山本委員

- 1 日本語教育推進会議について行政報告書に記載してもよかったのではないのか。
- 2 外国人へのアンケートに対して分析をされているとのことだが、どのように受け止め、今後どう取り組むのか検討したのか。

### 国際課長

- 1 今後は行政報告書に適切に記載したい。
- 2 調査結果から、外国人の多くが日本語を学ぶ必要性を感じ、意欲を持っていることがわかったため、外国人が地域で日本語を学ぶ機会を拡充する必要性を感じた。調査結果を生かし、令和3年度予算には日本語学習支援事業費として391万9千円を計上している。これにより、外国人の日本語学習支援に関心のある人を対象とした研修会を実施するなど、地域における日本語学習を推進する人材の育成を行っている。

### 委員長

暫時休憩する。再開は午前11時10分とする。 (11:03)

( 休 憩 )

### 委員長

委員会を再開する。 (11:10)  
ほかに発言はあるか。

### 高橋(稔)委員

行政報告書88ページの「ラグビーワールドカップ2019日本大会のレガシー継承」のうち、埼玉県ラグビーフットボール協会が行う普及事業に対し助成したとあるが、令和2年2月定例会で「助成団体である一般社団法人埼玉県ラグビーフットボール協会の元職員による業務上横領事件の発生を踏まえ、同協会の組織・財務体制が早急に見直され、健全な運営が図れるよう、指導・監督をすること」という附帯決議が付されている。そこで、どのような形で県ラグビーフットボール協会に対し、指導監督をしたのか、また、きちんとした形の報告を最終的に受けているのか。

### スポーツ振興課長

県ラグビーフットボール協会では、まず組織体制の見直しとして、理事のうち協会の経理全般の管理者として、会計担当理事を新設した。そして、熊谷市及び県から理事の派遣を受け入れるとともに、事務局機能を強化するため、専任の事務局長や日常的な経理処理、

金銭の出納を行う総務課長などを新設した。また、財務体制の整備として、会計処理規定や予算執行基準を整備し、財務処理の手順を明確し、決算区分なども定めた。監査体制の強化として、内部監査規定を整備するとともに、公認会計士を監事に選任して、四半期ごとに会計検査を実施し、健全な協会運営に努めている。県職員が県ラグビーフットボール協会の理事になっており、年5回の理事会などの際に直接報告を受けている。

## 守屋委員

- 1 行政報告書72ページの「10 男女共同参画の推進」について、「埼玉県5か年計画」における指標が、令和2年度39.2%の実績値となっているが、県の審議会委員等への女性の参画状況が令和2年度では、女性委員数が581人となっている。あまり推移に変化がないが、増やすことに何か障壁があるのか。
- 2 行政報告書94ページの「(1) 市町村消費者行政の促進」について、消費生活相談窓口の質の向上を目指すとするが、広域連携をどのように働き掛けていったのか。
- 3 消費生活相談員は正規の職員であるのか、市町村も含めて実態を伺う。
- 4 行政報告書95ページの「(4) 相談・苦情処理体制の充実」について、令和2年度の相談受付件数9,356件のうち、解決できたものは何件くらいあるのか。
- 5 行政報告書93ページからの「(4) ドメスティック・バイオレンス総合対策事業の実施」のうち、「エ 民間支援団体の育成支援」、「オ DV被害母子への心のケアと自立支援」について、具体的な県の対応について伺う。

## 男女共同参画課長

- 1 庁内担当課に対し、目標値が40%に満たない場合は、事前協議を徹底して行っている。一方で、専門分野や役職の就任状況によって、対象となる女性が限られる場合が多いことがある。例えば、技術・医療系の専門分野や、法令等で職指定となるもの、団体推薦を得る際に、審議会の委員としてふさわしい、代表的な権限を持っていないと推薦できないというケースが多い状況がある。団体推薦については、役職にとらわれずに推薦することも庁内担当課に依頼している。
- 5 「エ 民間支援団体の育成支援」については、民間支援団体はDV被害者の状況に応じ、生活の再建や就職支援など、きめ細かい支援を行っており、大きな役割を果たしているが、運営資金不足や人材不足、スタッフの高齢化などの課題を抱えている団体もある。県では、民間シェルターなどの借上料や整備に係る運営費に対し、一施設当たり400,000円を上限に2分の1の補助を行った。また、人材育成について、最近では、児童虐待との連携をテーマとした研修などの最新の知識の習得や被害者支援のノウハウを共有化するなど、スタッフのスキルアップを図っている。次に、「オ DV被害母子への心のケアと自立支援」について、DVは被害者本人だけではなく、子供も面前DVによる影響など心理的に大きなダメージを受けている。県では母子が別々のグループで、専門インストラクターによりDVの構造や心身への影響、それに対処するスキルを学ぶ心理教育プログラムにより、DV被害母子への心のケアに取り組んでいる。令和2年度からは、子供の対象をこれまでの未就学児と小学生低学年から新たに小学校高学年まで広げて実施している。また、民間支援団体に委託し、心のケア、生活相談、生活保護やハローワークなどの手続を行うための行政機関への同行支援など、DV被害者が地域で自立し定着するための支援を行っている。

## 消費生活課長

- 2 消費生活相談窓口の設置が困難な市町村に対して、個別に広域連携での窓口設置を働き掛けてきた。また、毎年開催している市町村消費者行政担当課長会議において、全ての市町村に対して、相談窓口体制の充実・強化を働き掛けてきた。その結果、令和3年4月1日現在、広域連携を含め63市町村全てで、週4日以上消費生活相談窓口が開設されている。広域連携の方法としては、委託方式と相互利用方式があるが、10町が委託により窓口を設置し、7市町が相互利用をしている。なお、毛呂山町、越生町、鳩山町は、これまでも相互利用方式により週4日の窓口を開設していたが、令和3年度から開設日数を週5日とした。規模の小さい自治体が週5日の窓口を開設できるのは広域連携による効果と考えている。
- 3 県の消費生活相談員は会計年度任用職員で、勤務時間は、週4日29時間となっている。市の消費生活相談員については、全て把握しているわけではないが、会計年度任用職員もあり、報酬が時給のところもある。それぞれの任用形態で採用していると承知している。
- 4 自主交渉で解決できる可能性があり、自主解決の方法を助言したものは5,698件で、全体の60.9%と最も多い。ただし、実際に解決したかについては、個人情報の問題もあり追跡調査は困難と考えている。消費生活支援センターの相談員があっせんを行い解決がみられたものは794件で、全体の8.5%となっている。また、トラブルが発生していないもので一般的なアドバイスにとどまったものなどの情報提供が2,279件で、全体の24.4%となっている。

## 守屋委員

- 1 女性委員の登用について、ジェンダー平等の立場から、埼玉県でも40%の目標を達成する必要がある。今後どのように進めていくのか。
- 2 消費生活相談体制の強化のためには消費生活相談員の処遇や研修機会の確保が重要と考える。相談員に対する研修にはどのようなものがあり、費用負担はどうなっているのか。
- 3 DV被害が減少しない中で、自立支援と心のケアを行っていくと同時に、加害者への取組も重要であり、県では、加害者からの相談を配偶者暴力相談支援センターで受けている。市町村が配偶者暴力支援センターを設置する場合の指導を県はどのように行っているのか。

## 男女共同参画課長

- 1 審議会の女性登用については、まずは、庁内の幹部職員に対する働き掛けが重要であると考えている。そこで、4月に県民生活部長より庁議を通じて審議会委員の女性の登用について働き掛けた。また、庁内の担当課に女性の登用率40%に満たないで委嘱をする場合に、事前協議を徹底している。そうした機会以外でも、働き掛けが必要な担当課に対し個別ヒアリングをする機会を増やし、働き掛けていく。さらに、他県で女性登用が進んでいるケースとしては、団体推薦時に役職を問わない推薦を実施しているケースが多くあるので、そうした事例を担当課に伝え、女性の登用を目指していく。
- 3 国でも児童福祉法等の一部改正に伴い、令和4年を目途に加害者への更生に向けた必要な措置が示されることとなっている。それを踏まえ、県として何ができるのか考えていく。また、従来の被害者への相談への呼び掛けに加え、一般の方々に対し、何がDVなのかについての啓発を図る。配偶者暴力相談支援センターであるが、本県は全国一の

設置数で、婦人相談センター、男女共同参画推進センターや、20の市に設置され、全22か所となっている。人口100,000人以上の市への設置を目指して、未設置市町村に対し、センター設置に向けて会議の場や直接訪問するなどして働き掛けていく。

### 消費生活課長

2 県及び市町村の相談員を対象とした研修は、「消費者行政担当職員・消費生活相談員研修」と「消費生活相談員等対応強化研修」を実施している。「消費者行政担当職員・消費生活相談員研修」は年2回実施し、「消費生活相談員等対応強化研修」は年5日、10コマのテーマから相談員が希望するテーマを選択する形式で実施している。また、県の相談員に対しては、国民生活センターが開催する3日間の相談員研修に派遣するとともに、新規採用相談員に対しては「新規採用消費生活相談員研修」を実施している。いずれも相談員は業務として参加しているので、自己負担はない。なお、埼玉弁護士会の協力を得て自己研さんの場としての研究会を開催しており、県は会場使用料を負担している。限られた財源を有効に活用し、相談員の能力向上を図っていく。

### 萩原委員

- 1 行政報告書83ページの「6 国際政策の推進」の「(2) 国際協力の推進」の「ウ 外国人が暮らしやすい環境の整備」について、新型コロナウイルス相談ホットラインの記載がある。いつから始めたか事業内容について伺う。
- 2 1,056件の相談があったとのことだが、その内訳と主に対応した内容について伺う。
- 3 行政報告書88ページの「埼玉県屋内50メートル水泳場・スポーツ科学拠点の整備検討」についてだが、候補地は決まったが、候補地それぞれの整備に向けての課題は何か。
- 4 行政報告書99ページの「(3) 市町村における防犯のまちづくりへの支援」について、防犯カメラの整備及び特殊詐欺対策機器購入補助・貸与とあるが、詳細の内容、助成した自治体数、効果について伺う。

### 国際課長

- 1 感染したかもしれないと不安を抱える外国人住民を、埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンターや埼玉県受診・相談センターなどに速やかにつなぎ、感染しているのであれば医療機関に早くつなぐことができ、感染拡大防止効果もあるということで令和2年5月に設置した。
- 2 新型コロナウイルス相談ホットラインでは、1,056件の相談の内訳としては、基本的には全て新型コロナウイルスへの感染に関することである。

### スポーツ振興課長

- 3 昨年度の3月にプールは川口市、スポーツ科学拠点は上尾市が適しているということで整備地検討委員会から意見があった。今年度に入り、民間事業者から様々な角度で意見をいただく調査を実施し、川口市と上尾市との協議も始めた。課題は、それぞれの施設が一体的整備ではなく、単体での整備となったため、プールについては、整備予定地となっている公園の中での配置場所や、公園との一体的な整備について検討が必要である。また、上尾市については、上尾運動公園の再整備や周辺にあるスポーツ施設との連携、公園のにぎわい創出などについての検討が必要だと考えている。

## 防犯・交通安全課長

4 自治体への交付状況について、令和2年度の交付実績は、防犯カメラの設置事業が14市町に1,658万2千円、特殊詐欺対策事業が5市に129万4千円である。防犯カメラについては刑法犯認知件数が減少傾向にあるので一定の効果があると認めている。特殊詐欺対策については、交付した5市のうち3市で増加、2市で減少しており効果は判然としないが、効果はこれから出てくると考えている。

## 萩原委員

市町村における防犯のまちづくりへの支援について、防犯カメラと特殊詐欺対策機器の補助は、希望する市町村全てに助成しているのか。

## 防犯・交通安全課長

防犯カメラと特殊詐欺対策について、それぞれ市町村に調査をしている。予算の上限があるため、ある程度の制限はかけているが、なるべく多く設置できるようにしている。

## 萩原委員

より多くの自治体に行き渡るようにするべきと思うがどうか。

## 防犯・交通安全課長

令和3年度は、防犯カメラの設置が少ない市町村に重点的に補助している状況であるので、今後も市町村の設置状況や必要性を見据えながら検討していく。

## 松坂委員

行政報告書77ページ「2 平和行政の推進」の中の、「平和資料館の管理運営」について、令和2年度の平和資料館の運営は、昨年の緊急事態宣言を受け休館が続いたが、例年1日平均140人くらいの入館者数であるところ、令和2年度は1日平均91人、14,722人の入館があったと記載されている。常設展示のほか、テーマ展でも、昨年度は渋沢栄一翁展が予定されていたが開催できなかった。休館続きの中ではあったが、特に企画等で配慮した点は何か。

## 県民広聴課長

長い休館期間があり、平和意識を高める活動という中で苦慮した。渋沢栄一翁の展示については、借りている資料を展示する予定になっており、その期間に展示ができなかったため、予定をしていた展示は見合わせざるを得なかった。しかし、その後、別の展示会に設けたミニコーナーで、当館が保管しているものなどの展示を行い、できる限り皆様に御覧いただく場を設けた。展示については、集客を伴うということで難しい面もあったが、平和資料館の職員が学校に出向いて行うピースキャラバンという出前授業を時宜を見ながら計71回実施し、これらの活動を通して平和意識の醸成に寄与したところである。

## 並木委員

1 行政報告書80ページの「(6) アクティブシニアの社会参加支援」について、令和2年度に「彩の国いきがいの大学」の名称を「埼玉未来大学」に変更し、ライフデザイン科と地域創造科を新設したが、これによって地域のボランティア活動にどのように誘導できたのか。

- 2 国際交流について、中高生が外国人にボランティアとして交流する機会を提供しているとのことであるが、ボランティアの人数及び令和2年度の実施回数を伺う。

### 共助社会づくり課長

- 1 埼玉未来大学は、地域デビューにつなげていくためにフィールドワークを重要視しており、実際にNPO法人に出向いて学習している。受講生の中には、学んだNPO法人のメンバーになって活動することとなった者が6人いる。

### 国際課長

- 2 日本語教室子供ボランティア体験事業は、県内日本語教室にボランティアとして子供たちが参加し、外国人に対する日本語指導を体験するとともに、外国人と交流するものである。対象は主に高校生である。昨年度は、学校の感染防止対策の方針により、実施できたのは1回のみである。高校生側が2名、日本語教室側が5名、オンラインで行った。

### 並木委員

- 1 県内の方を対象にしているのであるから、受講生がその後どのように地域デビューしたか、地域のインフルエンサーとして活躍したかをしっかりととらえていく必要があると考えるがどうか。
- 2 参加者が少ないが、積極的に参加した高校生をどう育成していくのか。

### 共助社会づくり課長

- 1 卒業生のフォローアップのため、1年後、2年後などに卒業生にアンケートを実施し、現在の活動や今後のやりたいことなどを確認する予定であり、令和2年度の卒業生についてもこれから実施する予定である。また、伊奈町の県民活動総合センター内に卒業生が集まって相談をしたり、一緒に行動を起こしたりする場としてリビングラボを設けており、そういった場も使って卒業生のフォローアップをしていきたい。

### 国際課長

- 2 今後もボランティアとして活躍する大変貴重な人材であると考えており、多文化共生ボランティアにつないで、別のイベントでも活躍してもらえるようにしていく。

### 石川委員

行政報告書97ページの「12 交通安全対策の推進」に関し、自転車の交通安全対策について伺う。令和2年の予算特別委員会の際、自転車マナーの啓発について質問したところ、交通安全まなび隊を派遣してあらゆる機会にマナーの啓発をするとの答弁があったが、令和2年度にどのように啓発を行ったのか伺う。

### 防犯・交通安全課長

年4回の交通安全運動や、5月を九都県市で実施している自転車マナーアップ強化月間に指定しての取組、「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」において、毎月10日を「自転車安全利用の日」と定め、キャンペーン等を実施した。県、各市町村、県警察で、それぞれ実施しており、共同で行う場合もあるが、単独で実施する場合もある。県が開催するキャンペーン等においては、来場者された方に対して、自転車乗用中の事故で亡

くなつた方の約半数が頭部を致命傷として亡くなっていることや、条例で定められている自転車保険の加入等について啓発を行った。

#### **石川委員**

行政報告書98ページの「交通安全まなび隊」の派遣の実績について伺う。

#### **防犯・交通安全課長**

令和2年度は46回、延べ2,178人を対象に交通安全教育を実施した。

## 【説明者】

原和也警察本部長、古田土等総務部長、小柳津明警務部長、近藤勝彦生活安全部長、福島謙治地域部長、高橋俊章刑事部長、岩根忠交通部長、田崎仁史警備部長、利根田久雄財務局長、荻野長武監察官室長、山田雅樹刑事部参事官、橋本昭文組織犯罪対策局長、三浦孝一警務課長、鎌田政由喜生活安全部参事官、三上元樹地域部参事官、近藤峰彦運転免許本部長、小倉悦男交通部参事官、寺山卓也警備部参事官、相原浩哉警備部参事官、塚本英吉総務課長、橋口真理子情報管理課長、中山和典留置管理課長、小駒眞次会計課長、原政樹施設課長、山崎保之厚生課長、會田雄一生活安全総務課長、小田智一人身安全対策課長、村越俊文少年課長、川島将宏保安課長、坂本正憲生活経済課長、松尾直樹犯罪対策課長、宮下敏郎地域総務課長、佐藤誠一通信指令課長、山崎満刑事総務課長、日比修史捜査第二課長、坂本雅彦組織犯罪対策課長、伊藤好秀薬物銃器対策課長、谷川裕保交通総務課長、矢口純一交通指導課長、小林直之交通捜査課長、桑島正彦交通規制課長、市川光浩運転免許課長、佐藤拓也公安第一課長、千葉正警備課長、高橋武危機管理課長

## 【発言】

### 高橋(稔)委員

- 1 事項別明細書説明調書519ページから521ページの警察活動費の不用額で、不用額となった委託料の内訳とその理由について伺う。
- 2 行政報告書349ページの「(2)人的基盤の整備」のうち、警察官の定数外措置について、長期研修生を定数外とする措置を15人分拡大し、実質的な増員を図ったとあるが、どのような意味なのか。
- 3 行政報告書362ページの「(1)人身安全関連事案への的確な対処」の「イ 児童虐待対策の実施」について、児童の安全確保を最優先とした対応とあるが、今春に発足した児童虐待対策室の活動状況と、児童虐待対策における他部署との連携について伺う。

### 会計課長

- 1 内訳は、人身安全関連システム構築委託料として約4,600万円、放置駐車確認事務委託料として約1,300万円、自動車保管場所証明事務委託料として約2,300万円である。人身安全関連システム構築委託料及び放置駐車確認事務委託料は一般競争入札による契約に伴う差金であり、自動車保管場所証明事務委託料は申請件数が見込みを下回ったことにより不用額が生じたものである。

### 警務課長

- 2 長期研修生の定数外措置については、埼玉県地方警察職員定数条例第3条第1項第8号に「長期の研修(公安委員会が知事と協議して定めるものに限る。)を受けている職員(警察官に限る。)」を定数の外とすると規定されている。公安委員会と知事との協議により、「長期の研修」を受けている職員として、平成10年度から20人が定数外として認められてきたが、近年、サイバー犯罪捜査関連の研修が増加しており、令和2年度から15人分が追加の定数外として認められた。15人が追加の定数外となったこ

とでその分の警察官の採用が新たに可能となり、実質的な増員効果が得られたものである。

### 少年課長

3 本年3月、少年課に児童虐待対策室を新設し、警察本部における対処体制を強化している。児童虐待が疑われるものかどうかの判断が難しい事案や、事態が急速に悪化したリ、潜在化したりする可能性があるなど、警察署の段階では判断が困難な事案も含まれている。児童虐待対策室は、こうした様々な児童虐待への対応について、幅広い知見や経験を有する職員が、24時間体制で、警察署による児童の安全を確保するための措置が迅速かつ的確に行われるよう、必要な支援、指導を実施している。また、警察署での児童の安全確認が困難な場合は、職員を警察署に派遣して支援を行うほか、児童の保護、児童相談所への通告・情報提供など取組を強化している。他部署との連携では、県警察と児童相談所との間で、虐待情報の共有に関する協定の締結、児童相談所と警察署を接続する児童虐待情報共有システムの運用による児童虐待情報の全件共有、児童相談所への警察職員等の配置、立入調査や臨検・搜索の合同訓練を行うなど、連携の強化を図っている。

### 高橋（稔）委員

定数外措置に対する予算措置はどのような形になっているのか。

### 警務課長

新たに15人分の予算措置をしている。

### 町田委員

- 1 行政報告書350ページの「(1) 特殊詐欺総合対策の推進」のうち、「ア 抑止対策の推進」について、金融機関等の水際防止対策や、被害が多い高齢者への広報啓発活動、コールセンター事業による注意喚起架電等の抑止対策を推進しているとのことだが、それぞれの具体的な内容と、効果がどの程度あったと捉えているのかについて伺う。
- 2 行政報告書351ページの「イ 地域安全活動の普及、促進」について、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地域の防犯活動が休止となっているという話を地域の方から聞いた。県全体では十分な防犯活動ができたのか。
- 3 行政報告書355ページの「ウ 公安委員会による認知機能検査及び高齢者講習の直接実施」について、認知機能検査を83,306人に実施、高齢者講習を19,643人に実施し、共に受入枠を拡大したとあるが、受講待ちの状況は改善されたのか。

### 生活安全総務課長

- 1 金融機関等の水際防止対策については、金融機関やコンビニエンスストアなど被害者と直接接する機会のある事業者等と連携し、だまされている可能性のある方に声を掛けてもらい、被害を水際で阻止する取組を継続的に行っている。高齢者への広報啓発活動については、戸別訪問やポスティングなど各種警察活動を通じて、特殊詐欺への注意喚起や犯人からの電話に出ないための対策を継続的に啓発している。コールセンター事業者については、特殊詐欺の犯人から前触れとなる予兆電話があった地域を中心に、今正に付近で犯人からの電話がかかっていることや、犯人からの電話を受けた場合の対応策を丁寧に説明して被害防止につなげている。次に、これらの対策の効果についてである

が、令和2年中の被害防止件数は1,215件で、前年と比較して289件、31%増と、令和元年から大幅に増加した。金融機関やコンビニエンスストアによる被害防止に加えて、家族や地域住民による被害防止もあり、各種対策の推進によって県民各層の防犯意識の向上が図られている。

2 県内の自主防犯活動団体数は、令和2年12月末現在で6,056団体と前年と比較して215団体増加している。新型コロナウイルス感染症の拡大防止によりパトロールの実施を控えるなど活動への影響が認められるが、多くの団体が感染防止の工夫を講じた上で活動していると承知している。県警察においても、短編動画を作成しYouTube等で配信するなどの広報啓発活動、日常生活に合わせて子供の見守り活動を行う「ながら見守り」の推進、埼玉県警察若年防犯ボランティア「クリッパーズ」との壁の落書き消し等の環境美化活動を実施するなどの感染防止に配慮した「防犯のまちづくり」を推進してきた。

### 運転免許課長

3 令和3年3月末の待ち日数は87.6日である。ピーク時の平成29年末の待ち日数は174日だったため、改善されている。

### 町田委員

特殊詐欺の犯人は、その時々々の時流に合わせて、巧妙な手口を考え詐欺行為を行うと思うが、令和2年度におけるコロナ禍での特殊詐欺の特徴について伺う。

### 刑事部参事官

新型コロナウイルス感染症に便乗した特殊詐欺については、令和2年から本年9月末時点までに2件の被害を認知している。1件目は昨年9月に発生したもので、被害の概要は市役所職員や金融機関職員を装った者から「新型コロナウイルス感染症の関係でお金が戻ります」、「使っている銀行はどちらですか」、「キャッシュカードを新しく交換する必要がある。」などと架電があり、キャッシュカードをだまし取られたものである。なお、この被害における受け子被疑者については職務質問により検挙している。もう1件は、令和3年3月に発生したものであり、被害の概要は市役所職員や金融機関職員を装った者から「新型コロナウイルス感染症の影響で国の制度が変わり、還付金が戻ります。」などと架電があり、現金をだまし取られたものである。また、新型コロナウイルス感染症に便乗した特殊詐欺の不審電話や不審メールに関する通報は、令和2年中39件、令和3年9月末現在5件を確認しており、令和3年中の通報のうち4件は新型コロナウイルスのワクチン接種に関するものである。今後も、その時々々の時流に合わせて新たな手口が発現した際には迅速に対応していく。

### 松坂委員

資料38「非行少年の実態と非行防止対策について」により、刑法犯・特別法犯の実態を把握できる。検挙後、保護観察処分等の方法があるが、再犯させないための方策について伺う。

### 少年課長

児童・生徒の理解力に合わせた非行防止教室を、小学校、中学校、高校で実施している。再び非行に走らせないための対策としては、立ち直り支援活動を実施している。再び非行

に走りかねない少年に対し、本人や保護者からの同意が得られた場合に、指導助言、学習支援活動、農業体験活動などの各種体験活動への参加を促し、少年の立ち直りを支援する活動を行っている。なお、活動に当たっては、地域の方々や少年警察ボランティアの協力をいただき、少年が社会との良好な結び付きができるような活動内容を選定している。

### 松坂委員

非行少年の実態と非行防止対策について、少年の再犯率はどの程度か。再犯からまた凶悪犯罪につながるようなケースはあるのか。

### 少年課長

令和2年中、刑法犯で検挙した14歳以上の犯罪少年1,132人のうち、かつて非行を犯した少年は425人で、再犯率は37.5%である。令和3年9月末現在、刑法犯で検挙した14歳以上の犯罪少年579人のうち、かつて非行を犯した少年は216人で、再犯率は、37.3%である。再犯から、更に凶悪犯につながるケースに関する数値は、統計を持ち合わせていない。

### 萩原委員

- 1 行政報告書354ページの、「(6)交通環境の整備」のうち「ア ゾーン30の推進」について、県内では多くの場所でゾーン30を実施しているが、どれだけ交通事故が軽減されているのか伺う。
- 2 ゾーン30が指定されるための要件について伺う。
- 3 ゾーン30を整備するまでの流れについて伺う。
- 4 「エ 信号機の整備」について、令和2年度は27基の信号機を新たに設置しているが、全体で何件の要望があって27基の設置に至ったのか伺う。
- 5 資料36に信号機の設置場所一覧があるが、この中で右折矢印信号機はどれだけ設置されているのか。
- 6 信号機のLED化について、令和2年度にLED信号機をどの程度整備したのか。

### 交通規制課長

- 1 平成27年度から令和元年度までの過去5年間に整備した152区域では人身事故の発生が整備前1年間で421件あったが、整備後1年間では370件となり、51件減、12.1%の減少であり整備効果が認められている。
- 2 小学校や中学校の通学路であること、公共施設があること、幹線道路が渋滞した際に生活道路を通過する車両が多くなること等の要件が必要である。
- 3 主に生活道路の区域を定め、その中に小学校や中学校の通学路がある場合や公共施設がある場合に、道路管理者と設置について協議を重ねながら決定している。
- 4 県民からの要望数は、535件である。
- 5 右折矢印信号機は全体で8基を整備している。
- 6 令和2年度末における整備割合は56.5%である。内訳については、車両用灯器が63.4%、歩行者用灯器が46.3%である。令和2年度中の整備状況については、車両用灯器1,428灯、歩行者用灯器296灯の合計1,724灯を整備している。

### 萩原委員

ゾーン30について、今後もこれまでと同様の考えで整備していくのか、新たな手法で

整備していくのか伺いたい。

### 交通規制課長

今後のゾーン30の方針については、警察庁からゾーン30プラスという物理的デバイスを積極的に活用したゾーン30を整備するよう通達があった。生活道路における最高速度30キロメートル毎時の交通規制と物理的デバイスの狭さくやハンプを適切に組み合わせて交通安全の向上を図るものである。本県でも警察と道路管理者が検討段階から緊密に連携して、これまで以上に物理的デバイスを整備できるよう、年度ごとに整備区域を決めていく方針である。

### 委員長

暫時休憩する。再開は午後2時10分とする。 (14:02)

( 休 憩 )

### 委員長

委員会を再開する。 (14:11)  
ほかに発言はあるか。

### 守屋委員

- 1 行政報告書354ページの「(6) 交通環境の整備」のうち「ウ 交通バリアフリー化対策の推進」について、歩車分離式信号機への改良57基と視覚障害者用付加装置の設置9基等の信号機改良を行ったとあるが、県民などからの要望に対しどのように対応したのか。
- 2 「エ 信号機の整備」について、県内に27基の信号機を新たに設置したとあり、これに対し県民からの要望が535件あったとのことだが、令和2年度中にどのように対応し、今後どのように対応するのか。

### 交通規制課長

- 1 県民からの要望については、各警察署で常時受理しているほか、毎年8月から9月にかけて県が主催している、埼玉県視覚障害者福祉協会などの各種障害者関係団体との話し合いの場においても、団体から要望を受理している。また、全ての要望に対して、設置の可否とその理由を口頭で説明している。今後も、要望者や団体からの意見要望をしっかりと伺い、障害者等が利用しやすい交通環境を整備するため、利用頻度の高い場所への整備に努めていく。
- 2 令和2年度中の県民からの要望数は535件である。これらの要望の中には、物理的な要件を満たしていないため設置できないものも多数ある。警察署で要望を受理した後は、全国統一基準の信号機設置の指針に基づき調査を行い、警察本部に上申している。その後、警察本部において専門的知見を持った職員が精査し、27基の設置が決定した。信号機設置要望に対しては、全ての要望者や市町村に対して、信号機の設置可否とその理由を口頭で説明している。市町村を通じた要望については、当該市町村に説明し、直接警察署になされた要望については、警察署を通じて要望者に対して説明をしている。今後も丁寧に対応していく。

## 守屋委員

信号機の整備について、物理的に設置できない場所が多いということだが、代わりにどのような対応を取ったのか。

## 交通規制課長

信号機の設置要望に対して物理的に設置できない場合は、代替する交通規制や、道路管理者と協議し要望場所の安全対策を検討している。

## 並木委員

- 1 運転免許センターで運転免許証の有効期限が新型コロナウイルス感染防止の観点から3か月延長になったが、延長措置をした人数を伺う。
- 2 交通事故の分析について、令和2年度からの新しい取組として、地理情報システムGISを使い、地図上に可視化するとともに、外部データとリンクさせ、その情報を道路管理者と連携しながら地域の特性に応じた交通事故防止対策に取り組んだとあるが、その成果がどのように発揮されたのか。また、地域ごとにどのような特性があったのか伺いたい。

## 運転免許課長

- 1 令和2年度の運転免許証の延長の取扱について、全体では154,708名で、運転免許センターで直接扱った人数は9,131名である。

## 交通総務課長

- 2 交通事故分析システムを活用した事例として、川越市内の高齢者居住地域と高齢者事故発生地点を地図上で重ね合わせて分析したところ、共に多い地域は駅沿線でスーパーマーケットや病院が立ち並ぶ住宅街であったことから、先行対策として高齢者世帯訪問を実施した。対策前の令和2年12月から令和3年1月までの2か月間と対策後の令和3年2月から3月までの2か月間を比較したところ、高齢者死傷者数が約3割減少し、特に75歳以上の死傷者が約6割減少した成果があった。その他地域についても、高齢者世帯訪問活動を実施したほか、令和3年6月28日に千葉県八街市で小学生複数名が巻き込まれる事故が発生した際は、県内の公立小学校806校に対し、半径1キロメートル以内の交通事故発生状況を資料化して提供している。

## 山本委員

行政報告書349ページの「(3) 施設の整備」について、越谷警察署の改築に向けた基本設計を実施したとあるが、越谷警察署の改築に向けた今後の進捗状況について伺う。

## 施設課長

令和3年度は新庁舎及び仮設庁舎の設計を進めており、令和4年度に仮設庁舎を建設し、令和5年度初めに仮設庁舎で運用を開始する予定である。その後、現庁舎の解体と新庁舎建設工事を令和5年度から7年度にかけて実施し、令和7年度の完成、運用開始を目指した計画としている。

**【説明者】**

安藤宏危機管理防災部長、澁澤陽平危機管理防災部副部長、内田浩明危機管理課長、  
武井裕之消防課長、山田勲災害対策課長、金子亮化学保安課長、  
山口芳正危機管理課危機対策幹

**【発言】**

**高橋（稔）委員**

- 1 行政報告書109ページの「(6)新型コロナウイルス感染症対策の取組」について、  
県本部会議を38回開催したとのことであるが、その対策は対処療法的なものであった  
ように思われる。戦略的な、先手先手の取組を行ったのか。
- 2 行政報告書114ページの「(6)消防団の活性化」について、女性や学生など多様  
な人材への加入促進を図るため消防団のPRを行ったとあるが、その取組の内容と成果  
について伺う。
- 3 事項別明細書説明調書の132ページ、133ページの消防防災費の不用額が約4億  
2,400万円と大きい。また、資料24の被災者支援事業費では、1億8,060万  
円の予算に対して約870,000円しか執行されていない。災害等万が一の際に使う  
ため予算を計上していると理解しているが、不用額が大きいので、予算の組み方、考え  
方について伺う。

**危機管理課長**

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染状況が落ち着いた段階で、法の要請とは別に、基本  
的な感染防止対策等をお願いしたケースがある。

**消防課長**

- 2 啓発品を作成し市町村に配布した。まずは消防団を知ってもらうことが重要であるた  
め、成人式等の機会にチラシを配布した。また、大学での加入促進を予定していたが、  
授業のオンライン化などで実施できなかった。成果としては、毛呂山町では埼玉医科大  
学に協力してもらい、学生の機能別団員制度を導入して団員が増えている地域がある。

**災害対策課長**

- 3 被災者支援事業費は、迅速に被災者の支援をするために、年度途中で予算が不足しな  
いよう、平成25年の越谷市、松伏町で発生した竜巻災害や、東日本大震災の被災状況  
を基に被災世帯数を想定して必要額を予算計上している。

**高橋（稔）委員**

消防団について、成果については新型コロナウイルス感染症の影響もあり乏しかったと  
いうことか。成果を測るものをどのように考えているのか。団員数以前のキーとなるもの  
を考えていかないと増えていかないのではないか。

**消防課長**

消防団員数はほとんどの地域で下がり続けている。その対策として若い世代に声を掛け、

団員の裾野を広げる取組をしている。学生に特化した消防団が県内4市町で設置されており、こうした取組を多くの市町村に取り入れてもらうことを一つの目標としている。

### 守屋委員

- 1 行政報告書104ページの「(2) 震災に強いまちづくりの推進」について、公共施設の耐震化率は令和2年度時点でどのようになっているか。また、どのような施設が残っているか。
- 2 行政報告書105ページの「(4) 地域防災計画に基づく事業の推進」のうち、帰宅困難者対策について、県内主要7駅の対策協議会で令和2年度にはどのような取組をしたのか。
- 3 資料14の避難行動要支援者名簿について、全ての市町村が作成済みで、自治体ごとに自治会や民生委員などが把握しているが、自治会の役員も高齢者が多く、実際に対応することが難しい。この状況に対し、県は市町村に対してどのように指導していくのか。

### 危機管理課長

- 1 令和2年度分は、消防庁の調査が未実施のため速報値については把握していない。耐震化が進んでいない主な建物については、県の施設については、現在99.9%で耐震化が完了しており、県立高校の体育館が1施設残っている。これは令和3年度中に工事が完了する。市町村については、公民館や体育館などの施設で耐震化が進んでいない。

### 災害対策課長

- 2 東日本大震災で多くの帰宅困難者が発生したことを踏まえ、7駅で対策協議会を設置し帰宅困難者への情報発信や一時滞在施設への誘導方法など帰宅困難者の混乱防止対策を検討し、実働訓練や通信訓練を実施している。令和2年度については各駅協議会とも新型コロナウイルスの影響で訓練が実施できず、大宮駅・浦和駅で行った情報伝達訓練を除いて書面開催となった。
- 3 名簿の作成は危機管理防災部が、名簿に基づく要支援者ごとの個別計画の作成は福祉部が中心となって取り組んでいる。個々の要支援者がどのように避難できるか、どのような支援者が対応するか、実効性の高い計画とすることが重要となる。今年5月に災害対策基本法が改正され、努力義務ではあるが、法律に基づく計画となった。県では法律の改正について説明会を行うとともに、7月には福祉部と共同で研修会を開いた。実効性の高い計画となるよう説明を行い、市町村への支援を図った。

### 守屋委員

帰宅困難者対策について、都内から自宅に帰れないケースや、長時間歩かなくてはならないケースも想定される。対策の強化をどう図っているのか。

### 災害対策課長

企業等に対しては、まずは一斉帰宅の抑制として、会社等にとどまるよう促している。買い物先などで被災しすぐに帰れない方に対しては、県も協力し市町村が駅周辺に一時滞在施設を開き、収容できる体制を構築している。また、徒歩帰宅訓練も行っている。会社等から自宅まで歩くことで、危険な場所、コンビニエンスストアやトイレ等の場所をチェックできるため、このような訓練について改めて実施を検討したい。

## 山本委員

- 1 行政報告書109ページの「3 防災体制の強化」の「(2)防災ヘリコプターの運行」について、最近、越谷防災基地で防災ヘリコプターの離着陸訓練を見かけないとの声があるがなぜか。
- 2 資料12「消防車両並びに職員の充足率」について、採用後退職される若い方が多いと聞いているが、県内の消防職員の退職状況について伺う。
- 3 資料17「令和2年埼玉県救急搬送状況」について、新型コロナウイルス感染症に対する職員の防疫費の対応状況を伺う。

## 消防課長

- 1 防災ヘリコプターの離発着により近隣のビニールハウスに被害が生じる可能性があるため、近年は越谷防災基地では離着陸訓練を実施していない。
- 2 令和2年度の消防職員の退職者は、定年退職者を含めて283人である。このうち30歳未満の退職者が60人と、約2割を占めている。
- 3 防疫業務手当は特殊勤務手当として条例を制定し支給するものであるが、現時点で県内27消防本部のうち26消防本部が制定済みで、手当を支給している。

## 山本委員

- 1 実際に災害が起きた場合のヘリコプターの活用についてどう考えているのか。
- 2 30歳未満の退職者がかなり多いと感じるが、退職の理由とそれに対する対策について伺う。

## 災害対策課長

- 1 防災ヘリが着陸できる飛行場場外離着陸場は、越谷市内には防災基地のほか、越谷東高校、河川防災ステーションがある。防災ヘリコプターが着陸して活動を行う必要がある場合は、場外離着陸場を使用する。なお、どうしても防災基地の近くで活動する必要がある場合には、平成14年に「災害時における越谷防災基地と県民健康福祉村の一体的な利用に関する覚書」を締結しており、県民健康福祉村の多目的大芝生広場にヘリコプターを着陸させるという選択肢もある。

## 消防課長

- 2 退職の理由は自己都合となっており、詳細な理由までは把握していない。

## 松坂委員

- 1 行政報告書109ページの「(2)防災ヘリコプターの運航」について、令和2年度に102回の出動があったが、この費用負担について伺う。
- 2 行政報告書114ページの「(6)消防団の活性化」について、消防団員の充足率が令和2年度で89.2%と少しずつ下がっている。団員維持のため、報酬や手当は重要であるが、令和2年度の報酬や出動手当の実態について伺う。

## 消防課長

- 1 山岳救助では、県内6か所を指定し、条例に基づき手数料を徴収している。5分当たり5,000円とし、昨年度は5件で280,000円を徴収した。
- 2 消防団員には、基本報酬と出動手当がある。基本報酬は年額での支払い、出動手当は

出動1回当たりでの支払いとなる。国の基準では基本報酬は基本団員で36,500円、出動手当は8,000円程度となっているが、出動手当については県内で基準を下回っている市町村もあり、今後の課題と考えている。

#### 松坂委員

県外出動が44件とあるが、県外出動時の場合は請求しているのか。

#### 消防課長

県外出動の場合は、近隣県との相互応援と、国からの要請で出動する緊急消防援助隊等の二つのパターンがある。昨年度は7月豪雨災害で長野県に緊急消防援助隊として出動した際、人件費で83,620円、燃料費で136,904円、合計230,124円を国からの歳入として計上した。

#### 並木委員

- 1 令和2年度に危機管理防災センターの大型映像装置を改修しているが、災害や風水害以外に利用しているのか。
- 2 埼玉版FEMAで災害ごとのシナリオを作成しているとのことだが、変電所火災や帰宅困難者対策など、交通トラブルのような不測の事態に応じたシナリオは作成しているのか。

#### 危機管理課長

- 1 令和2年度中は、新型コロナウイルス感染症対策に係る県本部会議での使用が中心であり、それ以外の使用はほとんどなかった。
- 2 令和3年度は風水害についてのシナリオをある一定程度完成させたいと考えている。令和4年度は対象を地震に広げ、その地震のシナリオの中で交通途絶なども盛り込んでいけるように考えていきたい。

#### 並木委員

県本部会議以外では全く使っていないということか。

#### 危機管理課長

危機管理防災部内での会議などでは使用している。

#### 萩原委員

- 1 資料20「県の防災資機材の備蓄状況」について、防災拠点校の選定基準はどうなっているのか。
- 2 備蓄している食料品には賞味期限があると思うが、どのように対応しているか。
- 3 マスクやアルコールなど新型コロナウイルス感染症対策に関わる備蓄の状況はどうなっているのか。

#### 災害対策課長

- 1 教育局が選定しており、把握していない。
- 2 フードロスの問題から、フードパントリーでの引き受けや、個食であればイベントや訓練での配布、50食入りのものは活用が難しく家畜の餌に回すなど、なるべく廃棄を

しないようにしている。

- 3 令和2年6月定例会の補正予算で、マスク、アルコール、段ボールベッド、間仕切り、非接触型体温計等、昨年の途中から備蓄を始めた。資料20には、備蓄の代表的なもののみを記載したため、新型コロナウイルス感染症対策用の備蓄物資は記載していない。

#### 萩原委員

- 1 防災拠点校について、選定基準は危機管理防災部でもきちんと把握をすべきであると思うがどうか。改めて、教育局と連携した対応について伺う。
- 2 新型コロナウイルス感染症対策に関わる備蓄は、補正予算を組んだものであるため、資料を要求し詳細を把握したい。

#### 災害対策課長

- 1 所管は教育局になるが、今後、教育局との連携を図っていくためにもしっかりと把握していく。なお、防災拠点校については、教育局と連携して、浸水想定区域にある拠点校について、現地調査を行っている。
- 2 資料20については、主なものを記載しており、昨年度の資料ベースで記載した。今後は、資料要求の趣旨を確認し、対応したい。

#### 危機管理防災部副部長

- 1 防災拠点校の選定については、当時、県立高校の中で、食堂施設がある、武道等が行われる量があるなどの基準で、教育局は38校選定したと聞いている。教育局に確認し、改めて報告する。

#### 委員長

萩原委員から県の防災資機材の備蓄状況等についての資料要求があったが、本委員会として要求することに異議はないか。

< 異議なし >

#### 委員長

異議なしと認め、そのように決定した。なお、資料については、提出があり次第、控室に配布しておく。

#### 委員長

暫時休憩する。再開は午前11時10分とする。 (11:02)

( 休 憩 )

#### 委員長

委員会を再開する。 (11:10)  
ほかに発言はあるか。

#### 関根委員

- 1 行政報告書109ページの「(5) 危機や災害ごとの役割分担や対応要領の明確化」

について、令和2年度に埼玉版FEMAの訓練を風水害について4回行ったとのことだが、それぞれの詳細と課題や成果について伺う。

- 2 「3 防災体制の強化」の「(1)大規模災害等に対する初動体制の確保」について、職員参集支援システムの導通試験の訓練の詳細を伺う。また、参集するときの交通手段を決めているのか。

#### 危機管理課長

- 1 訓練は4回実施し、第1回は「大規模停電時の電気施設復旧」、第2回は「緊急避難場所における避難者の人命確保」、第3回は「高齢者福祉施設の浸水被害への対応」、第4回は「給水需要と給水能力の整理」をテーマに4回の図上訓練を行い、延べ55機関122人が参加した。訓練を行う中で、例えば応急給水の需要をどのように把握するのか、自衛隊の災害派遣要請にはどのような手続が必要か、給水車を受け入れるに当たって留意すべき事項など、他機関との連携上の課題を共有することができた。また、訓練で生まれたつながりを基に高齢者福祉施設と東京電力の間で個別の検討会が立ち上がるなどの成果も見られた。
- 2 令和2年度は訓練を7月15日、1月18日の2回実施した。登録している職員にメールを送付し、参集場所、自分や家族の安否、自宅周辺や道路の被害状況を入力することとなっている。登庁手段については、事前に申告してもらっている。

#### 関根委員

- 1 埼玉版FEMAの成果は最終的には災害対応にどのように活用していくのか。
- 2 職員参集支援システムに課題はあるか。

#### 危機管理課長

- 1 埼玉版FEMAは訓練を繰り返すことで課題が出てきて、ある意味終わりはないが、シナリオがある一定程度完成した時点でシステムに載せるなどして、関係機関が共有できるようにしていく。さらに、訓練や実災害を通してシナリオを常に更新していく。
- 2 登録率が職員全体の93.3%である。登録は強制ではないため、一定程度の割合登録できていると考えている。また、訓練の実施とともに千葉県北西部の地震の時もシステムでメールが配信され、初動要員等が回答しており、システム自体は上手く稼働していると考えている。

#### 西山委員

- 1 防災拠点校は避難所を兼ねているのか。
- 2 備蓄品一覧で、段ボールベッドの記載がないが、体育館等で避難をする場合は必需品だと思う。備蓄していないのか。
- 3 物資の移送は誰がどのように行うのか。
- 4 職員参集支援システムについて、震度での参集基準や人数はどのようになっているのか。また、令和2年度の実災害での職員参集は何回あったのか。

#### 災害対策課長

- 1 ほとんどの県立高校が市町村と覚書等を結び、避難所として選定されている。
- 2 段ボールベッドについても、感染防止対策として補正予算が組まれ、その品目の一つとして備蓄をしている。

3 基本的にはトラック協会や運送会社に依頼をし、県の備蓄物資を輸送してもらうことになっている。

#### 危機管理課

4 県内で震度5弱以上を観測した場合、5分以内に自動で登録職員へメールが配信される。実災害では令和3年2月13日の福島県沖の地震の際に、埼玉県北部で震度5弱を観測したため、システムで登録職員約10,000人に対して44秒で配信した。この場合は情報収集体制のため、各所属の初動要員等が必ず入力し、それ以外は任意であり、10,075人に送信し3,281人が回答をした。また、情報収集体制での県全体の職員の動員基準は335人となっている。

#### 西山委員

防災拠点校が避難所であれば、そのまま備蓄品を使うと思うが、拠点校ごとの備蓄の基準は具体的にどうなっているか。

#### 災害防災課長

県全体の備蓄については、首都直下地震の被害想定に基づく避難者数をベースに、その3日分を県と市町村で半分ずつ折半した量を目標値として備蓄している。

#### 西山委員

各学校に食料、毛布、ベッド等が全て3日分ずつ備蓄されているという理解でよいか。

#### 災害防災課長

市町村の分は市町村で備蓄している。県の備蓄については防災基地や防災拠点校、さいたまスーパーアリーナ、埼玉スタジアム2002などに置いている。スペースの問題もあるので、トータルで考えている。

#### 西山委員

防災拠点校は避難所であり、そこには避難者がいる。輸送するのではなく、そこに物資がなければいけないと考えるが、それぞれの防災拠点校について、備蓄品の量は十分なのか。

#### 防災対策課長

市町村が防災拠点校を避難所として開かない場合もあり、その場合は防災拠点校の物資を他の避難所へ持っていき活用する。県の備蓄物資については、全体で考えており、防災拠点校の物資を防災拠点校だけで使うという考え方ではない。

#### 西山委員

災害時に地域で融通し合える体制が整っていなければ物資の融通は難しいと考える。それぞれの学校に3日分の物資が置いてあるという考え方が一般的だと思うが、県の考え方は異なるということか。

#### 災害対策課長

市町村は小中学校等の避難所に一定の備蓄をしている。県は主に防災基地に備蓄をして

いて、発災後、要請があるところに物資を供給するという体制を敷いている。道路事情などの懸念はあるかもしれないが、県内に2,000以上の指定避難所があり、その全てに最初から置いておくという考え方はしていない。

### 新井委員

行政報告書112ページ、113ページの「5 消防行政の推進」のうち「(4) 消防広域化の推進」について、県の計画では7ブロックに分けているが、現状は14消防本部については単独消防本部となっている。県は広域化を促す立場で取組をしていると思うが、対象の市町村に対してどのような働き掛けを行ったのか。

### 消防課長

単独の消防本部には個々に聞き取りを行っている。現在は上尾市消防本部と伊奈町消防本部が広域化に向けて進んでいる。すぐに広域化することは難しいため、消防本部に意見を聞き、動きがあれば対応していく。

### 新井委員

広域化することで、初動体制の強化、効率的な部隊運用、職員の適正配置、財政基盤の強化、高度資機材の整備、職員のローテーションなど、デメリットよりメリットの方が上回ると思われるが、市町村間で何らかの事情があって、広域化できないということがあるのか。

### 消防課長

過去に消防広域化をしない選択をした市町村は、地域住民の合意の上で判断をしたが、現在までにその判断を変えるだけの状況の変化がない。消防指令装置の更新に高額な費用がかかることが消防本部の共通の課題であるため、消防広域化を進めていくための切り口として、消防指令装置の共同運用を推進していく。

## 【説明者】

板東博之産業労働部長、目良聡産業労働部副部長、山野隆子雇用労働局長、  
藤田努産業労働政策課長、大熊聡商業・サービス産業支援課長、  
近藤一幸産業支援課長、齊藤豊先端産業課長、小貝喜海雄次世代産業幹、  
秋山純企業立地課長、番場宏金融課長、島田守観光課長、田中健雇用労働課長、  
檜山志のぶ多様な働き方推進課長、益城英一産業人材育成課長

新里英男労働委員会事務局長、後藤安史労働委員会事務局副事務局長兼審査調整課長

## 【発言】

### 松井委員

- 1 行政報告書216ページの「ウ 県内企業と若年者等のマッチングの拡大」について、企業と大学の交流会に141企業と28大学が参加したとのことだが、成果はどの程度あったのか。
- 2 行政報告書222ページ「5 新たな産業の育成と企業誘致の推進」の「(1)次世代産業・先端産業への参入支援」で、先端産業創造プロジェクトは平成26年度の開始から8年を迎えるが、これまでにどのような成果が出ているのか。また、有識者会議の開催において、プロジェクトについて有識者から助言を得るため会議を開催したとあるが、助言の内容を伺う。
- 3 行政報告書225ページの「(3)企業誘致活動の実施」の「ア 企業ニーズに対応した企業誘致活動の実施」について、企業立地件数は2年度53件で昨年より若干下がっているが、その理由は何か。また、5か年計画の令和3年度までの目標数を達成しているが、今後の目標をどう立てるのか。
- 4 行政報告書229ページの「サ 中小企業の事業継続計画(BCP)策定支援」であるが、相談件数132件に対して策定支援が28件であり、相談件数の割に策定支援が少ないと思うが、策定支援に至らなかった理由は何か。
- 5 行政報告書232ページの企業の海外展開への支援については、令和2年2月定例会で附帯決議を付した内容であるが、ジェットロ埼玉とサポート拠点、埼玉県産業振興公社でどのような役割分担を行い、県内企業を支援しているのか。
- 6 「ジェットロ埼玉貿易情報センターと連携して課題解決を図った」とあるが、どのような課題が寄せられているのか。
- 7 ベトナムサポート拠点及び埼玉デスクの相談件数が多くなっている理由は何か。

### 雇用労働課長

- 1 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、大学新卒者を採用したい企業は採用に向けてのアピールの機会が失われた状況であった。そのため、令和2年11月に行われた交流会には多くの企業が参加し、積極的な交流が行われた。大学のブースに企業担当者が訪問する形式で開催し、多い大学では47社との面談、延べ931回の面談が行われ、理系大学を中心に時間内に面談しきれないほどの盛況となった。企業及び大学からは大変良い機会だったと好評であり、この交流会を機会に大学との関係を構築していきたいといった声を聞いている。県ではこうした県内企業を、県が作成する就職ガイ

ドブック「就活に役立つ埼玉県企業ガイド」に掲載していくほか、新卒者向けの合同企業面接会に参加していただき、県内企業への県内大学生の就職を促進していきたいと考えている。なお、交流会は企業が求人を出す前の段階であり、実際に参加した企業に大学生がどの程度就職したかの調査は行っていないが、この後実施した大学内での面接会やインターンシップを通じて3名の就職が決まったという事例を把握している。

### 先端産業課長

- 2 先端産業創造プロジェクトでは、企業の稼げる力を高めていくため、平成26年度から医療・ヘルスケアなど重点5分野に対して支援を行ってきた。企業向け補助金の実績としては、令和元年度までに支援した124件のうち72件で製品化しており、着実に製品化が進んでいると考えている。また、プロジェクト全体の令和元年度までの累計売上高は約9億4,000万円に達している。具体的には、難聴者の聴力に大きく貢献する新構造のスピーカーユニットに関連する売上げが拡大しているほか、ヒトの毛髪を縦にスライスする薬物検出前処理装置の製品化などで売上げが上がっている。有識者会議からは、先を見た助言として先端産業の支援の方針や手法などについて助言をいただいている。令和2年度は、11月26日に有識者会議を開催し、今後の先端産業支援に対する考え方などについて意見をいただいた。

### 企業立地課長

- 3 立地件数は経済状況の影響を受けることが多い。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響から、計画を見送ったり、中断・中止したりしているケースもあり、令和元年度を下回ったものと考えている。また、5か年計画における250件の数値目標をクリアしているが、県内経済への波及効果が非常に高いため、1件でも多く上積みを図る。
- 5 附帯決議を受け、令和2年度にサポート拠点を利用した企業や県内企業を対象とした調査などを実施し、サポート拠点に対する企業ニーズや利用状況、進出企業を取り巻く状況の調査を行った。その結果、上海のサポート拠点は廃止することとし、ベトナム・タイは令和3年度以降も存続させることとした。存続するサポート拠点では、ジェトロのサービスを最大限利用することを基本としつつ、ジェトロでは行っていない駐在員のトラブル対応や視察代行など、きめ細かいサービスを提供することにより、県内企業の海外ビジネスを支援していくこととした。一方、国内では、ジェトロ埼玉が貿易投資相談や、セミナー・商談会の開催、展示会出展支援などの役割を担い、埼玉県埼玉県産業振興公社では、有望案件を掘り起こしてジェトロへつなぐといった役割を担っている。
- 6 特に中小企業では、海外にビジネスを展開しようとしても、人材やノウハウが不足していることがある。そこで、セミナーなどによる情報提供、貿易投資相談、専門家による伴走型支援や商談会開催等を行い、県、公社及びジェトロ埼玉が連携し、企業の状況に応じて課題の解決を支援している。
- 7 県内企業を対象とした海外拠点に関する意向調査を実施したところ、ベトナムは、今後進出したい国で第1位であった。また、埼玉県内に本社を置く企業が5番目に多いため、企業のベトナムでのビジネスに対するニーズが高いことが、ベトナムにおける相談件数が多くなっている理由と考えられる。また、ベトナム政府内に設置した埼玉デスクでも相談対応していることも理由の一つである。

### 産業支援課長

- 4 相談件数については、埼玉県埼玉県産業振興公社が受けた件数を記載している。事業

継続計画、すなわちBCPの導入に当たっての一般的な問合せや策定方法、策定手順といった基礎的な部分からの相談となるので、件数は多くなっている。策定支援につながらなかった理由については、企業に確認したところ、「策定するための人材が確保できない」、「通常業務を優先していきたい」、「会社内部の賛同を得られない」などの理由であった。BCPの重要性について、引き続きセミナーの開催等により啓発を図っていく。

## 松井委員

サポート拠点の支援について、県の独自性は何か。

## 企業立地課長

ジェットロでは対応していない駐在員の生活面やビザなどに関する相談や、現地の工業団地等の視察代行、現地情報の収集・整理・提供などを実施している点である。

## 町田委員

- 1 行政報告書217ページ「エ 労働相談の実施」について、新型コロナウイルス感染症に関連した労働相談が944件あったが、労働者側、使用者側にそれぞれどのような相談があったか、内訳を含めて伺う。
- 2 行政報告書235ページ「ク テレワークの推進」について、県内中小企業等のテレワーク導入を推進するため、補助金制度等による財政的な支援を行ったとあり、236ページに詳細が記載されている。テレワークの環境整備に対する補助金と導入企業への奨励金との2種類があり、奨励金の方は、申請受付を始めてすぐに枠が埋まるほどのニーズの高さだったと聞いているが、環境整備に対する補助金は、想定していた枠まで年度内に申請数が達しなかったと聞いている。県として、この状況をどう捉えているのか。
- 3 行政報告書241ページ「(8)とくとく埼玉！観光応援キャンペーン」については、G・O・T・Oトラベル事業の停止に併せて事業停止となったが、停止後に事業者からどのような意見があったのか。
- 4 観光クーポンが利用できる登録事業者数と種別について伺う。
- 5 観光クーポンの利用状況や、利用された店舗や用途の内訳について伺う。

## 雇用労働課長

- 1 新型コロナウイルス感染症に関連した労働相談944件のうち、労働者からの相談は790件、使用者からの相談は63件であった。残り91件はどちらか不明な内容だったものである。相談内容で最も多かったのは休業手当など賃金に関する相談で310件あり、割合にして32.8%、次に解雇や退職勧奨に関する相談が100件で10.6%、労働時間や休日などに関する相談が94件で10%となっている。具体的な相談内容については、労働者からは、休業手当が正社員にしか支払われない、アルバイトやパートが退職させられた、シフトが減らされたなどの相談があった。使用者からは、イベントの中止に伴い休業する場合に休業手当の支払いが必要か、感染の疑いがある人あるいは濃厚接触者を自宅待機させる場合に休業手当の支払いが必要か、などといった相談があった。

## 多様な働き方推進課長

- 2 補助金と奨励金という二つの制度の申請動向に一番大きな影響を与えたのは、募集時

期の違いであると考えている。奨励金の申込み受付日は令和2年5月18日であり、最初の緊急事態宣言が発出される中、多くの企業がテレワークを導入するために利用できる制度を探して申請したものと考えている。一方で、補助金の募集開始は令和2年7月27日であり、比較的感染状況が落ち着いていたことから、奨励金ほどの申請の動きはなかったものと考えている。結果的に、補助金の受付を令和3年3月22日まで伸ばしたのだが、令和3年1月に再度緊急事態宣言が発令されて以降、申請が大幅に増えている。こうしたことから、補助金等の申請動向は感染状況に大きく左右されると考えられる。これは、テレワーク導入の目的が新型コロナウイルス感染症対策のみとなってしまうことが大きな要因と推測される。就職先を選ぶ際に、テレワークができるかを重視するという風潮も出てきているので、人材確保の観点からもテレワークの導入が重要になってきている。県としては、ポストコロナにおいて、感染症対策としてのテレワークから企業価値を高めるためのテレワークへと意識変革が求められると考えており、企業ニーズの変化に対応した支援を行っていく。

#### 観光課長

- 3 大変残念だが新型コロナウイルス感染症の状況から鑑みるとやむを得ない、状況が良くなった場合には早期に再開してほしいとの意見があった。
- 4 10月20日現在で1,460店舗である。最も多いのは飲食店である。その他、土産品店、旅館・ホテル、ガソリンスタンド、レンタカー、ドラッグストア、コンビニエンスストアなど非常に幅広い業種となっている。
- 5 55,335人配布し、使用された金額は1億2,700万円ほどである。実際にはクーポンの額面以上の買物が行われており、クーポン使用額以上の効果があったと考えている。利用内容は、前述の幅広い対象店での買物や食事である。

#### 町田委員

- 1 環境整備に対する補助金の要件が厳しく、申請が難しいという声も聞いているが、どのように考えているのか。
- 2 とくとも埼玉！観光応援キャンペーン事業実施の中で、課題となったことは何か。

#### 多様な働き方推進課長

- 1 奨励金と異なる補助金の要件としては、用途をテレワーク環境整備に要する費用に定めているという点がある。ただし、奨励金の用途について、追って調査したところ、テレワーク導入に対する費用に充てられており、要件に違いはないと考える。また、補助金ではテレワークを就業規則に定めることを要件としていたが、これは、将来的に継続してテレワークを実施していただくために必要なものと考えている。一方で、奨励金では実際にテレワークを実施することを要件としていたが、補助金ではそこまで求めている。一概に補助金の要件が厳しいとは言えないと考えている。

#### 観光課長

- 2 対象店が多い方がクーポンの魅力と価値を高めるので、対象店を増やすことが課題と考えている。当事業は11月1日から再開したが、参加希望店舗は再開前よりも100店舗程度増えている。

## 委員長

暫時休憩する。なお、再開は午後2時5分とする。(13:59)

( 休 憩 )

## 委員長

ただ今から、委員会を再開する。(14:05)  
何か発言はあるか。

## 渡辺委員

- 1 行政報告書216ページ「(3)中高年齢者の再就職活動の支援」のうち中高年齢者向け職業訓練の実施について、民間教育訓練機関を活用した職業訓練のIT分野の就職率が63.5%となっているが、どのような内容の訓練が行われたのか。
- 2 IT分野は人材不足のため、能力があれば高い確率で就職が可能と考えるが、実際には就職に結び付いていない。市場に求められる能力と訓練で提供できている能力にギャップがあると思うが、求められる能力を身に付けさせる訓練が行われているのか。
- 3 埼玉デスクと同様のデスクは、他の自治体も設置しているのか。

## 産業人材育成課長

- 1 IT分野の訓練は職業訓練の中でも規模を拡大しており、内容は、基礎的なコースから、応用、専門などレベルに幅を持たせて実施している。基礎的なものはパソコン操作の経験が乏しい方向けであり、応用、専門については、ビジネスソフトの活用や、プログラミングの基礎などを実施している。
- 2 応用や専門など、レベルが高くなるにつれて、就職率も高くなる傾向にあるが、基礎の受講については、漠然と事務職を希望する人が多い印象がある。IT分野の訓練は重要であるため、専門的なレベルの高い講座に力を入れて、訓練メニューを考えていきたい。

## 企業立地課長

- 3 本県のほかに自治体として設置しているのは、新潟県と愛知県である。そのほか、関西経済連合会が関西デスクとしてベトナム政府内にデスクを設置している。

## 渡辺委員

IT分野の訓練について、今後、応用、専門に力を入れていくと、それは就職にかなりつながっていくと思う。しかし、基礎的な研修について就職率が少しでも上がるのであれば実施する意味があるが、無いのであれば初歩的なことをわざわざ研修してもあまり意味がないと思うどうか。

## 産業人材育成課長

職業訓練は、本人の希望と現在のスキルを勘案して、ハローワークが受講指示を出して、訓練を受ける形になっている。就職率が高いものを目指して実施すべきものと考えており、ハローワークとの連携を深め、幅広く高度なものにつながるような訓練メニューを用意して、実施していきたい。

## 松坂委員

- 1 行政報告書220ページに係る資料41の障害者雇用総合サポートセンターの実績について、訪問企業数734社、雇用につながった件数が333社、529人となっているが、全体的な雇用率はどうだったか、採用後の離職率はどうなっているか。
- 2 行政報告書226ページに係る資料40の経営革新計画による企業支援について、専門家派遣の計画策定支援、フォローアップ支援に関し、県実施分・商工団体補助分の実績額は幾らか。また、フォローアップについては承認企業の任意だと思うが、数が少ないと思われ、増やす工夫や支援はできないのか。

## 雇用労働課長

- 1 令和2年度の県全体の障害者雇用率は2.3%であり、法定雇用率の2.2%を上回っている。令和2年度の雇用者の定着状況は集計中であるが、令和3年9月末現在で89.5%の方が引き続き就労している。平成29年の国の調査では定着率は58.4%であり、障害者雇用総合サポートセンターの支援の有効性が示されていると考える。

## 産業支援課長

- 2 専門家派遣の令和2年度の実績額について、県実施分は計画策定支援とフォローアップ支援を合わせて774万円、商工団体補助分は2,742万5千円となっている。令和2年度の実績としては、フォローアップ支援及び計画策定支援について手を挙げた企業には全て対応している。一方、計画を作ってもなかなか実行できないという企業は多く、フォローアップ支援について掘り起こす必要があると考えている。

## 松坂委員

全体の求職者の人数はどのくらいか。

## 雇用労働課長

埼玉労働局によると、令和2年度の新規求職申込み者は10,260人となっている。

## 萩原委員

- 1 行政報告書234ページの表に記載されている中小企業制度融資の実績のうち、新型コロナウイルス感染症対応資金の申込み件数は何件か。このうち融資実行とならなかったものについて、その理由を伺う。
- 2 本資金の申込みは令和3年3月31日で終了となったが、その理由を伺う。
- 3 米中貿易摩擦などの影響で厳しい経営環境にあった中で、さらに新型コロナウイルス感染症の発生で打撃を受けた事業者が多かったと思われる。そのような事業者に対して、制度融資でどのようなメニューを設けて対応していたのか。
- 4 行政報告書の234ページ「強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議の設置」について、昨年度、4回の開催に至った理由を伺う。また、それを踏まえて早急に取り組むべき事項を5項目取りまとめたが、それらの対応状況について併せて伺う。

## 金融課長

- 1 県では、感染症の影響を受けた事業者の金融支援として、新型コロナウイルス感染症対応資金に加え、経営安定資金と要件緩和型経営安定資金の三つの資金で支援を行っている。令和2年4月から令和3年3月末までの3資金を合わせた申込み件数は71,2

52件、このうち融資実行となった件数は63,170件、差し引き8,082件が融資実行とならなかった件数である。融資実行とならなかった件数には、申込み者が申請を取り消した件数も含まれている。新型コロナウイルス感染症対応資金は令和2年5月に創設した資金であるが、当初は3年間無利子かつ保証料ゼロと事業者負担の少ない資金となっていたため、4月以降に融資申込みをした後、申込みを自ら取り消し、改めて新型コロナウイルス感染症対応資金への申込みに振り替えた事例も少なからずあったと聞いている。その他、融資であることから金融機関や保証協会の審査があり、企業の経営状況などを踏まえ、融資に至らなかった事例がある。

- 2 新型コロナウイルス感染症対応資金は、令和3年3月31日で終了となった。無利子資金は、感染症の影響を踏まえ、当初は政府系金融機関で実施していたが、申込みが殺到したため県制度融資を通じて民間金融機関でも取扱いができるようになったものである。事業者の資金繰りが落ち着いたことなどから、県制度融資での申込みは終了となったが、政府系金融機関では令和3年12月末まで取扱いを行っている。
- 3 感染症発生前は、経営安定資金及び要件緩和型経営安定資金の融資枠を十分に確保し、売上げが減少している事業者への資金繰り支援として対応を行っていた。

### 経済対策幹

- 4 令和2年度は4回会議を開催し、1回目は五つの柱について議論することをまとめた。その上で、ワーキングチームを立ち上げて5項目について検討・提言することを求め、2回目で中間報告を行った。その中間報告を受けて、具体的な取組についてワーキングチームに指示をし、3回目は、具体的な取組内容を取りまとめ、戦略会議において意見を加えながら了承を得た。4回目は、その取組の実施状況について報告し、意見交換を行った。主な取組としては、販路の拡大について、飲食店等のためのお持ち帰りグルメ応援サイトを開設、オンライン取引が重要なため彩の国ビジネスアリーナをオンラインで開催、デジタル化の推進としてテレワークが大きな注目を集めたことから、埼玉県テレワークポータルサイトを設け、テレワークに取り組む企業などを支援した。

### 萩原委員

先が見えない状況の中で会議を開催してきたが、実際に事業を行ってどのような効果や課題があったのか検証しているか。

### 経済対策幹

それぞれの団体ができることを取り組んできたが、その中には実績が上がらない取組もあった。今年度に入っても、感染が再拡大する中で、引き続きどういった取組が必要となるのか、今年6月と7月に戦略会議を開催し、例えば業種別で観光業、飲食業、外出自粛で影響を受けている業者に対する支援が必要であるとか、全般的なテーマとして、事業拡大・事業再構築、DXの推進が必要である等九つのテーマを定めて、整理を行った。

### 萩原委員

その九つのテーマは的を射ているのか。

### 経済対策幹

今年度については、県の新型感染症専門家会議に各経済団体から経済委員として参加していただいている。その経済委員に、感染状況を踏まえた上で、どういった経済対策が効

果的なのか提言をいただき、九つのテーマに取りまとめた。それを戦略会議に諮り議論を深めたところである。現在進行形で取り組んでいるので、課題等が出てきた場合は、その内容を見定めながらしっかりと対応していきたい。

### 守屋委員

- 1 ハローワーク浦和、就業支援サテライト若者コーナーの就職支援で、就職できなかった人にはどのような理由があるのか。県内で就職できた人は何人いるのか。
- 2 若者自立支援センター埼玉の就職等移行者が337人となっているが、その後の対応はどうなっているのか。
- 3 資料要求17の地域別最低賃金の改定状況について、令和2年度を見ると埼玉県は928円であるが、東京都が1,013円、神奈川県が1,012円であることから、最低賃金が高い東京方面で働くことを選択する人が多くなることが危惧される。最低賃金の改定について県の考え方を伺う。
- 4 行政報告書の234ページ「(8)新型コロナウイルス感染症対策の推進」の「ア 埼玉県感染防止対策協力金の支給」について、申請書の不備などにより支払われなかった件数は何件あるか。また、「エ 事業継続及び事業再開に向けた取組を支援」について支給決定件数は出ているが、申請件数と支払いができなかった件数は何件ぐらいあったのか。

### 雇用労働課長

- 1 就職できなかった人には引き続き支援を行っているが、その多くは職業のミスマッチが原因で、事務職を希望する若者が就職に結び付きにくい状況になっている。埼玉労働局によると事務的職業の有効求人倍率は0.22倍と非常に狭き門となっており、若者コーナーでは若者の視野を広げ、他の職業への就職にも目を向けるようにキャリアカウンセリングやセミナーを行っている。就職状況については、不明の方が多いが、県内就職者は443人、県外就職者が366人、就職地が不明な方が335人となっている。
- 2 若者自立支援センター埼玉では、就職等移行者でも、希望者には引き続き支援を行っている。また、就職者については6か月後の状況を確認するとともに、その他の方には、1か月後、3か月後、12か月後の状況を確認している。支援が必要な方には施設の利用を促し、いつでも支援できる体制を敷いている。9月末現在、337人のうち244人が継続して支援を受けている。

### 多様な働き方推進課長

- 3 最低賃金は、国の中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、国が各都道府県に設置している公益代表、労働者代表、使用者代表により構成される地方最低賃金審議会において議論の上、各都道府県の労働局長が決定している。今回、最低賃金が大幅にアップされたところだが、引上げ額の根拠などが国から示されておらず、詳細は分かりかねる状況である。引き続き、最低賃金制度の趣旨や最低賃金額を、経営者や労働者にしっかりと周知する。

### 経済対策幹

- 4 埼玉県感染防止対策協力金については、令和2年度の第1期で不支給決定した件数は58件である。

## 産業労働政策課長

- 4 埼玉県中小企業・個人事業主支援金については、申請件数は58,470件でこのうち不支給になったのは1,005件だった。埼玉県中小企業・個人事業主追加支援金については、申請件数が33,799件で不支給は1,076件だった。埼玉県業種別組合等応援補助金については、81件の申請があり、32件を不採択とした。

## 守屋委員

- 1 若者コーナーの就職者1,144人のうち県内就職者は443人であり、県内で働くか、県外で働くかは賃金次第と思う。最低賃金の格差は大きな課題と考えるが、県の考え方を伺う。
- 2 埼玉県感染防止対策協力金については、不備があって支給されなかった方がいる。大変困っていて、私どもの方にも相談が来ている。それに対して、不備が何であったのか丁寧に対応をしてもらいたい。今までどういう対応をしてきたのか。

## 雇用労働課長

- 1 県では、企業人材サポートデスクを設置し、企業の人材確保を支援している。賃金などの雇用条件についても東京都の最低賃金なども考慮しアドバイスを行っているほか、若者から選ばれる企業となるよう雇用環境の面からも支援を行っている。

## 経済対策幹

- 2 不支給決定58件については、要請地域以外からの申請であるとか、飲食店営業許可が必須であるが許可証の確認ができないなど、要件を欠いている事例が多くあった。また、営業時間短縮の取組内容等が分かる書類を確認しているが、それを提出していただけない場合などは、審査時間が長くなっている。電話や郵送で依頼してきめ細かく対応しているが、どうしてもそろえられない方については、最終的に不支給決定せざるを得ない。

## 高橋（稔）委員

行政報告書225ページの「(3)企業誘致活動の実施」について、「交通アクセスの良さや首都圏の巨大市場の中に位置する本県の立地優位性を生かし、企業の様々なニーズに対応した誘致活動を行った」とあるが、企業の需要と、土地が用意されている等の供給とでは、どちらが多いのか。

## 企業立地課長

最新の状況ではニーズが246件、335ヘクタール寄せられているが、近々に欲しいというものから少し先を考えているものまで様々である。用地については、県の産業団地、民間の用地を含めて土地情報を収集している。最新値では204件、179ヘクタールであり、全てのニーズに応えられるだけの用地がない状況であるが、企業の状況を聞いて進めている。

## 高橋（稔）委員

向こう3年間に区切るような数字はあるのか。

## 企業立地課長

そのようなデータは持ち合わせていない。

## 西山委員

行政報告書222ページ「(4) 障害者に対する職業訓練の充実」について、民間教育訓練機関に委託して障害者の職業訓練を実施するもので、修了者132人で就職率が28.8%とあるが、この就職率についてどのように考えるか。

## 産業人材育成課長

低い数字であり、少しでも引上げていく必要があると考えている。

## 西山委員

委託先が受講者に対して、企業の紹介等、就職支援まで行うこととなっているのか。

## 産業人材育成課長

障害者向けの職業訓練についても、就職まで一貫したサポートを行っている。

## 西山委員

就職支援まで行っているとすると28.8%は低い。委託訓練を受けて意欲ある人たちをどのように就職に結び付けるかというところで、もう少しいろいろな工夫が必要であると思うがどうか。

## 産業人材育成課長

就職が上手くいかないケースを掘り下げて研究し、これからの改善につなげていきたい。

## 関根委員

- 1 立地企業に対する支援について、令和2年度は36件、6億4,417万1千円のインセンティブを与えているが、詳細について伺う。
- 2 補助金が交付された場合、立地を継続しなければならない期間などの定めはあるのか。
- 3 昨年の県政150周年1年前イベントで観光振興の取組は行ったのか。

## 企業立地課長

- 1 補助件数の36件のうち、業種別では製造業が31件、流通加工施設が5件であった。地域別では、県南が11件、圏央が15件、県北が10件となっている。
- 2 補助金交付後の撤退などに対する縛りはない。

## 観光課長

- 3 埼玉観光サポーターであるクレヨンしんちゃんからのメッセージ動画を放映した。

## 関根委員

この補助金は土地・建物に対する補助という扱いか。

## 企業立地課長

不動産取得税相当額に対する補助で、新たに土地1,000平方メートル、建物500

平方メートルの両方を取得することが原則である。土地のリースの場合は建物のみ対象としている。

#### 石川委員

- 1 旧栗橋町から草加市、越谷市を結ぶ埼玉ゴールデンルートについて、令和2年の予算特別委員会で質問した際、知事から「前向きに検討する」という内容の答弁があったが、検討状況について伺う。
- 2 自動車整備士は減少しており、人手不足や高齢化も進んでいる。高等技術専門校の自動車整備科の令和2年度の応募状況、合格者数、入校状況はどうなっているか。

#### 観光課長

- 1 明確にルートを指定した打ち出しは行っていない。縦のルートに限らず県内を周遊する取組の中で東部地域の縦のルートもPRしていきたいと考えている。例えば、令和2年度に実施したデジ玉スタンプラリーでは一番観光客が訪れたのは鷲宮神社であった。令和4年度は大河ドラマに関連したPRも可能かと思う。こうしたいろいろな取組を組み合わせて東部地域の観光振興を図る。

#### 産業人材育成課長

- 2 自動車整備科の令和2年度の実績は、熊谷校が、応募者数27人、合格者数25人、入校者数23人、春日部校が応募者数29人、合格者数25人、入校者数25人となっている。

#### 石川委員

- 1 昨日、東京都と連携した観光振興の取組について発表されたが、その取組の中でも、縦のライン、埼玉ゴールデンルートは取り上げられていくのか。
- 2 高等技術専門校のWEBで公開されている応募状況を見ると、令和3年度は上昇傾向にあるようで、春日部校においては定員を超え、定員いっぱい入校しているが、この状況を現段階でどのように捉えているか。

#### 観光課長

- 1 東京都との取組は観光地の連携ということで、都内からも埼玉県内に巡っていただくとうと検討している。埼玉と東京は人の行き来も多く、鉄道、道路の接続もよく、観光にも活用していただきたいと考えている。縦のラインという点では東武鉄道やJR宇都宮線などを活用しながら観光ルートを考えていきたい。

#### 産業人材育成課長

- 2 自動車整備科の実績のトレンドを見ると、熊谷校は平成28年度には1.52倍の実績倍率、春日部校は1.92倍と高い状況にあったが、この5年間で全体として実績倍率が下がり、令和2年度はそれぞれ1.08倍、1.16倍となっている。令和3年度は春日部校で1.52倍となっており、少し回復している。また、人手不足、高齢化というところで産業界の人材供給のニーズも高くなっていると認識している。一方で、全体のトレンドとしては下がっている部分があり、将来を見据えて適正な規模を考えていきたい。

## 並木委員

- 1 行政報告書212ページの産業技術総合センターについて 昨年度、北部研究所がガスクロマトグラフィーや味覚センサーを導入し、食品製造業者の新製品開発について支援をしていると思うが、成果について伺う。製品化に至ったものはあるか。
- 2 行政報告書211ページ「新たな産業の育成」について、令和2年度はスポーツの産業化をテーマに打ち出した。そこで、国内外の先進事例の調査や産業の状況調査を行っていると思うが、スポーツの産業化に対して市場拡大が見込まれる分野はあったか。
- 3 埼玉県物産観光館「そぴあ」については、駅構内など人の往来が多いところに移転すべきであると考えている。令和2年度の決算特別委員会では、移転も踏まえて検討するとの答弁があったが、検討状況はどうなっているか。

## 産業支援課長

- 1 味覚センサーについては、抹茶製品の味の分析やお酒の分析等に活用していると聞いているが、製品化まで至ったものはない。ガスクロマトグラフィーについては、小麦粉を使わない米粉のパンを製品化したと聞いている。

## 商業・サービス産業支援課長

- 2 令和2年度について、新型コロナウイルス感染症の影響によるスポーツイベントの中止や施設の営業停止など、スポーツ業界はかなり大きな影響を受けていたことから、当初委託による調査を予定していたが、正確な調査結果が見込めない状況であったため、委託調査を令和3年度に延期した。まだ調査結果は出ていないが、資料調査やスポーツ関連企業やプロ・アマスポーツチームへのヒアリング調査、企業アンケート調査を実施している。現在委託業者から受けている中間報告では、埼玉県には豊富なスポーツ資源があり活用の余地があること、企業がスポーツチームとの連携希望を持ちながらも連携の機会やスポーツビジネスへの参入ノウハウがない、といった調査結果が出ている。一方で、スポーツチームもIT企業との連携を希望しているというヒアリング調査結果もあるので、中間報告の段階ではあるが、スポーツとITを絡めた取組が有効との提案があった。

## 観光課長

- 3 大宮駅は利用者が多いことから移転場所候補として検討しており、大宮駅とも打合せを行っている。実際に出店するに当たっては、売上げや人を呼べるか等の条件がある。駅の改修など将来的な状況も踏まえて検討している。

## 並木委員

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で事業をほとんど実施しなかったとのことだが、スポーツ産業検討会議は今年度実施するのか。

## 商業・サービス産業支援課長

調査業務の企画提案の中で、各企業やスポーツ団体へのヒアリングを会議の代わりとする提案をした業者を選定した。また代替措置として、専門家の意見を踏まえながら、より良い施策を検討するという形に変えた。

## 【説明者】

関本建二保健医療部長、小松原誠保健医療部副部長、縄田敬子保健医療政策課長、岩中督埼玉県立病院機構理事長、表久仁和埼玉県立病院機構副理事長、高窪剛輔埼玉県立病院機構本部長、小口賢循環器・呼吸器病センター事務局長、井上浩がんセンター事務局長、千野正弘小児医療センター事務局長、築地良和精神医療センター事務局長

## 【発言】

### 関根委員

- 1 「令和2年度病院事業会計決算事業報告書」1ページの「ウ 経営状況」について、新型コロナウイルス感染症の影響で、医業収支比率が令和元年度から4.4ポイント低下し大変厳しい状況の中、収益確保やコスト削減の取組をどのように行ったのか、また、どのような成果があったのか。
- 2 薬品等の共同購入による費用の圧縮の内容について伺う。
- 3 「令和2年度病院事業会計決算事業報告書」33ページの循環器・呼吸器病センターの「1 事業概要」について、病床利用率が前年度と比較して15.3ポイント悪化しているが、新型コロナウイルス感染症患者の受入れによる影響をどのように分析しているのか。また、令和2年度の救急・高度専門医療への取組はどうだったのか。
- 4 「令和2年度病院事業会計決算事業報告書」41ページのがんセンターの3の「(2) 事業収入に関する事項」について、外来患者数が減少している中、医業収益の外来収益が約1億円増加しているが、その理由について伺う。
- 5 資料4「改善又は検討を要する事項」のうち、「医師定数の確保に努めること」について、令和3年4月1日時点で87名の医師を増員したとあるが、その詳細を伺う。資料によると、循環器・呼吸器病センターの定員充足率は71.3%、精神医療センターの定員充足率も80.0%となっているが、その確保の見通しについても併せて伺う。
- 6 精神医療センターの令和2年度の改修状況と、中規模改修の今後の見通しについて伺う。

### 埼玉県立病院機構本部長

- 1 収益の確保のため、高度・専門医療の提供体制の整備や地域医療機関との連携の強化を図ることなどにより新規患者の獲得に努めた。また、後発医薬品の使用を進め、共同購買組織を活用することにより診療材料コストの削減にも取り組んでいる。
- 2 各県立病院では、日本最大の共同購入組織である日本ホスピタルアライアンスに加盟し、割安な共同購入品目を積極的に採用することで費用の圧縮を図っている。共同購入品目に切り替えたことによる令和2年度の削減効果は、4病院の合計で約9,300万円である。
- 5 医師の確保が難しい中で、これまでも理事長を先頭に大学の医局を訪問し、医師派遣のお願いを行ってきた。令和3年度から地方独立行政法人化したため、その優位性を活用しながら引き続き医師の確保を進めていく。

### 循環器・呼吸器病センター事務局長

3 循環器・呼吸器病センターの新型コロナウイルス感染症患者の令和2年度の受入れ数は497人と、県内で最も多い数である。入院患者数は、令和元年度から16,943人減の77,516人で、17.9%の減少となった。また、手術件数は令和元年度から70件減の1,327件で、5.0%の減少となった。これらは新型コロナウイルス感染症患者の受入れに伴う病床制限、スタッフ確保のための手術制限等の影響によるものである。その結果、病床利用率の悪化につながった。救急・高度専門医療については、高度脳卒中医療の提供として、平成31年4月に開設した脳神経センターの取組において、令和2年度は手術件数が322件となり令和元年度から6件増加している。また、脳疾患として救急搬送された患者の受入件数が575件となり令和元年度から11件増加した。新型コロナウイルス感染症の対応をしながら県北の高度脳卒中医療の拠点として求められる役割を果たしたと考えている。一方、高度専門医療に関しては、カテーテルで心臓の弁を人工弁に置き換えるTAVIや、カテーテルによりクリップで弁を挟み、心臓の中での血液の逆流を抑えるMitraClipといった低侵襲の治療を実施した。令和2年度の実績は、TAVIが38件で令和元年度から6件減少しているが、MitraClipは18件と令和元年度から13件増えている。また、令和3年1月からは手術室とカテーテル室の機能を併せ持つハイブリッド手術室を1室増やし、脳神経センターの救急患者などに対応する手術で活用するなど体制を強化しているなど、高度専門医療についても、新型コロナウイルス感染症への対応と両立しながら行ってきた。

### がんセンター事務局長

4 新型コロナウイルス感染拡大に伴う受診控えの影響により、延べ外来患者数は前年度から8,348人減少し204,451人となっているが、一人一日当たりの収益は2,073円増加し、38,504円となったため、外来収益が約1億2,000万円増加した。一人一日当たりの収益が増加したのは、化学療法など診療単価の高い通院治療センターの利用者が増加したことなどの影響によるものと考えている。

### 精神医療センター事務局長

6 精神医療センターは開設から30年以上経過しており、改修工事を進めている。令和2年度については、第6病棟ナースステーションほか空調設備の緊急改修工事など、合計7回、総額約3,500万円の工事を行った。また、令和3年度は電話設備や病棟空調機の改修工事など約2億1,200万円の予算を確保し、対処療法的な工事だけでなく、予防保全的な工事についても実施していきたいと考えている。今後とも患者の安全確保と院内の良好な環境確保に努めていく。

### 関根委員

- 1 令和2年度の純損失は2億円程度と少ない印象であるが、その要因について伺う。
- 2 令和元年度から医師を87名確保できたことについて、どう考えているか。

### 埼玉県立病院機構本部長

1 新型コロナウイルス感染症の影響により医業収益が約23億円減少し、医業費用は約3億円増加している。本業の医業収支は約26億円悪化したことになる。新型コロナウイルス感染症の影響は大きかったといえる。一方、医業外収益が新型コロナウイルス感染症関連の補助金などで約23億円増額となり、令和元年度に小児医療センター解体費

用として特別損失に約6億円計上したものが今年度は解消された。これらを加味すると、経常損益は令和元年度から約6億8,200万円、純損失は令和元年度から約13億円の改善となった。

2 必要な医師を一定程度確保できたと分析している。しかしながら、より充実した高度専門医療を県民へ提供していくためには、引き続き医師の確保に努めていく必要があると認識している。また、今後も医師本人の留学やキャリアアップのための転職も一定程度見込まれるため、各病院とも引き続き医師の確保が重要であり、今後も県立病院の魅力を高めることで法人が提供する高度専門医療を支える意欲と能力の高い医師の確保に努める。

#### 町田委員

1 資料5-2「職員の定数、現員及び充足率」の「1 医師の定数・現員（常勤・非常勤）、研修医の数」について、医師の充足率が年々上がってきている。医師確保のため令和2年度は具体的にどのような取組をしてきたのか。

2 資料16「新型コロナウイルス感染症の影響」について、新型コロナウイルス感染症の影響で、県立病院の入院・外来とも患者数が大きく減少したとのことである。手術制限や診療制限のために一般診療が影響を受けてきたと思われるが、その影響を抑えるために県立病院としてどのような対応をしたのか。

#### 埼玉県立病院機構本部長

1 各県立病院では高度専門医療を提供していることから、従事する医師にも高度な技術・知識・経験が求められる。そこで、そのような医師に県立病院の魅力を感じてもらえるよう、各病院の受入れ環境として指導医や症例数が多いなどのアピールを積極的に行うことで医師確保に取り組んできた。

2 新型コロナウイルス感染症患者を受入れが一般診療に与える影響は大変大きいものであった。令和2年度は、循環器・呼吸器病センターをはじめとして、県立病院では一般診療を維持しつつ新型コロナウイルス感染症患者の受入れに尽力してきたところ、県内で新型コロナウイルス感染症の感染が拡大してきたため診療や手術のスケジュールを延期せざるを得ない状況も生まれた。もちろん、こうした手術の延期などは各患者の状況を医師が十分考慮した上で方針を決定しており、患者の状態を見極めながら適切な時期に必要な治療が行えるように、患者への影響が最小限となるように取り組んでいる。

#### 町田委員

手術の延期により患者に大きな影響があった事例はなかったか。

#### 埼玉県立病院機構本部長

手術延期による患者への大きな影響はなかったと認識している。

#### 守屋委員

1 令和2年度において「業務運営に関する中期目標と運営費負担金などの支援によって医療水準の向上を目指す」とあるが、新型コロナウイルス感染症の影響で入院患者数や外来患者数が減少しており、医業収支比率が4.4ポイント低下し72.4%となっている。病院運営も大変な状況であり職員の負担が重くならないか心配であるが、その点を踏まえて、中期目標についてどのように検討したのか。また、職員に過重負担になっ

ていないか。時間外勤務の状況についても含めて伺う。

- 2 消毒薬、マスク、防護服などの資材が不足する状況はなかったか。
- 3 改善又は検討を要する事項について、引き続き、医師定数の確保に努めることとあるが、医師の確保見通しはどうか。
- 4 改善又は検討を要する事項について、がんセンターにおいて、合併症対策のための診療体制確保についてはどのように検討したのか。

### 保健医療政策課長

- 1 中期目標は、令和3年度から令和7年度までの1期5年間に於いて法人が達成すべき業務運営に関する目標であり、知事が議会の議決を経て策定し法人に指示したものである。中期目標の策定に当たっては、県と各病院の副院長による会議において現場の意見を取り入れながら検討を重ねた。また、外部有識者からなる評価委員会の意見を踏まえた上で内容を決定し、令和2年12月定例会において議決されたものである。地方独立行政法人化後も病院機構が県の医療政策として必要とされる高度専門医療を提供し、県民の医療ニーズに応える良質な医療を提供するとともに、地域との連携により県の医療水準の向上に貢献できるよう支援していく。

### 埼玉県立病院機構本部長

- 1 職員の負担について、新型コロナウイルス感染症患者への対応は非常に多くの人手がかかる。また、昨年の発生の状況では高齢者施設でクラスターが多く発生しており、日常生活全般の介助が必要な患者を多数受入れた。職員の負担の軽減策として、防護服の暑さ対策のため、シャワーや白衣の着替えを用意したり、病棟の配置人数を増やしたりするなどした。更にメンタルヘルス対策として、相談体制の充実などを図った。令和2年度の病院職員全体の月平均時間外勤務は13時間となり、令和元年度より1.1時間減少している。新型コロナウイルス感染症の影響はあったが、時間外勤務という点では職員負担の圧縮が図れた。
- 2 令和2年3月から5月にかけてのいわゆる第1波の対応では、マスクなどの供給不足が著しかったが、病院の医療・衛生材料の調達を担う業者による確保や他業種が扱う同等の製品を調達するなど様々な手段を尽くし、枯渇することはなかった。
- 3 引き続き医師確保に向けて、地方独立行政法人の新しい制度などを最大限アピールして更に医師の確保を進めていきたい。

### がんセンター事務局長

- 4 がんセンターはがん専門病院であるため、心臓疾患、脳血管疾患、糖尿病などの重症疾患に対応できる専門のスタッフはいなかった。このため、がん患者が合併症を有している場合には、がん治療の前にこれらの疾患を治療するために他の医療機関を紹介し、場合によっては転院していただくこともあった。これまで他病院からの応援医師による循環器外来を行ってきたが、令和2年度から総合診療体制を整備することとし、4月1日付で担当の副院長を採用した。また、令和2年6月には感染症専門医師を採用し、8月からは糖尿病診療に関する応援医師を招へいし外来診療を開始した。そして令和3年度では、8月に内分泌代謝及び循環器に関する常勤医師も新たに採用し、合併症対策のための診療体制を拡充したところである。今後も県民のがん治療のニーズに応えるため、総合診療機能の充実に努めていく。

## 守屋委員

家族への感染に対する恐怖など、職員に対するケアはメンタルヘルス対策以外に行ったのか。また、新型コロナウイルス感染症対応を理由とした看護師の退職はあったか。

## 埼玉県立病院機構本部長

新型コロナウイルス感染症患者の受入れ初期は、病気の本質的な部分が分からず現場も戸惑っていたが、徐々に必要な防御措置により感染が防げるとの現場での認識が広がり、職員個人の精神的な負担は徐々に薄らいでいったようである。ただし、家族への感染を心配する職員もいるので、ホテルの借上げを行ったり、職員公舎を無料で開放したりすることで家族を含めたケアを行った。また、県立4病院の職員に新型コロナウイルス感染症対応を理由とした退職はなかった。

## 守屋委員

中期目標について再度伺う。中期目標は5年間の目標であるが、コロナ禍のように予想外の状況が何年も続く状況では当初の目標どおりにはいかないこともあると考えられる。そのような状況も含めて検討したのか。

## 保健医療政策課長

中期目標の検討に当たっては新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえている。中期目標では県の保健医療行政に積極的に協力することを定めており、県立病院では新型コロナウイルス感染症患者を非常に多く受け入れている。引き続き県立病院として県民の医療ニーズに応えていくようお願いしている。

## 松坂委員

がんゲノム医療について、令和2年度の治療実績とその効果について伺う。また、全国に医療中核拠点病院や医療拠点病院、医療連携病院が令和2年1月現在で206施設が指定され、全国どこでもがんゲノム医療が受けられるように体制づくりが進められているとあるが、現在の状況について伺う。

## がんセンター事務局長

令和2年度は、がん遺伝子検査を66件実施し、そのうち4件の患者に治験参加という形で新たな薬物治療を受ける機会を提供した。がんゲノム医療の効果として、これまでの治療方法では対応が難しい患者にも新たな治療の可能性が広がることが期待できる。がんセンターではより多くの県民にがんゲノム医療を適切に提供できるよう引き続き取り組む。がんゲノム医療の提供体制については、全国では令和2年度中核拠点病院12施設、拠点病院33施設、連携病院161施設の合計206施設であった。令和3年10月1日現在では、連携病院が令和2年度から22施設増加し、合計228施設となっている。県内ではがんゲノム医療拠点病院は当センターと埼玉医科大学国際医療センターの2施設、連携病院は埼玉県立小児医療センター、埼玉医科大学総合医療センター、さいたま赤十字病院、獨協医科大学埼玉医療センターの4施設が指定されている。

## 松坂委員

がんゲノム医療の実績について、年間を通じてもう少し実績を上げられないのか。どの程度まで数値を上げられるのか。

### がんセンター事務局長

がん遺伝子検査を基に治療ができるかを検討するカンファレンスを月10件を目標に開催している。年間120件ほどの実績が上げられるように取り組んでいる。

### 委員長

暫時休憩する。再開は午前11時5分とする。 (11:00)

( 休 憩 )

### 委員長

委員会を再開する。 (11:06)  
何か発言はあるか。

### 並木委員

令和2年度に小児医療センターで小児生体肝移植を本格的に導入したとのことだが、その実績を伺う。また、移植するに当たってドナーが少ない、手術が難しい等の課題はあるか。

### 小児医療センター事務局長

令和2年度の実績としては8例実施している。さいたま赤十字病院と連携して生体肝移植を実施しているが、ドナーが不足しているような状況は現状においては無い。課題としては、緊急性を要する移植について連携して行う都合上、スケジュールや体制の早期の構築について検討を進めている状況である。

### 並木委員

体制というのは時間的な体制なのか、手術のスケジュールなのか。

### 小児医療センター事務局長

主に手術のスケジュールである。オペ室の調整等の速やかな対応が必要になる。

### 西山委員

- 1 令和2年度の一般会計からの繰入金の約135億円について、この繰入金が必要かどうか重要と考える。特別な事情による繰入金はどのくらいあり、それを除くと残りは幾らになるのか。毎年比較できる範囲の繰入金の額についてはおおよそどのくらいになるのか。
- 2 県立4病院のベッド当たりの単価はどのくらいになるのか。全国の他病院と比較すると埼玉県立病院の位置付けはどの辺りになるのか。
- 3 小児医療センターでは令和2年度に新型コロナウイルス感染症患者をどのくらい受け入れたのか。また、病床利用率が令和元年度と比べて10ポイント下がっているが理由は何なのか。小児医療センターの場合は新型コロナウイルス感染症患者をそこまで受け入れていないと思うが、その中でこれだけ病床利用率が下がっているのはなぜか。

### 埼玉県立病院機構本部長

- 1 一般会計からの繰入金は性質的に2種類ある。通常の運営に要する費用の部分と、投資的な経費に対する部分がある。先ほど御指摘のあった135億円というのは運営費の部分の負担金である。平成30年度決算では125億8,700万円、令和元年度決算では126億9,200万円、令和2年度決算では135億3,300万円と約125億円ほどで推移してきている中で、令和2年度決算では、地方独立行政法人化に要する経費が約11億円増加しており、その部分の経費が通常よりも多く発生していた。繰入金については、4病院で行う事業について、赤字補填ではなく政策的な医療や不採算なものについて、病院経営だけでは賄いきれない部分を、総務省の繰出基準に基づいて一般会計に負担してもらっている。現在そのまま運営を続けていくのであれば125億円という金額は一つの目安になると考えている。
- 2 ベッド当たりの単価の分析というものは行っていない。他県との比較について、病院の規模や提供している医療の内容も異なるため、繰入金をベッド数で割った比較分析等は現状行っていない。

### 小児医療センター事務局長

- 3 令和2年度に小児医療センターでは新型コロナウイルス感染症患者を5名受け入れた。4月から5月にかけては受診制限や可能なものについての手術延期の調整も行ったため患者の受診等が厳しい状況であった。外来は電話診療で対応させてもらったものもある。受入数は5名だが重症患者用のベッドについては8床確保している。患者数が減った要因としては、感染症を気にして受診を控える子供や家族がいたことや、子供の外での活動が制限されていたために外傷で救急搬送される患者が少なかったことが大きいと考える。

### 西山委員

- 1 125億が通常の繰入金の額ということだが、かつて繰入金が少ない時期は80億円を下回ったこともあったと記憶している。そこから比べると数十億円増えており、だんだん増えてきているのではないかと。総務省の基準によって出されていることは分かるが、経営面で改善の余地もあるのではないかと考えている。一時期と比べてここまで経常的に繰入金が増えた理由は何か。
- 3 小児の病床利用率が10ポイント下がったのは新型コロナウイルス感染症の影響なのか。それ以外の理由はないと考えているのか。

### 病院機構理事長

- 1 80億円前後であった繰入金が増えた最大の理由は小児医療センターの移転によるものである。さいたま市岩槻区にあった時は小児医療センター全体で約30億円の繰入金があった。さいたま新都心に移転した際に、集中治療、救急医療を充実させるための小児救急救命センターの設置や総合周産期母子医療センターの設置、医師・看護師の増員を行った。そのため小児医療センターそのものの総務省基準の繰入金が60億円を超えた。80億円前後から額が大きくなったのは、高度専門的な医療の増加及び小児医療センターの移転による機能の高度化が大きなポイントであると認識している。
- 3 小児医療センターの病床利用率が10ポイント下がった最大の理由は患者の受診抑制である。真っ先に子供の受診抑制がかかった。小児医療センターに限らず、日本中全てのクリニックで小児科と耳鼻咽喉科が20%から30%稼働が減り、そのため紹介され

る患者が少なくなった。もう一点は、感染対策のため皆がマスクをすることで子供が感染症にかからなくなり熱が出なくなる、また、子供が外に出る機会が減ったために怪我が減る等、様々な形で救急疾患が減ったことによるものである。

#### **西山委員**

県立病院の経営に当たっては繰入金について全国との比較は必要と考える。後ほど、全国的な比較、ベッド当たりの単価というような数字を資料として提供して出してほしい。

#### **埼玉県立病院機構本部長**

後ほど資料を用意し、事務局を通じて提供する。

#### **委員長**

ただ今、西山委員から資料要求があったが、委員会として要求するというだけでよいか。

< 了 承 >

#### **委員長**

それでは、委員会として要求することとする。

## 【説明者】

北島通次公営企業管理者、磯田和彦企業局長、鈴木柳蔵管理部長、高橋伸保水道部長、吉田薫総務課長、飯野由希子財務課長、佐藤和央地域整備課長、加藤政寿水道企画課長、鈴木喜弘水道管理課長、野口清隆主席工事検査員

## 【発言】

### 松井委員

- 1 工業用水道事業において、21年ぶりの赤字になったとあるが、純利益は平成28年度の3億7,000万円から減少が続いている。純利益の減少原因と、今後の給水収益を増加させる施策についてどう考えているのか。
- 2 企業債残高が、工業用水道事業、水道用水供給事業共に減少しているが、どのような考え方で借り入れているのか。超低金利の状況をメリットとして生かし、企業債を借り入れ、積極的に設備投資すべきと考えるがどうか。

### 水道企画課長

- 1 収入面では給水区域の住宅化により、事業所の廃業や移転などによる契約水量の減少が大きくなっている。支出面では施設の老朽化に伴い営業費用の維持管理費や固定資産撤去費の増加が大きくなっている。新規にショッピングセンター等へ営業を行っているが、使用する水が水洗トイレや空調などの雑用水ということもあり、契約水量の大幅な増加は見込めない状況である。安定的な経営を確保するためには、ライフサイクルコストの縮減や施設のダウンサイジングによる維持管理費の縮減などに取り組んでいく必要があると考えている。

### 財務課長

- 2 工業用水道事業においては、新たに企業債を発行しないことを基本的な考え方としている。その結果、令和9年度末に企業債残高が0になる見込みである。水道用水供給事業においては、主に施設の建設工事や水源開発負担金などの建設改良費に充当することとしている。耐用年数が比較的短い設備更新などの財源には手持ち資金を充当するという考え方で実施している。積極的に設備投資を行うべきとの意見についてだが、水道用水供給事業については、今後、高度浄水処理施設の整備や吉見浄水場の拡張関連整備など大規模事業が予定されている。事業全体のキャッシュフローを見ながら、企業債の借入れを増やすことも検討し、必要な設備投資をしっかりと行っていく。

### 萩原委員

- 1 資料6「県内の工業用水道事業の推移」から、長期的に契約事業所数と給水収益が減少しており、このままではさらに減少していくと想定される。抜本的な解決をどう考えているのか。
- 2 柿木浄水場の耐震計画の金額と計画期間について伺う。
- 3 水道施設の管路の老朽化対策の状況について伺う。

## 水道企画課長

1 工業用水道事業は大事なインフラと考えている。そのため、経営努力としてライフサイクルコストの縮減に一層努めていくとともに、料金制度などについても再度検討を行い、受水企業の意見を聞きながら経営を進めていきたいと考えている。

## 水道管理課長

- 2 柿木浄水場の耐震化の事業費は総額約17億円であり、計画期間は令和元年度から令和6年度である。
- 3 水道の管路の老朽化について、777キロメートルの管路の管理をしているが、そのうちの41%の315キロメートルの耐震化が完了している。

## 萩原委員

工業用水道事業は、このままの状態では収益が下がっていかざるを得ない。ライフサイクルコストについて、どのように考えているのか。

## 水道企画課長

ライフサイクルコストは、施設の修繕費や動力費などで、施設規模を受水量の減少に合わせてダウンサイジングするなどによって減らしていきたい。

## 山本委員

- 1 最近、和歌山市で水管橋の崩落事故が発生した。県が維持管理している水管橋はどのような点検を実施しているのか。また、水管橋の災害対策はどのようにしているのか。
- 2 地域整備事業のゴルフ場施設貸付収入について、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に伴う休業により5,200万円を減額したとあるが、貸付料の減額は何の基準で算出しているのか。新型コロナウイルス感染症以外の理由で貸付料を減免したことはあるのか。

## 水道管理課長

- 1 水管橋は毎月1回、目視で安全点検を実施している。今回の和歌山市の事故を受け、和歌山市と同じアーチ橋形式の水管橋の緊急点検を実施し、つり材等にひび割れや破断などの異常がないことを確認した。また、地震対策として水道管の落橋防止と、伸縮管の抜け出し防止を目的に、平成9年度から平成14年度の6年間をかけて、耐震補強が必要とされた59橋について工事を実施し、全て完了している。

## 地域整備課長

- 2 最初の緊急事態宣言の令和2年4月8日から5月31日まで54日間休業したが、災害等によりゴルフ場として営業できなくなった場合には、貸付料を減額している。年額の貸付料を日割り計算して1日当たりの金額を算出し、休業日数の54日かけた額を減額している。新型コロナウイルス感染症以外を理由とする減免については、直近では、令和元年度の台風第19号によりゴルフ場が冠水した際、この間の貸付料を減免した。過去5年間では、台風やクラブハウスの改修に伴う休業による減免をしている。

## 守屋委員

- 1 決算書4ページの工業用水道事業剰余金の中で当年度の純損失が1億7,100万円とあるが、この内訳について伺う。
- 2 柿木浄水場の耐震補強工事はいつ頃完了するのか。また、水道管など計画的に点検をしているのか。
- 3 原子力発電事故に伴う対応について、放射性物質の測定及び浄水発生土の適正な管理保管を実施したとあるが、どのようなことを、年に何回実施しているのか。
- 4 決算審査意見書2ページに、「維持管理費が5割強、減価償却費が3割程度を占めている。施設・設備の経年化が進んでいる中では、減価償却費は段階的に増加し、経営に影響を及ぼす」と指摘されているが、これに対してどのような検討をするのか。
- 5 草加柿木産業団地は、雇用人数が3,180人に対して正規雇用が696人、パートなど非正規雇用が2,484人となっており、非正規雇用が多い。非正規雇用の処遇については、県はどのように捉え、企業に対してどのように指導しているのか。

### 財務課長

- 1 令和2年度は、給水収益が横ばいであった一方、維持管理費や施設の更新に伴う除却の費用の増加により、経常利益が前年度より2億300万円減の2,200万円となった。増加した費用の内訳は、修繕が8,700万円の増、施設の更新に伴う除却の費用が1億700万円の増などとなっている。さらに施設のダウンサイジングに伴う大久保浄水場沈でん池撤去等1億9,300万円の特別損失を計上したことにより、1億7,100万円の純損失となった。

### 水道管理課長

- 2 柿木浄水場の耐震補強工事については、令和6年度完成を目標に施工中である。また、水道管については、管路の巡視パトロールを毎月実施しており、水管橋や道路上のマンホールの劣化状況を目視により確認している。
- 3 福島第一原子力発電所の事故後、浄水発生土から放射性物質が検出されたため、各浄水場内に整備費用約4億2,300万円をかけ、専用保管施設を築造し、放射性物質濃度が高い浄水発生土を適正に保管している。また、浄水発生土の放射性物質濃度を2週間ごとに測定するとともに、浄水場敷地境界などの空間放射線量を3か月に1回測定し、ホームページで公表している。

### 水道企画課長

- 4 施設・設備の更新コストは、稼働開始時の減価償却費に影響を及ぼすため、施設・設備の実態や今後の契約水量の動向等を踏まえた上で、省エネ機器や低コストの工事方法などを採用することにより建設費のコストダウンを図っていく。また、浄水場等の余剰施設の整理により、施設規模を需要に見合ったものとするところによるライフサイクルコスト等の縮減や収入に見合った適正な投資を考えていく。さらに大口受水企業を中心に、経営状況等の意見交換を積極的に行いながら、工業用水道事業の経営の維持のために、双方にとってメリットがあるような経営改革に取り組んでいく。

### 地域整備課長

- 5 工場等の建設の条件として、法令を遵守することを条件としているが、正規雇用や非正規雇用について特別な指導は行っていない。

### 守屋委員

非正規雇用を正規雇用者にしていくことは重要であり、産業団地の立地企業についても、県が対応を指導すべきと考えるがどうか。

#### **地域整備課長**

分譲契約後、企業が工場等を建設し、操業開始の際に「操業開始届」の提出を受けており、実際の雇用状況は確認している。企業局としては産業団地を造成して分譲する役割を担っているが、それ以上のことは難しいと考えている。

#### **松坂委員**

水道の管路について、管路の耐用年数、令和2年度に更新した管路、更新しなければならない規模について伺う。

#### **水道管理課長**

管路の耐用年数については、少なくとも60年以上は健全性を保つことができる。管路の更新については、地震等により被害を受けた場合に影響が大きく、かつ年数の古い管路約31キロメートルの耐震化を実施中であり、令和2年度は管路更新ルートを選定を行った。

#### **石川委員**

工業用水道事業について、給水能力を保っている一方、契約水量は減少していることが問題になっている。そこで、雑用水の供給先の開拓も行っていると思うが、令和2年度の取組について伺う。給水エリア6市内の大型商業施設や公共施設などにおいては、工業用水はほぼ飽和状態であり、新規開拓の見込みがないと捉えているのか、それとも掘り起こせばこれから開拓できると捉えているのか。

#### **水道企画課長**

雑用水は使用水量が非常に少なく、新たに配管を引くと費用がかかるため、既に配管が布設されている場所を中心に営業活動を行い、契約を目指している。しかし、雑用水を使用するところがないのが現状であり、最近は工事のために雑用水を使用することが多くなっている。

#### **石川委員**

雑用水については、配管が既にあるところにしか広げていけないため、大口受水企業との協議などに活路を見出すしかないと考えているのか。

#### **水道企画課長**

大口受水企業との契約の中で増量も含めて、受水企業の経営状況等を調べながら、営業活動を実施していく予定である。なお、草加柿木産業団地については、分譲企業と契約できる見込みで、その分については増量となると考えている。

#### **高橋（稔）委員**

水道用水供給事業の損益計算書について、営業外収益の長期前受金戻入約51億円、特別利益約50億円、特別損失約94億円のそれぞれの内容について伺う。

### 財務課長

長期前受金戻入については、固定資産取得に対する補助金を得て施設の整備を行っているが、補助金分を含めた取得価格で減価償却を行っている。減価償却費のうち補助金相当額を長期前受金戻入として、営業外収益に約51億円計上している。特別利益と特別損失の主な内容は、霞ヶ浦導水事業撤退等に伴う特別損失が93億4,300万円、特別利益が49億6,900万円で、差額の43億7,400万円が事業撤退に伴う損失となっている。特別損失は、霞ヶ浦導水事業への既に支払った負担額64億8,000万円と今後の支払い見込額28億6,000万円である。特別利益は国庫補助金見合い額等の長期前受金戻入に相当する額である。

### 高橋（稔）委員

霞ヶ浦導水事業撤退に伴い特別利益が発生する理由は何か。

### 財務課長

霞ヶ浦導水事業に対する国庫補助金を受けており、貸借対照表上、長期前受金に計上していたが、事業撤退に当たり、貸借対照表から長期前受金を減額するのに伴い特別利益を計上している。

### 高橋（稔）委員

長期前受金戻入について、営業外収益と特別利益との違いは何か。

### 財務課長

営業外収益は、毎年の減価償却費に対応する国庫補助金見合い額であり、特別利益は、霞ヶ浦導水事業に対する国庫補助金見合い額である。

---

**【説明者】**

今成貞昭下水道事業管理者、海老原正明下水道局長、松塚研一下水道管理課長、岸田秀参事兼下水道事業課長

---

**【発言】**

**渡辺委員**

- 1 汚水処理費の約2割を占める電気料は約38億円であり、前年度に比べて7億3,000万円減少したとのことであるが、電気料が減少した理由を伺う。
- 2 電気料が事業の中で費用の大きな割合を占めている。電気料削減のために経営的な面で令和2年度にどのような取組を行ったのか。
- 3 資料7の太陽光発電の状況で、中川水循環センター、小山川水循環センターでの令和2年度発電量がそれぞれ237万キロワット、204万キロワットとある。それぞれの施設の最大発電量に対して、どれくらいの割合になるのか。

**下水道管理課長**

- 1 原油価格の下落に伴い燃料費調整単価が大きく低下したため、前年度比約5億円の減少となった。また、入札による単価の低下によって約2億円の減少となっている。

**参事兼下水道事業課長**

- 2 省エネ機器の導入を進めている。例えば、最も多く電力を使用するばっ気については、送る空気を細かくすると効率がよくなるため、順次超微細散気装置に取り替えている。
- 3 太陽光発電は太陽の出ている間常に稼働しており、その合計年間発電量がそれぞれ237万キロワットと204万キロワットとなったものである。

**渡辺委員**

太陽光発電として、想定していた最大の発電量に対しての割合はどうか。

**参事兼下水道事業課長**

ケーブル盗難による発電停止期間があったが、それを除けばおおむね想定どおりの発電量が得られたと考えている。

**渡辺委員**

電力消費量は年間や日中で上下変動があると思うが、例えばデマンドコントローラーのようなもので電気代削減の取組は行ったのか。

**参事兼下水道事業課長**

デマンドコントロールは行っていないが、これからの新しい取組として、下水道公社でAIによる水処理を導入していきたいと考えている。水を一定の水質に保つことを前提として電力消費量を最適化して、電力消費量や二酸化炭素排出量の低減にAIがどの程度貢献できるか研究していきたい。

## 山本委員

- 1 資料3「改善又は検討を要する事項とその措置状況」で、県内業者の受注機会拡大に引き続き取り組むとしているが、昨年度具体的にどの程度発注しているのか。また、県内業者への発注拡大に向けどのように取り組んでいるのか。
- 2 政府は2030年度の温室効果ガスの排出削減目標を、2013年度比で46%減と削減目標の引上げを決定した。流域下水道から排出される温室効果ガスは、県事業の全体の約6割を占めるとのことだが、流域下水道事業ではこれまでどのような取組を行い、今後はどう進めていくのか。

## 参事兼下水道事業課長

- 1 令和2年度においては、下水道局で発注した土木工事49件、建築工事1件の全てで県内企業が受注した。機械・電気工事については、個々の設備を組み合わせて施設として最適化を図るように構築する工事が主であることから、全国規模の大手プラントメーカーを対象とする工事が多いが、県内企業向けの分離発注、県内企業を構成員とする共同企業体の活用、県内企業に加点を行う総合評価方式などの入札方式を積極的に活用し、県内企業の受注機会を拡大する工夫を講じた。この結果、令和2年度に発注した機械・電気工事44件のうち19件を県内企業が受注した。
- 2 下水道局では「流域下水道地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガス削減に取り組んできた。その結果、令和元年度には2013年度比で温室効果ガスを15%削減した。具体的には、汚泥の高温焼却や超微細散気装置の導入を順次行っている。また、汚泥消化設備の導入により、元荒川水循環センターと中川水循環センターで年間合計約15,500トンの二酸化炭素排出量の削減を見込んでいる。そのほか、太陽光発電やバイオマス発電により二酸化炭素換算で年間約8,300トンの削減に貢献している。今後新たな取組として、古利根川水循環センターへの汚泥消化設備の導入と、令和4年度以降に荒川水循環センター、新河岸川水循環センター及び元荒川水循環センターへ焼却炉発電を順次導入することを検討している。さらに、汚泥の肥料化で汚泥処理量を減少させ、一酸化二窒素などの温室効果ガスを削減させることや、AIによる水処理の最適化運転により使用電力を低減させることも検討している。

## 守屋委員

- 1 荒川上流流域下水道において自家発電設備改築工事を実施したとのことだが、他の流域下水道の自家発電設備は万全なのか。
- 2 決算書21ページの資産減耗費で、固定資産除却費2億9,300万円と固定資産撤去費があるが、どのようなものなのか。
- 3 公営企業会計決算審査意見書56ページ「留意又は改善を要する事項」に「市町の下水道を県の流域下水道に接続して最終処理をしている点では同じであり、広域行政を担う県として単価差が広がることへの対応が必要であると考えられる」とあるが、この点についてどのように検討したのか。
- 4 国は温室効果ガスの排出削減目標を2030年度までに46%減と引き上げたが、県の目標とギャップがある。下水道局では、国の目標とのギャップをどう考えているか。

## 参事兼下水道事業課長

- 1 下水道局では、停電発生時でも流下機能を維持するため、全ての処理場とポンプ場で自家発電設備を整備している。当該工事は、既存の自家発電設備が老朽化したことによ

り改築したものである。令和元年度に国から48時間分の燃料貯蔵の考えが示され、国庫補助の対象となったことから、下水道局では48時間の停電にも対応できるよう、燃料タンクの容量を変更した。他の自家発電設備についても、ストックマネジメント計画に基づき、計画的に老朽化対策を実施し、併せて長時間の停電にも対応していく。

- 4 下水道局においては、2030年度に30%削減する計画を策定していた。その後、国の46%削減の方針が示されたことを受けて、下水道局内に流域下水道地球温暖化対策実行計画を設置して、更なる削減対策の検討を行っている。

#### 下水道管理課長

- 2 施設の更新工事に伴い古いものを新しいものに取り替えるが、古い施設で帳簿に残っている残価を0にするものが固定資産除却費である。固定資産撤去費は、実際に撤去するために要した工事費であり、令和2年度の1,800万円は鉄塔撤去に要した工事費を計上したものである。
- 3 日本最大級の荒川左岸南部流域と県内最小の荒川上流流域では、処理水量に100倍以上の開きがあるため、単価に差が生じる。取組として、太陽光発電の売電益を赤字が生じている流域の補填に回している。また、中川水循環センターでバイオガス発電を開始し、そのバイオガス売却に伴う利益の一部を県全体の利益となるような方策に活用できないか検討してきた。今後、県全体の流域の利益になるような活用をし、単価差の是正に取り組む。

#### 守屋委員

広域行政を担う県として単価差が広がることは問題であり、今後も努力が必要であるが、令和2年度中、今後の計画について市町村と話し合いをしたのか。

#### 下水道管理課長

以前から続けていることだが、農業集落排水を流域下水道に接続し、水量の確保を図るべく協議を続けている。令和3年度から深谷市と久喜市で供用を開始する。令和4年度以降も順次接続するよう協議を続けている。また、公共下水道で発生する下水汚泥を流域下水道の処理場で受け入れ、共同処理を進めている。県と市町村の双方の費用の削減につながる取組を続けていく。

#### 西山委員

- 1 太陽光発電の発電状況について、それぞれの水循環センターの使用電力量と比較して、何%に当たる量を発電しているのか。
- 2 バイオガス発電では民間事業者がガスを購入して民設民営で発電を行うとのことだが、その民間事業者は具体的にどこか。また、発電機は下水処理場の施設内にあるのか。
- 3 バイオガスの売却益を県全体の利益になるように活用という話があったが、令和2年度はどのくらいの売却益が出ているのか。
- 4 売却益が出るのであれば、民設民営で行わず下水道事業として行えばよいのではないのか。電力会社に売却するのではなく、まず、下水道事業で発電した電力を使用し、残りを売却するなどの検討はしたのか。

#### 参事兼下水道事業課長

- 1 太陽光発電の使用電力量に対する割合については、手元に使用電力量の資料がないた

め、回答が困難である。

- 2 バイオガス発電事業者は、元荒川水循環センターは大原鉄工所、中川水循環センターは東京センチュリーと月島機械のJVである。発電機は処理場の敷地内にあり、処理場の土地を賃貸して民間事業者が発電を行っている。
- 3 令和2年度は、元荒川水循環センターでは約7,400万円の売却益が出ている。
- 4 下水道事業としては、まず汚泥を消化して減らしてガスを生み出し、そこから先については発電事業となるので、民間が運営した方が効率的な経営ができると考えている。民間事業者はFIT制度を活用して売電している。一般に買う単価より高い値段で売ることができるため、経済性だけを考慮すれば、下水処理場で使用するよりも売却した方が経済性がある。

#### 下水道管理課長

- 3 売却益について補足だが、売却利益の活用で合意が得られた中川水循環センターは、今年11月から稼働しているため、令和2年度に収入計上はない。予定どおり順調にガスが発生した場合、年間で約3億円の売上げとなる見込みである。そのまま利益になるわけではなく、事業スキームとしては収支均衡になると考えている。ただし、年間3億円の現金収入が見込めるため、その一部を県に帰属させて、中川流域を含めた県全体の利益になるよう活用していこうというものである。

#### 西山委員

- 1 太陽光発電の使用電力量に対する割合について資料要求する。
- 2 バイオガス発電を行ってガスを売却するというスキームを実施しているのは埼玉県以外に全国にどの程度あるのか。

#### 参事兼下水道事業課長

- 2 令和元年度末のデータだが、全国の100を超える処理場で消化ガス発電を実施している。

#### 委員長

ただ今西山委員から資料要求の申し出があったが、委員会として要求することとしてよいか。

< 了 承 >

#### 委員長

それでは、委員会として要求することとする。執行部においては、速やかに提出願う。